平成25年度
整備主任者研修　法令研修資料

【四国運輸局地域教材】

目　　　　次

第１章　点検整備関係

1	「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」の一部改正について 〔平成２５年３月２２日四運技整第３９８号の２〕	1
2	「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領について」の一部改正について 〔平成２５年３月２２日四運技整第３９９号の２〕	6
3	「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領の運用について」の一部改正について 〔平成２５年３月２２日四運技整第４００号の２〕	10
4	「指定自動車整備事業関係事務処理要領」の一部改正について 〔平成２５年３月２２日四運技整第４０１号の２〕	12
5	「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」の一部改正について 〔平成２５年３月２２日四運技整第４０２号の２〕	15
6	前照灯試験機の新光源に関する対応について（情報提供） 〔平成２５年６月２８日事務連絡〕	18
7	自動車点検整備推進運動の実施について（依頼） 〔平成２５年７月２６日国自整第８２号〕	23
8	自動車のエンジンオイルフィルタの誤った取り付けによる火災にご注意！	30
9	車検・法定点検時におけるオルタネータへのオイル付着確認について	31

第２章　検査業務関係

1	平成２４年度のリコール届出件数及び対象数について（速報値） 〔平成２５年４月１２日国土交通省〕	32
2	荷台を架装する前の貨物自動車（キャブ付きシャシ）の認定制度をつくります。 「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」等に係る意見募集について〔平成２５年６月２８日国土交通省〕	36
3	エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！ 〔平成２５年６月２８日国土交通省〕	40
4	「超小型モビリティの導入促進」事業の対象案件の決定について 〔平成２５年６月２８日国土交通省〕	43

５	電気自動車等の安全性に係る協定規則の改正に伴う道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について 〔平成２５年７月１２日国土交通省〕	46
６	香川県小豆郡土庄町豊島における超小型モビリティの先導導入について ～一般の皆様に超小型モビリティにお乗り頂ける最初の事業です～ 〔平成２５年７月１９日国土交通省〕	51
7	超小型モビリティの認定制度について	54
８	制動装置に係る協定規則並びに操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則の採用に伴う道路運送車両の保安基準等の一部改正について 〔平成２５年８月３０日国土交通省〕	82
９	「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正に係る意見の募集について 〔平成２５年８月３０日国土交通省〕	90
10	検査場における受検車両に係る事故防止の徹底について 〔平成２４年１１月２０日国自整第１５６号の２〕	94
11	自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について 〔平成２４年１２月１４日国自技第１７６号〕	96

第３章　自動車検査独立行政法人関係

１	審査事務規程の第５９次改正 〔平成２４年９月２１日プレスリリース〕	106
２	審査事務規程の第６０次改正 〔平成２５年２月２７日プレスリリース〕	107
３	自動車のマフラーに対する加速走行騒音性能規制等の概要について （マフラー（消音器）に対する騒音対策の強化！）	109
４	自動車検査場での事故防止について	118
５	不正改造車を排除する取り組みの実施結果（平成２４年度） ［カスタムカーショーで１１３台の改造車に文書による注意喚起］［自動車用品店で７７件の自動車部品・カー用品に注意喚起］〔平成２５年６月２６日プレスリリース〕	124
６	平成２４年度の不当要求行為は１７１件発生 ーピーク時（平成１９年度）の１／４まで減少ー 〔平成２５年６月２６日プレスリリース〕	126

第４章　軽自動車検査協会関係

１	協会の業務等	130

２	軽自動車／車両番号標の取付け注意！	133
３	最近の検査場における事故状況について	134
４	軽自動車検査標章の様式改正について	135
５	受検者の皆様へ	136
６	高度化システムについて	138

第５章　参考資料

１	自動車整備事業の認証、優良、指定等に係る集計結果【全国平成２４年度】	139
２	自動車整備事業の認証、優良、指定等に係る集計結果【四国平成２４年度】	143
３	平成２４年度未認証行為に関する情報件数【四国運輸局管内】	147
４	「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」強化月間（６月）における街頭検査の実施結果　～不正改造車２１４台に整備命令を発令～ 〔平成２５年８月６日国土交通省〕	148
５	定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表	149
６	問合せ一覧	150

四運技整第３９８号の２
平成２５年３月２２日

四国自動車整備振興会連合会会長　殿

四国運輸局長

「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」の
一部改正について

「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」（平成元年３月２２日付け四運整整第５８号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成２５年４月１日以降はこれにより実施することとしましたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

別添

「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」新旧対照表

（四運整整第５８号
平成元年３月２２日）

改正	現行
別添 自動車分解整備事業認証業務処理要領	別添 自動車分解整備事業認証業務処理要領
自動車分解整備事業（以下「分解整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによる。	自動車分解整備事業（以下「分解整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによる。
第１　（略）	**第１**　（略）
第２　申請書の受理等 １　運輸支局長は、申請書及び変更届等の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ受理し、速やかに運輸局長あて進達するとともに、自動車分解整備認定システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。 また、運輸支局長等において専決として処理するものについても同様に、システムに必要事項を入力するものとする。 なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。 ２　運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、その日付及び理由を明確にしておくこと。	**第２　申請書の受理等** １　運輸支局長は、申請書及び変更届等の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ、受理し、速やかに運輸局長あて進達するものとする。 なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。 ２　運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、理由を明確にしておくこと。
第３　（略）	**第３**　（略）
第４　認証書の交付等 １　運輸局長が分解整備事業の認証を行った場合は、申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第１第２項に係る変更の場合にあっては決裁日を速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。 ２～４　（略）	**第４　認証書の交付等** １　運輸局長が分解整備事業の認証を行った場合は、申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第１第２項に係る変更の場合にあっては決裁日を速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知する。 ２～４　（略）
第５　認証申請者に対する指導 １　各県自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。 ２　各県自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。	**第５　認証申請者に対する指導** １　（社）自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。 ２　（社）自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。

改正	現行
附　則 １　この要領は、平成元年４月１日から実施する。 ２　「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」（昭和５８年７月１８日・高陸整第２３０号）は、平成元年３月３１日限り廃止する。 ３　平成元年３月３１日以前に認証を受けた事業者にあって、第４第２項の認証番号に枝番があるものについては、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。	（略）
附　則（平成７年５月２５日四運整整第１２９号） １　この要領は、平成７年７月１日から実施する。 ２　平成７年６月３０日以前に普通認証を受けた事業者は、平成７年７月１日より対象とする自動車に普通（乗用）が追加となるが、認証書については書き換えるまでの間はなお従前のとおりとする。 ３　「機械、計器、工具一覧表」（第７号様式）中サーキットテスタ、充電器、ハンディ・バキューム・ポンプ、ダイヤルゲージ（いわゆる代替機器）については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれボルト・メータ又はアンペア・メータ、バッテリ・テスタ、バキューム・テスタ、ダイヤルゲージ付トースカンであってもそれらの機器とみなす。	（略）
附　則（平成９年２月２０日四運整整第３８号） １　この要領は、平成９年９月２０日から実施する。 ２　平成９年２月２０日以前に認証を受けた事業者において、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。	（略）
附　則（平成１０年３月１９日四運整整第７７号） １　この要領は、平成１０年４月１日から実施する。	（略）
附　則（平成１０年１１月２０日四運整整第３６３号） １　この要領は、平成１０年１１月２４日から実施する。	（略）
附　則（平成１２年３月１４日四運整整第８３号） １　この要領は、平成１２年４月１日から実施する。	（略）
附　則（平成１２年９月２９日四運整整第３１３号） １　この要領は、平成１２年１０月１日から実施する。	（略）
附　則（平成１４年８月１９日四運技整第４７号） １　この要領は、平成１４年９月１日から実施する。	（略）
附　則（平成１５年６月１６日四運技整第９３号） １　この要領は、平成１５年６月１６日から実施する。	（略）

改正	現行

附　則（平成１７年１１月１日四運技整第２１５号）

１　この要領は、平成１７年１１月１日から実施する。

附　則（平成２２年３月１９日四運技整第３５２号）

１　この要領は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則（平成２５年３月２２日四運技整第３９８号）

１　この要領は、平成２５年４月１日から実施する。

別表

自動車分解整備事業の認証に関する手続一覧表

必要な書類等＼申請等の内容			様式	1 新たに認証を申請する時	2 事業者の氏名又は名称を変更した時	3 事業者の法人組織を変更した場合	4 事業者の住所を変更した時	5 事業場の所在地を変更した時	6 事業場の名称を変更した時	7 屋内作業場の面積間口奥行を変更した時	8 事業者が死亡した時	9 事業を合併した時	10 事業を分割した時	11 事業を譲渡した時	12 事業を廃止した時	13 対象自動車又は対象装置の変更：認証の種類が変らない時 注7	13 対象自動車又は対象装置の変更：認証の種類が変る時 注3	14 整備主任者：新たに選任した時	14 整備主任者：氏名等に変更があった時	14 整備主任者：解職した時	15 認証書の再交付を受けたい時	16 法人の役員に変更があった時	17 業務範囲の限定を解除・変更する時
申請（届出）者				事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	相続人（単数のこと）	合併後存続する法人又は合併により設立された法人	分割により事業を承継した法人	譲受人	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
提出期限（変更の日から以内）			様式		30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日			15日	15日	15日		30日	
申請書等	2部	自動車分解整備事業認証申請書（変更届）	1	○	○	○	○注5	○	○	○注5	○	○	○注2	○注2		○	○						
申請書等	2部	自動車分解整備事業廃止届	3												○								
申請書等	2部	認証書再交付申請書	5																		○		
申請書等	2部	自動車分解整備事業の業務範囲の限定解除（変更）申請書	6																				○
申請書等	1部	整備主任者届	2	○														○	○	○			
申請書等	1部	法人の役員変更届	4																			○	
添付資料	2部	機械・計器・工具一覧表	7	○				※						※		○	○						○
添付資料	2部	申告書	8	○		※					○	○	○	○									
添付資料	2部	作業場平面図	注1	○				※		○注5						○	○						
添付資料	2部	届出者の相続者であることがわかる書面	★								○												
添付資料	2部	商業登記簿謄本	★	△	△	○	△注5					○	○注4	△								○注5,8	
添付資料	2部	戸籍謄本	★		□						○								○注5				
添付資料	2部	住民票等事業者の住所が確認できるもの	★	□			□注5				○			□									
添付資料	1部	事業場の住所が確認できるもの		○				○															
添付資料	1部	土地・建物借用書の写し等		※				※					※	※									
添付資料	1部	自動車整備士技能検定試験合格証書の写し等		○														○					
認証書の返付					○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○						○

○：提出を必要とするもの
△：法人の場合のみ必要なもの
□：個人の場合のみ必要なもの
※：場合によっては必要なもの

注１
(1) 日本工業規格Ａ列４番又は折りたたんだ状態でＡ列４番とする。
(2) 屋内作業場及び車両置場の寸法（１０cm未満切捨）を記入すること。
(3) 指定工場の場合は、指定工場レイアウトを記載した図面も同時に添付すること。

注２　第１号様式中、事業の譲渡：譲渡人欄には事業の譲渡にあっては譲渡人、事業の分割にあっては分割前の法人を記入、押印（実印）することとする。

注３　平成７年７月１日以降において、小型自動車（対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの）の認証を同年６月３０日までに受けている事業者が普通自動車（対象とする自動車がその他のもの）の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業認証申請書及び認証書の返付で足りるものとする。

注４　必要に応じて、分割により事業を承継したことが確認できるもの。

注５　「４　事業者の住所を変更した時」、「７屋内作業場の面積間口奥行を変更した時」、「１４整　備主任者氏名等に変更があった時」及び「１６法人の役員に変更があった時」の場合は、１部でよい。

注６　「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。

注７　機械・計器・工具、作業場の面積等に変更がない場合は、必要に応じて添付書類を省略できる。

注８　同一事業者が複数の事業場を有する場合は、第４号様式の２を添付することにより、他の事業場に係る変更届の提出に代える。

（現行）

（略）

（略）

（追加）

別表

自動車分解整備事業の認証に関する手続一覧表

必要な書類等＼申請等の内容			様式	1 新たに認証を申請する時	2 事業者の氏名又は名称を変更した時	3 事業者の法人組織を変更した場合	4 事業者の住所を変更した時	5 事業場の所在地を変更した時	6 事業場の名称を変更した時	7 屋内作業場の面積間口奥行を変更した時	8 事業者が死亡した時	9 事業を合併した時	10 事業を分割した時	11 事業を譲渡した時	12 事業を廃止した時	13 対象自動車又は対象装置の変更：認証の種類が変らない時 注7	13 対象自動車又は対象装置の変更：認証の種類が変る時 注3	14 整備主任者：新たに選任した時	14 整備主任者：氏名等に変更があった時	14 整備主任者：解職した時	15 認証書の再交付を受けたい時	16 法人の役員に変更があった時	17 業務範囲の限定を解除・変更する時
申請（届出）者				事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	相続人（単数のこと）	合併後存続する法人又は合併により設立された法人	分割により事業を承継した法人	譲受人	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
提出期限（変更の日から以内）			様式		30日	30日	30日	30日	15日	30日	30日	30日	30日	30日	30日			15日	15日	15日		30日	
申請書等	2部	自動車分解整備事業認証申請書（変更届）	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○注2	○注2		○	○						
申請書等	2部	自動車分解整備事業廃止届	3												○								
申請書等	2部	認証書再交付申請書	5																		○		
申請書等	2部	自動車分解整備事業の業務範囲の限定解除（変更）申請書	6																				○
申請書等	1部	整備主任者届	2	○														○	○	○			
申請書等	1部	法人の役員変更届	4																			○	
添付資料	2部	機械・計器・工具一覧表	7	○				※						※		※	○						○
添付資料	2部	申告書	8	○		※					○	○	○	○									
添付資料	2部	作業場平面図	注1	○				※		○						※	○						
添付資料	2部	届出者の相続者であることがわかる書面	★								○												
添付資料	2部	商業登記簿謄本	★	△	△	○						○	○注4	△								○注5	
添付資料	2部	戸籍謄本	★		※						○								○				
添付資料	2部	住民票等事業者の住所が確認できるもの	★	○			○				○			○									
添付資料	1部	事業場の住所が確認できるもの		○				○															
添付資料	1部	土地・建物借用書の写し等		※				※					※	※									
添付資料	1部	自動車整備士技能検定試験合格証書の写し等		○														○					
認証書の返付					○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○						○

○：提出を必要とするもの
△：法人の場合のみ必要なもの
※：場合によっては必要なもの

注１
(1) 日本工業規格Ａ列４番又は折りたたんだ状態でＡ列４番とする。
(2) 屋内作業場及び車両置場の寸法（１０cm未満切捨）を記入すること。
(3) 指定工場の場合は、指定工場レイアウトを記載した図面も同時に添付すること。

注２
第１号様式中、事業の譲渡：譲渡人欄には事業の譲渡にあっては譲渡人、事業の分割にあっては分割前の法人を記入、押印（実印）することとする。

注３
平成７年７月１日以降において、小型自動車（対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの）の認証を同年６月３０日までに受けている事業者が普通自動車（対象とする自動車がその他のもの）の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業認証申請書及び認証書の返付で足りるものとする。

注４
必要に応じて、分割により事業を承継したことが確認できるもの。

注５
「１６　法人の役員に変更があった時」の場合は　、１部でよい。

注６
「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。

注７
機械・計器・工具、作業場の面積等に変更がない場合は、必要に応じて添付書類を省略できる。

改正	現行

改正

第７号様式

機械・計器・工具一覧表

事業場名

作業機器等 ＼ 数量及び性能等		数量	品質・形状・機能（最大性能のものを記入）	参考基準等
作業機器	（１）プレス		能力　トン	2トン以上
	（２）エア・コンプレッサ		動力　ワット・空気圧　KPa(kgf/cm²)・タンク容量　ﾘｯﾄﾙ	18ワット・5kgf/cm²・15ﾘｯﾄﾙ以上
	（３）チェーン・ブロック		吊り上げ能力　トン	小型 0.5t・普通、大特 1t以上
	（４）ジャッキ		押し上げ能力　トン トン	小型 1t・普通(小) 3t以上 普通(中) 5t以上
	（５）バイス		口金の幅　ｍｍ	幅 ７５ｍｍ以上
	（６）充電器			
作業計器	（１）ノギス		最大測定値　ｍｍ	測定値 １５０ｍｍ以上
	（２）トルク・レンチ		測定範囲　～　Ｎ・ｍ(kgf・m)	
点検計器及び点検装置	（１）サーキット・テスタ			
	（２）比重計			スポイト式
	（３）コンプレッション・ゲージ			ｶﾞｿﾘﾝ・ｴﾝｼﾞﾝ用
	（〃）コンプレッション・ゲージ			ｼﾞｰｾﾞﾙ・ｴﾝｼﾞﾝ用
	（４）ハンディ・バキューム・ポンプ			
	（５）エンジン・タコ・テスタ			
	（６）タイミング・ライト			
	（７）ノズル・テスタ			
	（８）シックネス・ゲージ		リーフ長さ　ｍｍ・リーフ枚数　枚	ﾘｰﾌ長さ75mm・ﾘｰﾌ枚数8枚以上
	（９）ダイヤル・ゲージ			
	（10）トーイン・ゲージ			
	（11）キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	（12）ターニング・ラジアス・ゲージ			
	（13）タイヤ・ゲージ			
	（14）亀裂点検装置			
	（15）検車装置			
	（16）一酸化炭素測定器		ﾒｰｶｰ　測定範囲　％～　％ 型式	型式認定番号
	（17）炭化水素測定器		ﾒｰｶｰ　測定範囲　ppm～　ppm 型式	型式認定番号
工具	（１）ホイール・プーラ			
	（２）ベアリング・レース・プーラ			
	（３）グリース・ガン		吐出圧　ｋｇｆ／cm²	吐出圧 100kgf/cm²以上
	（４）部品洗浄槽		縦　㎜・横　㎜・深さ　㎜	2輪自動車 400×500×150以上 他の自動車 500×700×150以上

（日本工業規格 Ａ列４番）

現行

第７号様式

機械・計器・工具一覧表

事業場名

作業機器等 ＼ 数量及び性能等		数量	品質・形状・機能（最大性能のものを記入）	参考基準等
作業機器	（１）プレス		能力　トン	2トン以上
	（２）エア・コンプレッサ		動力　ワット・空気圧　KPa(kgf/cm²)・タンク容量　ﾘｯﾄﾙ	18ワット・5kgf/cm²・15ﾘｯﾄﾙ以上
	（３）チェーン・ブロック		吊り上げ能力　トン	小型 0.5t・普通、大特 1t以上
	（４）ジャッキ		押し上げ能力　トン トン	小型 1t・普通(小) 3t以上 普通(中) 5t以上
	（５）バイス		口金の幅　ｍｍ	幅 ７５ｍｍ以上
	（６）充電器			
作業計器	（１）ノギス		最大測定値　ｍｍ	測定値 １５０ｍｍ以上
	（２）トルク・レンチ		測定範囲　～　Ｎ・ｍ(kgf・m)	
点検計器及び点検装置	（１）サーキット・テスタ			
	（２）比重計			スポイト式
	（３）コンプレッション・ゲージ			ｶﾞｿﾘﾝ・ｴﾝｼﾞﾝ用
	（〃）コンプレッション・ゲージ			ｼﾞｰｾﾞﾙ・ｴﾝｼﾞﾝ用
	（４）ハンディ・バキューム・ポンプ			
	（５）エンジン・タコ・テスタ			
	（６）ドエル・テスタ			
	（７）タイミング・ライト			
	（８）ノズル・テスタ			
	（９）シックネス・ゲージ		リーフ長さ　ｍｍ・リーフ枚数　枚	ﾘｰﾌ長さ75mm・ﾘｰﾌ枚数8枚以上
	（10）ダイヤル・ゲージ			
	（11）トーイン・ゲージ			
	（12）キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	（13）ターニング・ラジアス・ゲージ			
	（14）タイヤ・ゲージ			
	（15）亀裂点検装置			
	（16）検車装置			
	（17）一酸化炭素測定器		ﾒｰｶｰ　測定範囲　％～　％ 型式	型式認定番号
	（18）炭化水素測定器		ﾒｰｶｰ　測定範囲　ppm～　ppm 型式	型式認定番号
工具	（１）ホイール・プーラ			
	（２）ベアリング・レース・プーラ			
	（３）グリース・ガン		吐出圧　ｋｇｆ／cm²	吐出圧 100kgf/cm²以上
	（４）部品洗浄槽		縦　㎜・横　㎜・深さ　㎜	2輪自動車 400×500×150以上 他の自動車 500×700×150以上

（日本工業規格 Ａ列４番）

四運技整第３９９号の２
平成２５年３月２２日

四国自動車整備振興会連合会会長　殿

四国運輸局長

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領について」の
一部改正について

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領について」（昭和６２年２月５日付け四運整整第２３号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成２５年４月１日以降はこれにより実施することとしましたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

別添

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領について」新旧対照表

（四運整整第２３号
昭和６２年２月５日）

改正	現行
別紙 優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領	別紙 優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領
第１条～第３条　（略）	第１条～第３条　（略）
（認定の審査等） 第４条　運輸支局長は、事業者から優良自動車整備事業者認定申請書の提出があった場合は、申請書及び添付書類に不備がないことを確認のうえ受理し、認定申請に係る実地審査表により現地調査を行い、意見を付して運輸局長に進達するとともに、自動車分解整備認定システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。 なお、審査の際に認定申請等に係る改善指導事項が認められた場合は、これらの事項について、速やかに改善報告書を提出させ、その写しを運輸局長に送付するものとする。	（認定の審査等） 第４条　運輸支局長は、事業者から優良自動車整備事業者認定申請書の提出があった場合は、申請書及び添付書類に不備がないことを確認のうえ受理し、優良自動車整備事業者の認定申請に係る実地審査表により現地調査を行い、意見を付して運輸局長に進達するものとする。 なお、審査の際に認定申請等に係る改善指導事項が認められた場合は、これらの事項について、速やかに改善報告書を提出させ、その写しを運輸局長に送付するものとする。
（事業者の認定） 第５条　運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、書面審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合すると認めた場合には、優良自動車整備事業者の認定を行うものとする。 ２　運輸局長は、前項により認定をしたときは、速やかに第３項第１号、第２号、第３号、第５号及び第６号について運輸支局長に口頭で通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。通知を受けた運輸支局長は遅滞なく当該申請者に通知するものとする。 ３～４（略）	（事業者の認定） 第５条　運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、書面審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合すると認められたとき、優良自動車整備事業者の認定を行うものとする。 ２　運輸局長は、前項により認定をしたときは、速やかに第３項第１号、第２号、第３号、第５号及び第６号について運輸支局長に口頭で通知するものとする。通知を受けた運輸支局長は遅滞なく当該申請者に通知するものとする。 ３～４（略）
第６条　（略）	第６条　（略）
（変更届等） 第７条　規則第９条の変更事項等に係る届出書及び添付書類は、次のとおりとする。ただし、自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けた事業者は、それぞれの規定による届出書の提出により第８号様式の提出があったものとみなす。 （１）　規則第９条第１号及び同条第２号については、第８号様式及び変更があったことを信じさせるに足りる書面とする。 （２）　規則第９条第３号については、第８号様式及び第３条第２項第２号の書面とする。 （３）　規則第９条第４号については、第８号様式及び事業場の設備を記載した平面図とする。	（変更届等） 第７条　規則第９条の変更事項等に係る届出書及び添付書類は、次のとおりとする。ただし、自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けた事業者は、それぞれの規定による届出書の提出により提出があったものとみなす。 （１）　第１号及び第２号については、第８号様式及び変更があったことを信じさせるに足りる書面とする。 （２）　第３号については、第８号様式及び第３条第２項第２号の書面とする。 （３）　第４号については、第８号様式及び事業場の設備を記載した平面図とする。

改正	現行
２　運輸局長は、認定事業者の変更事項が認定書の記載事項の変更を伴う場合は、認定書（第７号様式）を書き換えのうえ、必要に応じて第５条第２項及び第３項に準じて当該申請者に通知及び交付するものとする。 （認定の失効等） 第８条　事業者が規則第１０条の各号の一に該当したときは、認定辞退届（第１１号様式）により、届出を行うものとする。 第１号様式～第２号様式（その４）　　（略）	２　運輸局長は、認定事業者の変更事項が認定書の記載事項の変更を伴う場合は、認定書（第７号様式）を書き換えのうえ、必要に応じて前条第２項及び第３項に準じて当該申請者に通知及び交付するものとする。 （認定の失効等） 第８条　認定事業者が規則第１０条の各号の一に該当したときは、認定辞退届（第１１号様式）により、運輸局長に届出するものとする。 第１号様式～第２号様式（その４）　　（略）

改正	現行

改正

第３号様式（その１）

最近3（　）か月間の車両整備実績表

事業場	名　称			四運証第　－　号		
	所在地					
整備実績	期　間	年　月　～　年　月				
	自動車の種別	大型特殊	普　通	小　型	軽	小　計
	車　検					
	定期点検					
	そ の 他					
	合　計					
	3（　）か月間の月平均整備車両数					
車検実績	受 検 月	受検両数	再検両数	合格率	再検箇所	
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	合　計					

第３号様式（その２）～第１１号様式　（略）

現行

第３号様式（その１）

最近3（　）か月間の車両整備実績表

事業場	名　称			四運証第　－　号		
	所在地					
整備実績	期　間	年　月　～　年　月				
	自動車の種類	大型特殊	普　通	小　型	軽	小　計
	車　検					
	定期点検					
	そ の 他					
	合　計					
	3（　）か月間の月平均整備車両数					
車検実績	受 検 月	受検両数	再検両数	合格率	再検箇所	
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	合　計					

第３号様式（その２）～第１１号様式　（略）

四運技整第４００号の２
平成２５年３月２２日

四国自動車整備振興会連合会会長　殿

四国運輸局自動車技術安全部長

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領の運用について」
の一部改正について

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領の運用について」（昭和６２年2月５日付け四運整整第２６号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成２５年４月１日以降はこれにより実施することとしましたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

別添

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領の運用について」新旧対照表

（四運整整第２６号
昭和６２年２月５日）

改正	現行
「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和６２年２月５日付け四運整整第２３号）の一部改正に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので、認定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏なきよう取り扱われたい。 記 １～５　（略） ６　変更届の「変更があったことを信じさせるに足りる書面」は、法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては住民票等、変更事項が判明するものとする。	「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和６２年２月５日付四運整整第２３号）の一部改正に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので、認定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようにされたい。 記 １～５　（略） ６　変更届の「信じさせるに足りる書面」は、法人にあっては、商業登記簿謄本、個人にあっては、住民票等変更事項が判明するものとする。

四運技整第４０１号の２
平成２５年３月２２日

四国自動車整備振興会連合会会長　殿

四国運輸局長

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」の一部改正について

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」（昭和６１年１１月２８日付け四運整整第２９１号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成２５年４月１日以降はこれにより実施することとしましたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」新旧対照表

改正	現行
指定自動車整備事業関係事務処理要領	指定自動車整備事業関係事務処理要領
（目　的） 第１条～第３条　（略）	（目　的） 第１条～第３条　（略）
（指定の審査等） 第４条　運輸支局長は、事業者から指定自動車整備事業指定申請書の提出があった場合は、申請書及び添付書類に不備がないことを確認のうえ受理し、指定自動車整備事業の指定申請に係る実地審査及びヒアリング表（第１９号様式）により調査を行い、申請書に調査結果表（第１９号様式の２）を添付し、運輸局長に進達するとともに、自動車分解整備認定システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。ただし、調査の際に指定申請等に係る指導事項が認められた場合を除くものとする。	（指定の審査等） 第４条　運輸支局長は、事業者から指定自動車整備事業指定申請書の提出があった場合は、申請書及び添付書類に不備がないことを確認のうえ受理し、指定自動車整備事業の指定申請に係る実地審査及びヒアリング表（第１９号様式）により調査を行い、申請書に調査結果表（第１９号様式の２）を添付し、運輸局長に進達するものとする。ただし、調査の際に指定申請等に係る指導事項が認められた場合を除くものとする。
（事業の指定） 第５条　（略）	（事業の指定） 第５条　（略）
２　運輸局長は、前項により指定をしたときは、速やかに第３項第１号、第２号、第５号及び第６号について運輸支局長に口頭で通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。通知を受けた運輸支局長は遅滞なく当該申請者に通知するものとする。	２　運輸局長は、前項により指定をしたときは、速やかに第３項第１号、第２号、第５号及び第６号について運輸支局長に口頭で通知するものとする。通知を受けた運輸支　局長は遅滞なく当該申請者に通知するものとする。
３～４（略）	３～４（略）
（変更届等） 第６条　１～３（略）	（変更届等） 第６条　１～３（略）
４　運輸支局長は、変更届を受理した際には、必要に応じて運輸局長に進達するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。	
５　運輸局長は、指定事業者の変更事項が指定書（第２０号様式）の記載事項の変更を伴う場合は、指定書（第２０号様式）を書き換えるとともに必要事項をシステムに入力し、必要に応じて第５条第２項及び第３項に準じて当該申請者に通知及び交付するものとする。	４　運輸局長は、指定事業者の変更事項が指定書（第２０号様式）の記載事項の変更を伴う場合は、指定書（第２０号様式）を書き換えのうえ、必要に応じて第５条第２項及び第３項に準じて当該申請者に通知及び交付するものとする。
（自動車検査員の選任届等） 第７条　１～３（略）	（自動車検査員の選任届等） 第７条　１～３（略）
４　運輸支局長は、第１項あるいは第３項の届出書を受理したときは、システムに必要事項を入力するとともに、運輸局長に進達（規則第５条第１項第１号及び第２号に掲げる事項に限る。）するものとする。	４　運輸支局長は、第１項あるいは第３項の届出書を受理したときは、運輸局長に進達（規則第５条第１項第１号及び第２号に掲げる事項に限る。）するものとする。
（共用設備使用確認書の交付） 第８条～第１３条　（略）	（共用設備使用確認書の交付） 第８条～第１３条　（略）

改正

第１号様式～第３号様式（略）

第４号様式

自動車検査員選任（変更）届

四国運輸局長　　　殿

年　月　日

届出者　氏名又は名称
　　　　住　　所

道路運送車両法第９４条の４第３項の規定により次のとおりお届けします。

氏名（ふりがな）及び生年月日 （　　　　　　） 年　月　日生		資格要件	１ 運輸局長の教習修了　教習修了運輸局　運輸局 年 月 日・教習修了番号第　号 （運輸局長の再教習修了　再教習修了運輸局　運輸局） （　年 月 日・再教習修了番号第　号） ２ 国の自動車検査官の経験 ３ 検査法人の自動車検査官の経験 ４ 軽自動車検査員の経験		
職　名		兼職の有無	有（主任技術者、整備主任者、その他）無		
選任(変更)に係る事業場	名　称			四運指第　号	
	所在地				
兼任に係る事業場	名　称			四運指第　号	
	所在地				
	道路距離	km	所要時間	分	
解職者の氏名		教習修了番号	第　号		
選任(変更)年月日	年　月　日	変更理由			
解職に係る事業場				四運指第　号	

道路運送車両法第９４条の４第５項に該当しないことを申告するとともに、自動車検査員の選任に同意します。

年　月　日

氏　名　　　　印

住　所

（注）１　変更事項は、赤色のアンダーライン等により明記すること。
２　兼任に係る事業場欄には、従たる事業場名等を記入すること。
３　選任に係る者が同一指定事業者の他の事業場で選任されている場合は、解職に係る事業場等を記載することにより、当該事業場の解職届を省略できる。
４　申告者の氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第５号様式～第３１号様式（略）

現行

第１号様式～第３号様式（略）

第４号様式

自動車検査員選任（変更）届

四国運輸局長　　　殿

年　月　日

届出者　氏名又は名称
　　　　住　　所

道路運送車両法第９４条の４第３項の規定により次のとおりお届けします。

氏名（ふりがな）及び生年月日 （　　　　　　） 年　月　日生		資格要件	１ 運輸局長の教習修了　教習修了運輸局　運輸局 年 月 日・教習修了番号第　号 ２ 国の自動車検査官の経験 ３ 検査法人の自動車検査官の経験 ４ 軽自動車検査員の経験		
職　名		兼職の有無	有（主任技術者、整備主任者、その他）無		
選任(変更)に係る事業場	名　称			四運指第　号	
	所在地				
兼任に係る事業場	名　称			四運指第　号	
	所在地				
	道路距離	km	所要時間	分	
解職者の氏名		教習修了番号	第　号		
選任(変更)年月日	年　月　日	変更理由			
解職に係る事業場				四運指第　号	

道路運送車両法第９４条の４第５項に該当しないことを申告するとともに、自動車検査員の選任に同意します。

年　月　日

氏　名　　　　印

住　所

（注）１　変更事項は、赤色のアンダーライン等により明記すること。
２　兼任に係る事業場欄には、従たる事業場名等を記入すること。
３　選任に係る者が同一指定事業者の他の事業場で選任されている場合は、解職に係る事業場等を記載することにより、当該事業場の解職届を省略できる。
４　申告者の氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第５号様式～第３１号様式（略）

四運技整第４０２号の２
平成２５年３月２２日

四国自動車整備振興会連合会会長　殿

四国運輸局自動車技術安全部長

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」の
一部改正について

「指定自動車整備事業者認定関係事務処理要領の運用について」（昭和６１年１２月１日付け四運整整第２９３号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成２５年４月１日以降はこれにより実施することとしましたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」新旧対照表

改正	現行
指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」（昭和６１年１１月２８日付四運整整第２９１号）の制定に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので指定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようにされたい。 なお、「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」（昭和５８年５月２３日付高陸整第１４３号）通達は、昭和６１年１２月３１日限り廃止する。 記 １～１５（略）	指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」（昭和６１年１１月２８日付四運整整第２９１号）の制定に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので指定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようにされたい。 なお、「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」（昭和５８年５月２３日付高陸整第１４３号）通達は、昭和６１年１２月３１日限り廃止する。 記 １～１５（略）

改正	現行

改正

別表

			指定自動車整備事業の指定申請	事業場の変更を伴わない事業者変更	対象自動車の追加	対象自動車の一部辞退	業務範囲の限定	業務範囲の限定の解除	事業者の氏名又は名称の変更	事業者の住所の変更	事業場の名称の変更	事業場の移転	検査場の位置の変更	検査場の間口・奥行・面積の変更	検査機器の名称・型式・数の変更（共用設備の場合を含む）	屋内作業場の面積の変更	検査員の選任・変更	検査員の解職	対象自動車が普通（中）で大型特殊が含まれる場合の工員数緩和を受けるとき	指定の廃止	共用設備の共同使用の開始	共用設備の所有者の変更	共用設備の所有者の名称の変更	共用設備の所在地の変更	共用設備の所在地の住居表示等変更	共用設備の追加（一部から全部）	共用設備の追加（一部から一部又は全部から全部）	共用設備の共同使用の一部廃止（全部から一部）	共用設備の共同使用の一部廃止（一部から一部）	共用設備の共同使用の廃止（全部）	指定書の再交付
	名称	様式サイズ	局	局	局	局	局	局	局	支	局	局	支	支	支	支	支	支	局	局	局	支	支	局	支	局	支	局	支	局	局
			事前	事前	事前	30日	事前	事前	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	15日	15日	30日	30日	事前	30日	30日	事前	30日	30日	30日	30日	30日	30日	
1	指定自動車整備事業指定申請書（変更届）	1	○	○	○	○	○	○													○	○	○	○	○					○	
2	申告書	2	○	○																											
3	事業場の組織図		○	○																											
4	作業工程図		○																												
5	事業場の主要設備機器等一覧表	7	○		○			△				△																			
6	事業場の設備を記載した平面図	1／200	○					△				○	○			○															
7	車両置場（借用の場合に限る。）の位置及び面積を記載した平面図並びに契約書等（写）		△	△								△																			
8	自動車検査場の位置及び面積を記載した事業場平面図	1／200	○									○	○	○							○			○				○		○	
9	自動車検査用機械器具配置図	1／100	○		○			○				○	○	○	△						○			○		○	○	○	○	○	
10	自動車検査用機械器具一覧表	3	○		○			○				○	△	△	○						○			○		○	○	○	○	○	
11	自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書（騒音計にあっては、騒音計検定済票）		○※2		○			○				△※1	△※1	△※1	△※1						○※2			○		○※2	○※2	○	○	○	
12	共用設備に付置された車両置場と位置及び面積を記載した平面図	1／200	△		△																○			○							
13	共用設備の共同使用者の自動車検査に係る整備実績表	6	△		△																○					○	○				
14	共用設備管理責任者選任届	5	△	△	△																○	○									
15	共用設備使用確認書又は共用設備の使用管理台帳	16又は16の2	△	△	△																○	△									
16	共用設備管理規程		△	△	△										△						○	○				○	○				
17	共用設備に係る使用契約書等（写）		△	△	△										△						○	○				○	○				
18	事業場と共用設備間の道路地図		△	△	△																○			○							
19	自動車検査員選任（変更）届	4	○	○					○	○	○	○					○														
20	選任自動車検査員一覧表	4の2							△	△	△	△																			
21	自動車検査員教習修了証書（写）		○														○														
21-2	自動車検査員再教習修了証書（写）		△														△														
22	最近3か月間の車種別整備実績表	11	○																												
23	貸借対照表及び損益計算書（または経過説明書及び事業計画書）	12・13	○	○																											
24	事業者及び事業場の沿革		○	○																											
25	その他、特に指示する書面		△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
26	自動車検査場変更届	22										○	○	○														○		○	
27	自動車検査用機械器具変更届	23										△	△	△	○											○	○	○	○	○	
28	指定自動車整備事業廃止届	24		○																○											
29	最近3か月間の車種別整備実績表	27															△														
30	自動車検査員解職届	28																○													
31	指定書書換届	30																	○												
32	指定書再交付申請書	31																													○
33	指定書			○	○	○	○	○	○		○	○							○	○	○					○		○		○	

（注）1. ○は必要
2. △は該当するときに必要
3. ※1は自動車検査用機械器具に変更あるいは追加がある場合に、その自動車検査用機械器具についてのみ必要
4. ※2は共用設備の所有者が指定工場であり、かつ、共同使用しようとする自動車検査用機械器具について所定の手続きを終えている場合には添付を省略してかまわない。
5. 対象自動車の追加の場合であって、既存の対象とする自動車の種類よりも小さい自動車を追加する（軽自動車の追加を除く。）場合は、指定自動車整備事業変更届及び指定書のみでよい。

現行

別表

			指定自動車整備事業の指定申請	事業場の変更を伴わない事業者変更	対象自動車の追加	対象自動車の一部辞退	業務範囲の限定	業務範囲の限定の解除	事業者の氏名又は名称の変更	事業者の住所の変更	事業場の名称の変更	事業場の移転	検査場の位置の変更	検査場の間口・奥行・面積の変更	検査機器の名称・型式・数の変更（共用設備の場合を含む）	屋内作業場の面積の変更	検査員の選任・変更	検査員の解職	対象自動車が普通（中）で大型特殊が含まれる場合の工員数緩和を受けるとき	指定の廃止	共用設備の共同使用の開始	共用設備の所有者の変更	共用設備の所有者の名称の変更	共用設備の所在地の変更	共用設備の所在地の住居表示等変更	共用設備の追加（一部から全部）	共用設備の追加（一部から一部又は全部から全部）	共用設備の共同使用の一部廃止（全部から一部）	共用設備の共同使用の一部廃止（一部から一部）	共用設備の共同使用の廃止（全部）	指定書の再交付
	名称	様式サイズ	局	局	局	局	局	局	局	支	局	局	支	支	支	支	支	支	局	局	局	支	支	局	支	局	支	局	支	局	局
			事前	事前	事前	30日	事前	事前	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	15日	15日	30日	30日	事前	30日	30日	事前	30日	30日	30日	30日	30日	30日	
1	指定自動車整備事業指定申請書（変更届）	1	○	○	○	○	○	○													○	○	○	○	○					○	
2	申告書	2	○	○																											
3	事業場の組織図		○	○																											
4	作業工程図		○																												
5	事業場の主要設備機器等一覧表	7	○		○			△				△																			
6	事業場の設備を記載した平面図	1／200	○					△				○	○			○															
7	車両置場（借用の場合に限る。）の位置及び面積を記載した平面図並びに契約書等（写）		△	△								△																			
8	自動車検査場の位置及び面積を記載した事業場平面図	1／200	○									○	○	○							○			○				○		○	
9	自動車検査用機械器具配置図	1／100	○		○			○				○	○	○	△						○			○		○	○	○	○	○	
10	自動車検査用機械器具一覧表	3	○		○			○				○	△	△	○						○			○		○	○	○	○	○	
11	自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書（騒音計にあっては、騒音計検定済票）		○※2		○			○				△※1	△※1	△※1	△※1						○※2			○		○※2	○※2	○	○	○	
12	共用設備に付置された車両置場と位置及び面積を記載した平面図	1／200	△		△																○			○							
13	共用設備の共同使用者の自動車検査に係る整備実績表	6	△		△																○					○	○				
14	共用設備管理責任者選任届	5	△	△	△																○	○									
15	共用設備使用確認書又は共用設備の使用管理台帳	16又は16の2	△	△	△																○	△									
16	共用設備管理規程		△	△	△										△						○	○				○	○				
17	共用設備に係る使用契約書等（写）		△	△	△										△						○	○				○	○				
18	事業場と共用設備間の道路地図		△	△	△																○			○							
19	自動車検査員選任（変更）届	4	○	○					○	○	○	○					○														
20	選任自動車検査員一覧表	4の2							△	△	△	△																			
21	自動車検査員教習修了証書（写）		○														○														
22	最近3か月間の車種別整備実績表	11	○																												
23	貸借対照表及び損益計算書（または経過説明書及び事業計画書）	12・13	○	○																											
24	事業者及び事業場の沿革		○	○																											
25	その他、特に指示する書面		△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
26	自動車検査場変更届	22										○	○	○														○		○	
27	自動車検査用機械器具変更届	23										△	△	△	○											○	○	○	○	○	
28	指定自動車整備事業廃止届	24		○																○											
29	最近3か月間の車種別整備実績表	27															△														
30	自動車検査員解職届	28																○													
31	指定書書換届	30																	○												
32	指定書再交付申請書	31																													○
33	指定書			○	○	○	○	○	○		○	○							○	○	○					○		○		○	

（注）1. ○は必要
2. △は該当するときに必要
3. ※1は自動車検査用機械器具に変更あるいは追加がある場合に、その自動車検査用機械器具についてのみ必要
4. ※2は共用設備の所有者が指定工場であり、かつ、共同使用しようとする自動車検査用機械器具について所定の手続きを終えている場合には添付を省略してかまわない。
5. 対象自動車の追加の場合であって、既存の対象とする自動車の種類よりも小さい自動車を追加する（軽自動車の追加を除く。）場合は、指定自動車整備事業変更届及び指定書のみでよい。

事　務　連　絡
平成２５年　６月２８日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　事業部長　殿

国土交通省自動車局整備課
事業班長

前照灯試験機の新光源に関する対応について（情報提供）

今般、一般社団法人日本自動車機械工具協会より、HID 及び LED 光源（以下「新光源」という。）が市場導入される以前に販売された前照灯試験機（以下「旧タイプ前照灯試験機」という。）について、光度測定に使用されているセンサ・CCD カメラの分光感度特性に関し新光源に対する視感度が十分でないことから、一部の前照灯において正しい光度が測定しにくい（実際の光度より低く測定される）場合があり、今後、旧タイプ前照灯試験機については、別紙のとおり機種によっては視感度補正対応センサ等への交換・改造を行うことで、新光源への対応が可能となる旨の情報提供がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会傘下会員に対し情報提供して頂きますよう、宜しくお願いいたします。

なお、整備事業者からの新光源への対応に係る改造、代替え等の詳細に係るお問い合わせにつきましては、前照灯試験機の販売事業者へ直接お問い合わせ頂きたい旨の連絡がありましたので、申し添えます。

【別　紙】
前照灯試験機の新光源対応に関する型式一覧表
・株式会社アルティア
・安全自動車株式会社
・株式会社イヤサカ
・株式会社バンザイ

前照灯試験機の新光源対応に関する型式一覧表

◎ 新光源対応に関する型式一覧表の注意事項について

1．下表に該当しない型式及び平成10年以前の前照灯試験機（走行灯のみ）は、対象外となります。

2．新光源（HID及びLED）については、現時点（平成24年）での対応であり、今後、新たに市場導入される前照灯については、未確認です。

3．本改造対応は、光度測定（光度が測定しにくい場合）に関する改善であり、走行灯・すれ違い灯測定時の照射方向（光軸/エルボー点）測定性能の改善ではありません。

平成25年5月

番号	販売会社	商品番号及び商品型式	型　式	改造対象の製造番号範囲	改造対応の可・不可
1	㈱アルティア	IM2741	IM-2741	―	不可
2	㈱アルティア	IM2736	IM-2736	―	不可
3	㈱アルティア	IM2751	IM-2751	―	不可
4	㈱アルティア	IM2722	IM-2722	1001～	可
5	㈱アルティア	IM2723	IM-2723	1001～	可
6	㈱アルティア	IM2711	IM-2711	1001～	可
7	㈱アルティア	IM2724	IM-2724	1001～	可
8	㈱アルティア	IM2700	IM-2771	1001～	対応済
9	㈱アルティア	IM2771		1001～	対応済
10	㈱アルティア	IM2712	IM-2712	1001～	対応済
11	㈱アルティア	IM2738	IM-2737	1001～	対応済
12	㈱アルティア	IM2706	IM-2706	1001～	対応済
13	㈱アルティア	IM2701	IDP-3000	1A～	対応済
14	㈱アルティア	IM2772		1A～	対応済
15	㈱アルティア	IM2702	IDP-4000	1A～	対応済

前照灯試験機の新光源対応に関する型式一覧表

◎　新光源対応に関する型式一覧表の注意事項について
1．下表に該当しない型式及び平成10年以前の前照灯試験機（走行灯のみ）は、対象外となります。
2．新光源（HID及びLED）については、現時点（平成24年）での対応であり、今後、新たに市場導入される前照灯については、未確認です。
3．本改造対応は、光度測定（光度が測定しにくい場合）に関する改善であり、走行灯・すれ違い灯測定時の照射方向（光軸/エルボー点）測定性能の改善ではありません。

平成25年5月

番号	販売会社	商品番号 及び商品型式	型　式	改造対象の 製造番号範囲	改造対応の 可・不可
1	安全自動車㈱	HLI-1000	HLI-1000	—	不可
2	安全自動車㈱	HL-105	HL-105	—	不可
3	安全自動車㈱	HL-105S		—	不可
4	安全自動車㈱	HL-105E		—	不可
5	安全自動車㈱	HL-1055SM	HL-1055SM	—	不可
6	安全自動車㈱	HL-106	HL-106	—	不可
7	安全自動車㈱	HLI-2000モノクロ	HLI-2000	2001～2015	不可
8	安全自動車㈱	HLI-2000		2016～2180	可
9	安全自動車㈱	HLI-2003		2201～2450	可
10	安全自動車㈱	HLI-2007		2501～2700	対応済
11	安全自動車㈱	HLI-2011		5001～	対応済
12	安全自動車㈱	HLI-203	HLI-203	201～	可
13	安全自動車㈱	HLI-205	HLI-205	501～	対応済
14	安全自動車㈱	HLI-210	HLI-210	1002～1300	対応済
15	安全自動車㈱	HLI-211		5001～	対応済
16	安全自動車㈱	HL-205S	HL-205S	5001～	対応済
17	安全自動車㈱	HL-208S	HL-208S	8001～	対応済
18	安全自動車㈱	HL-211S	HL-211S	1101～	対応済
19	安全自動車㈱	HL-211SL	HL-211SL	5101～	対応済

前照灯試験機の新光源対応に関する型式一覧表

◎　新光源対応に関する型式一覧表の注意事項について

1．下表に該当しない型式及び平成10年以前の前照灯試験機（走行灯のみ）は、対象外となります。
2．新光源（HID及びLED）については、現時点（平成24年）での対応であり、今後、新たに市場導入される前照灯については、未確認です。
3．本改造対応は、光度測定（光度が測定しにくい場合）に関する改善であり、走行灯・すれ違い灯測定時の照射方向（光軸/エルボー点）測定性能の改善ではありません。

平成25年5月

番号	販売会社	商品番号 及び商品型式	型　式	改造対象の 製造番号範囲	改造対応の 可・不可
1	㈱イヤサカ	HLT−113	HLT−113	―	不可
2	㈱イヤサカ	HLT−1133	HLT−1133	―	不可
3	㈱イヤサカ	ALT−410	ALT−410	―	不可
4	㈱イヤサカ	ALT−510	ALT−510	―	不可
5	㈱イヤサカ	ALT−710	ALT−710	―	不可
6	㈱イヤサカ	HLT−110	HLT−110	101 ～	可
7	㈱イヤサカ	HLT−120	HLT−120	101 ～ 373	可
				374 ～	対応済
8	㈱イヤサカ	HLT−130	HLT−130	101 ～ 599	可
				600 ～	対応済
9	㈱イヤサカ	HLT−210	HLT−210	201 ～	可
10	㈱イヤサカ	HLT−211	HLT−211	101 ～	可
11	㈱イヤサカ	ALT−320	ALT−320	101 ～ 132	可
				133 ～	対応済
12	㈱イヤサカ	ALT−720	ALT−720	101 ～ 105	可
				106 ～	対応済
13	㈱イヤサカ（ハラダクニ）	IHL−100	IHL−100	101 ～	可
14	㈱イヤサカ（ハラダクニ）	IHL−200	IHL−200	101 ～	対応済
15	㈱イヤサカ	HLT−125	HLT−125	100 ～	対応済
16	㈱イヤサカ	ALT−325		100 ～	対応済
17	㈱イヤサカ	HLT−140	HLT−140	101 ～	対応済
18	㈱イヤサカ	HLT−150	HLT−220	101～	対応済
19	㈱イヤサカ	HLT−220		101～	対応済
20	㈱イヤサカ	HLT−160	IDP−3000	1 I ～	対応済
21	㈱イヤサカ	ALT−360		1 I ～	対応済
22	㈱イヤサカ	HLT−170	IDP−4000	1 I ～	対応済

前照灯試験機の新光源対応に関する型式一覧表

◎　新光源対応に関する型式一覧表の注意事項について

1．下表に該当しない型式及び平成10年以前の前照灯試験機（走行灯のみ）は、対象外となります。
2．新光源（HID及びLED）については、現時点（平成24年）での対応であり、今後、新たに市場導入される前照灯については、未確認です。
3．本改造対応は、光度測定（光度が測定しにくい場合）に関する改善であり、走行灯・すれ違い灯測定時の照射方向（光軸/エルボー点）測定性能の改善ではありません。

平成25年5月

番号	販売会社	商品番号及び商品型式	型　式	改造対象の製造番号範囲	改造対応の可・不可
1	㈱バンザイ	HT-501	HT-501	—	不可
2	㈱バンザイ	HT-502	HT-502	—	不可
3	㈱バンザイ	HT-505	HT-505	—	不可
4	㈱バンザイ	HT-515		—	不可
5	㈱バンザイ	HT-506	HT-506	—	不可
6	㈱バンザイ	HT-516		—	不可
7	㈱バンザイ	HT-503	HT-503	—	不可
8	㈱バンザイ	HT-305	HT-305	—	不可
9	㈱バンザイ	HT-306	HT-306	—	不可
10	㈱バンザイ	HT-301	HT-301	1～	可
11	㈱バンザイ	HT-303	HT-303	1～	可
12	㈱バンザイ	HT-313	HT-313	1001～	可
13	㈱バンザイ	HT-504	HT-512	1～200	可
14	㈱バンザイ	HT-512		1～200	可
15	㈱バンザイ	HT-508		201～	対応済
16	㈱バンザイ	HT-302	HT-302	1～1000	対応済
17	㈱バンザイ	HT-304		1～1000	対応済
18	㈱バンザイ	HT-307	HT-307	1～	対応済
19	㈱バンザイ	HT-507	HT-507	1～	対応済
20	㈱バンザイ	HT-517		1～	対応済
21	㈱バンザイ	HT-702	HT-702	1～	対応済
22	㈱バンザイ	HT-718		1～	対応済
23	㈱バンザイ	HT-309	HT-309	1～	対応済
24	㈱バンザイ	HT-522	HT-522	1～	対応済
25	㈱バンザイ	HT-528		1～	対応済
26	㈱バンザイ	HT-312	IDP-3000	1B～	対応済
27	㈱バンザイ	HT-318		1B～	対応済
28	㈱バンザイ	HT-322	IDP-4000	1B～	対応済

国自整第 82 号
平成 25 年 7 月 26 日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局長

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただくとともに、傘下会員に対し、本運動の実施について適切なご指導をよろしくお願いします。

別添

平成25年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

平 成 25 年 7 月
国土交通省自動車局

第1 目 的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、十分に定着した移動手段となっている。一方、我が国の交通事故の発生件数は、依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故や車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車輪脱落事故や車両火災事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」や「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、ホイールの取付状態や燃料装置等について、より確実な点検整備の実施を求めることとする。

第2 実 施 機 関

国土交通省、自動車関係29団体（別紙1）で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下「協議会」という。）及び自動車関係14団体（別紙２）で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会」（以下「連絡会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実 施 期 間

本運動は、１年を通して実施するものとするが、平成25年９月１日（日）から10月31日（木）までの２ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点を置いて実施することとする。

第4 重点実施事項

本運動は、「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」との連携を図りつつ、広報用ポスター、チラシ等を用いたPR等を行うこととし、特に「自動車点検整備推進運動強化月間」には、下記1.の重点事項を目的とした2.の事項を実施する。

1．重点項目

(1)　点検・整備の必要性の啓発（女性、家族、長期使用車両のユーザーに重点を置く。）

(2)　大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

(3)　エコ整備（点検・整備によるCO_2削減効果をいう。以下同じ。）の積極的な啓発

2．実施事項

(1) 自動車の点検・整備を推進するためのイベント等の実施【主な目的：1.(1)(3)】

①　「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するためのイベントを皮切りに、全国各地において「自動車点検整備推進運動強化月間」関連のイベントを開催する。

②　イベントの開催にあたり、ラジオ・雑誌等による広報を行うとともに、マスコミに対しても積極的にPRを行い、マスコミに取り上げられることを通じてイベントに参加しない一般の家庭にもイベントの効果が波及するよう努める。

③　各イベントにおいては、次回自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、参加者を対象とした全国統一様式のアンケート調査を実施する。

④　幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施する。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施【主な目的：1.(1)(2)(3)】

①　協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、女性や家族連れの記憶に残るようなデザインとすることをコンセプトに作成していることを踏まえ、女性や家族連れが参加する週末のイベント等の機会をとらえて積極的に展開するよう努める。

②　国土交通省、協議会及び連絡会の各団体が保有する車両の点検整備の実施を図る。また、その所属職員に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によって、マイカーの点検・整備の励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。

(3) 重点点検の実施【主な目的：1.(2)】

運送事業用の大型車について、国土交通省が選定するホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検を実施する。特に今年度は、昨年度の重点点検結果を踏まえ、ホイール・タイヤの確実な点検・整備について注意喚起を実施する。また、バス事業者に対しては、平成24年年３月に行ったプレス資料「バス火災の防止に向けた対策について」等を活用し、注意喚起する。

(4) 講習や無料点検等の実施【主な目的：1.(1)(3)】

点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例（平成24年７月に行ったプレス資料「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」等を活用。）及び経済

的負担事例に加えてエコ整備などを説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

(5) 出前講座等の実施【主な目的：1. (1) (3)】

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車専門学校等に赴き、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例（平成24年７月に行ったプレス資料「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」等を活用。）及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する出前講座を行うよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員に対し、強化月間中であることも踏まえつつ、学科教本の中に記載されている点検整備の必要性と方法について、特に強力に指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

(6) 不正改造車ユーザーへの警告【主な目的：1. (1) (2)】

「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造車110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、警告ハガキを送付する。

(7) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発【主な目的：1. (2)】

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の一環として設置した「黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の重要性を啓発する。

(8) 公用車の点検整備【主な目的：1. (1)】

国土交通省、他省庁、地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況等を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。

(9) 自家用自動車及び事業用自動車等の定期点検整備の推進【主な目的：1. (1)】

前検査を受検した自動車ユーザーについて、定期点検の実施を呼びかけるとともに、ハガキによる定期点検の実施状況調査を拡充する。

また、前検査を行った事業者又は行おうとする事業者等（自家用大型貨物車の使用者を含む。）について、定期点検の実施状況の確認を強化し、定期点検の確実な励行を指導する。

(10) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発【主な目的：1. (1)】

エンジンオイルの劣化、オイルフィルタの誤った取付けによる車両火災事故やバッテリの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開し、適切な点検・整備励行を呼びかける。

また、整備管理者研修においては、ＤＰＦ（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法についても周知する。

第5　実 施 運 営

1. 国土交通省自動車局は、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対して本運動の趣旨、実施事項等を通知する。
2. 地方運輸局等は、各地方の実情を勘案して実施細目を定め、本運動を推進するとともに、協議会の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第6　報　　　　告

1. 地方運輸局等は、本運動の強化月間中の取り組みについて、その実施結果を平成25年11月末までに国土交通省自動車局に報告する。
2. 協議会及び連絡会構成団体等は、強化月間終了後、平成25年11月末までに実施結果を取りまとめ、国土交通省自動車局に報告する。

別紙1

自動車点検整備推進協議会構成団体

〈順不同〉

１．一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会（事務局）
２．一般社団法人　日本自動車工業会
３．一般社団法人　日本自動車販売協会連合会
４．一般社団法人　日本中古自動車販売協会連合会
５．一般社団法人　全国軽自動車協会連合会
６．日本自動車輸入組合
７．一般社団法人　日本自動車連盟
８．一般社団法人　全国自家用自動車協会
９．公益社団法人　日本バス協会
10．一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会
11．一般社団法人　全国レンタカー協会
12．一般社団法人　日本自動車タイヤ協会
13．全国石油商業組合連合会
14．一般財団法人　自動車検査登録情報協会
15．公益財団法人　日本自動車教育振興財団
16．一般社団法人　日本損害保険協会
17．全国共済農業協同組合連合会
18．全国労働者共済生活協同組合連合会
19．一般社団法人　日本自動車部品工業会
20．全日本自動車部品卸商協同組合
21．全国自動車電装品整備商工組合連合会
22．一般社団法人　自動車用品小売業協会
23．一般社団法人　電池工業会
24．全国ディーゼルポンプ振興会連合会
25．日本自動車車体整備協同組合連合会
26．全国タイヤ商工協同組合連合会
27．一般社団法人　日本自動車車体工業会
28．全国自動車部品販売店連合会
29．日本自動車部品協会

別紙2

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会構成団体

〈順不同〉

１．一般社団法人　日本自動車工業会
（いすゞ自動車(株)、UDトラックス(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス（株））
２．公益社団法人　全日本トラック協会
３．公益社団法人　日本バス協会
４．一般社団法人　全国自家用自動車協会
５．一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会
６．一般社団法人　日本自動車販売協会連合会
７．全国タイヤ商工協同組合連合会
８．一般社団法人　日本自動車タイヤ協会
９．全国石油商業組合連合会
10．一般社団法人　日本自動車車体工業会
11．日本自動車輸入組合
12．一般社団法人　日本自動車機械工具協会
13．一般社団法人　日本自動車機械器具工業会
14．一般社団法人　自動車用品小売業協会

自動車のエンジンオイルフィルタの誤った取り付けによる火災にご注意！

＝ 正しく取付けられていない例 ＝

カートリッジ型

**古いフィルタのOリングが
残ったままの状態**

○

×

エレメント交換型

**Oリングの取付け位置が
正しくなく、はみ出した状態**

○

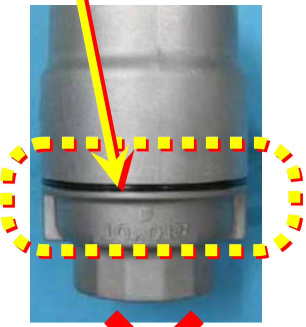

×

【 エンジンオイルフィルタ交換時の注意点 】

◆ カートリッジ型

1. 交換前のカートリッジのOリングが、エンジン側の座面に残ってないかを確認しましょう。
（二重パッキンの防止）
2. 新しいカートリッジのOリングにオイルを塗布し、規定のトルクで締付けてください。

◆ エレメント交換型

1. 新しいOリングにオイルを塗布し、Oリングを指定の位置に装着してください。
2. 新しいエレメントを取付け、キャップやドレンプラグを規定のトルクで締付けてください。

カートリッジ型、エレメント交換型ともに、
取付け後は、エンジンオイル漏れがないことを確認しましょう。

SERVICE INFORMATION

○整備作業上の留意点

車検・法定点検時におけるオルタネータへのオイル付着確認について

ダイハツ工業株式会社

ダイハツ工業製EF、JBエンジン搭載車のエンジンオイル注入作業において、誤ってオイルをこぼし、オルタネータ(発電機)にオイルが付着した車両の一部において、オイル付着が原因と推定される車両火災が発生しております。
つきましては、車検・法定点検時には下記の事項を実施していただくようお願いいたします。

■対象車両

エンジン型式	通称名
EFエンジン	ミラ、ミラジーノ、ムーヴ、ムーヴラテ、オプティ、ネイキッド、タント、マックス、テリオスキッド
JBエンジン	コペン、ムーヴ、オプティ、マックス

■車検・法定点検時のお願い

①オルタネータ表面にオイルが付着していないか外観確認をお願いします。

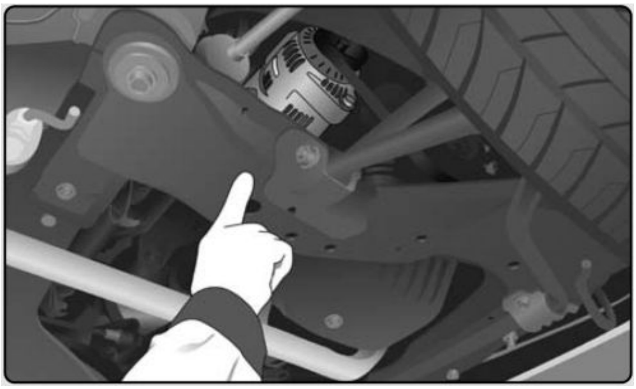

②オルタネータ表面にオイル付着があれば、オルタネータの交換をお願いします。
※オルタネータ内部に浸入したオイルは、スチーム洗浄等をおこなっても除去できませんので、オルタネータ表面にオイルの付着がある場合は、必ずオルタネータを交換することをお奨めします。

③エンジンオイル等注入時は、エンジンルーム内の部品、特にオルタネータの上にオイルをこぼさないよう、下図のようにオイルジョッキの口元をウエス(布)などで包んで注入して下さい。

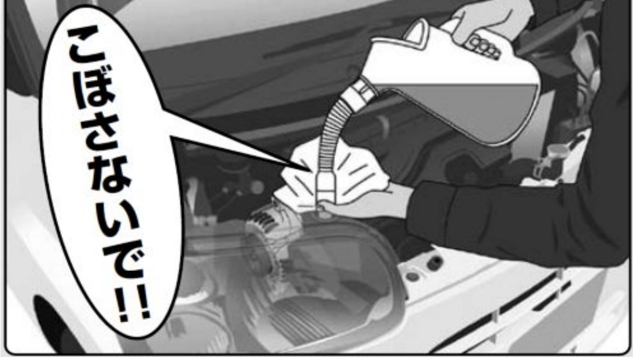

※作業後は、エンジンルーム内にウエス(布)を置き忘れていないことを確認して下さい。
置き忘れていると、故障の原因となったり、車両火災につながるおそれがあり危険です。

国土交通省自動車局プレスリリース

平成２５年４月１２日

平成２４年度のリコール届出件数及び対象数について（速報値）

１．平成 24 年度における自動車のリコール届出は、国産車と輸入車を合わせて、届出件数 308 件（対前年度 45 件増）、対象車両数 5,612,979 台（対前年度 3,018,742 台増）でした。

２．また、平成 24 年度における特定後付装置（タイヤ・チャイルドシート）のリコール届出は、タイヤについて、届出件数１件、対象装置数 14,396 本でした。

最近１０年間における自動車のリコール届出件数及び対象車両数の推移

年度＼事項	国産車		輸入車		計	
	件数	対象車両数	件数	対象車両数	件数	対象車両数
15	123	4,235,340	81	181,131	204	4,416,471
16	331	7,072,497	107	493,427	438	7,565,924
17	227	5,406,616	82	256,376	309	5,662,992
18	203	6,294,932	97	673,313	300	6,968,245
19	229	3,792,420	81	475,449	310	4,267,869
20	204	5,073,467	91	277,132	295	5,350,599
21	212	2,989,986	92	288,310	304	3,278,296
22	237	7,166,785	83	181,507	320	7,348,292
23	180	2,423,068	83	171,169	263	2,594,237
24	217	5,411,283	91	201,696	308	5,612,979

※　平成２４年度は、速報値

特定後付装置(ﾀｲﾔ・ﾁｬｲﾙﾄﾞｼｰﾄ)のリコール届出件数及び対象装置数の推移

年度＼事項	国産装置		輸入装置		計	
	件数	対象装置数	件数	対象装置数	件数	対象装置数
16	1	6,196	2	100	3	6,296
17	0	0	1	435	1	435
18	0	0	0	0	0	0
19	3	123,428	0	0	3	123,428
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	0	0	1	1,017	1	1,017
23	1	45,624	0	0	1	45,624
24	1	14,396	0	0	1	14,396

（特定後付装置のリコール制度は、平成１６年より施行）

※　平成２４年度は、速報値

〈参考〉

主要自動車メーカーのリコール届出件数及び対象台数

【国産車】

製作者名＼年度	20		21		22		23		24	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
三菱ふそうトラック・バス	25	216,679	19	184,575	19	43,472	13	17,743	17	284,441
いすゞ自動車	27	531,975	21	91,270	23	295,443	19	377,317	17	267,656
日産自動車	7	566,271	14	625,738	11	947,306	8	462,338	14	859,938
日野自動車	17	82,996	9	56,612	14	6,919	13	33,754	13	11,826
トヨタ自動車	7	1,168,734	5	563,132	14	2,121,187	7	125,964	10	2,144,091
三菱自動車工業	8	295,672	3	83,412	10	254,066	11	497,674	9	1,350,569
UDトラックス （旧　日産ディーゼル工業）	16	33,150	11	23,689	9	9,984	7	40,433	6	10,247
ダイハツ工業	6	300,488	7	462,389	11	1,769,774	2	115,380	5	184,417
本田技研工業	8	801,714	3	5,817	9	1,048,443	7	294,354	5	119,659
富士重工業	3	227,686	2	7,814	4	129,282	1	437	4	39,267
スズキ	5	478,075	11	725,947	13	407,368	6	82,553	3	59,130
川崎重工業	2	967	4	2,198	0	0	3	6,891	3	21,442
ヤマハ発動機	2	54,284	1	7,386	3	34,806	6	286,025	3	20,634
マツダ	6	241,292	3	93,476	3	64,602	4	35,086	1	8,902

【輸入車】

車名(ブランド名)＼年度	20		21		22		23		24	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
BMW	12	9,004	7	24,762	14	18,081	4	19,663	12	149,923
メルセデス・ベンツ	6	7,318	5	22,298	3	14,038	4	4,619	7	8,286
ボルボ	6	29,842	6	29,427	7	4,360	7	4,954	7	4,857
アウディ	3	65,018	4	4,480	1	817	1	37	2	437
フォルクスワーゲン	7	95,909	6	80,821	0	0	1	50,736	0	0

注：リコール届出者が自動車製作者と輸入契約を締結し、日本国内にて販売している車両について、種別・用途を問わず車名毎に区分し集計したことから、平成 23 年度のリコール届出及び対象台数（速報値）の数値とは異なるものがある。

自動車のリコール届出件数及び対象台数の推移

事項 年度	国　産　車		輸　入　車		計	
	件　数	対象台数	件　数	対象台数	件　数	対象台数
昭和 44	76	2,561,623	89	8,610	165	2,570,233
45	24	1,495,096	10	2,078	34	1,497,174
46	10	794,893	8	1,955	18	796,848
47	16	190,695	15	4,769	31	195,464
48	6	662,877	12	6,412	18	669,289
49	6	108,887	7	2,889	13	111,776
50	8	56,342	13	3,670	21	60,012
51	9	151,518	11	3,399	20	154,917
52	15	1,675,857	7	7,958	22	1,683,815
53	21	710,252	11	8,942	32	719,194
54	8	189,477	9	5,551	17	195,028
55	17	502,331	7	13,117	24	515,448
56	12	460,925	6	11,425	18	472,350
57	15	467,577	6	5,277	21	472,854
58	20	470,907	8	1,877	28	472,784
59	11	585,767	8	28,481	19	614,248
60	6	138,397	21	26,377	27	164,774
61	10	176,305	20	9,841	30	186,146
62	23	1,323,055	25	78,238	48	1,401,293
63	15	632,721	28	123,658	43	756,379
平成元	18	1,044,198	27	35,827	45	1,080,025
2	17	1,266,116	40	70,040	57	1,336,156
3	32	1,341,101	54	203,487	86	1,544,588
4	16	1,026,896	42	251,344	58	1,278,240
5	21	369,806	34	122,009	55	491,815
6	14	1,722,353	36	119,721	50	1,842,074
7	10	52,880	35	101,337	45	154,217
8	14	1,913,722	44	192,645	58	2,106,367
9	42	2,355,792	41	229,227	83	2,585,019
10	44	680,216	49	448,935	93	1,129,151
11	58	1,616,215	74	255,875	132	1,872,090
12	112	2,151,728	64	259,112	176	2,410,840
13	93	2,926,499	76	364,378	169	3,290,877
14	104	2,784,850	66	227,024	170	3,011,874
15	123	4,235,340	81	181,131	204	4,416,471
16	331	7,072,497	107	493,427	438	7,565,924
17	227	5,406,616	82	256,376	309	5,662,992
18	203	6,294,932	97	673,313	300	6,968,245
19	229	3,792,420	81	475,449	310	4,267,869
20	204	5,073,467	91	277,132	295	5,350,599
21	212	2,989,986	92	288,310	304	3,278,296
22	237	7,166,785	83	181,507	320	7,348,292
23	180	2,423,068	83	171,169	263	2,594,237
24	217	5,411,283	91	201,696	308	5,612,979
合計	3,086	84,474,268	1,891	6,434,995	4,977	90,909,263

※平成24年度は、速報値

自動車のリコール届出件数及び対象車両数の年度別推移

（昭和 44 年度から平成 24 年度までの 44 年間）

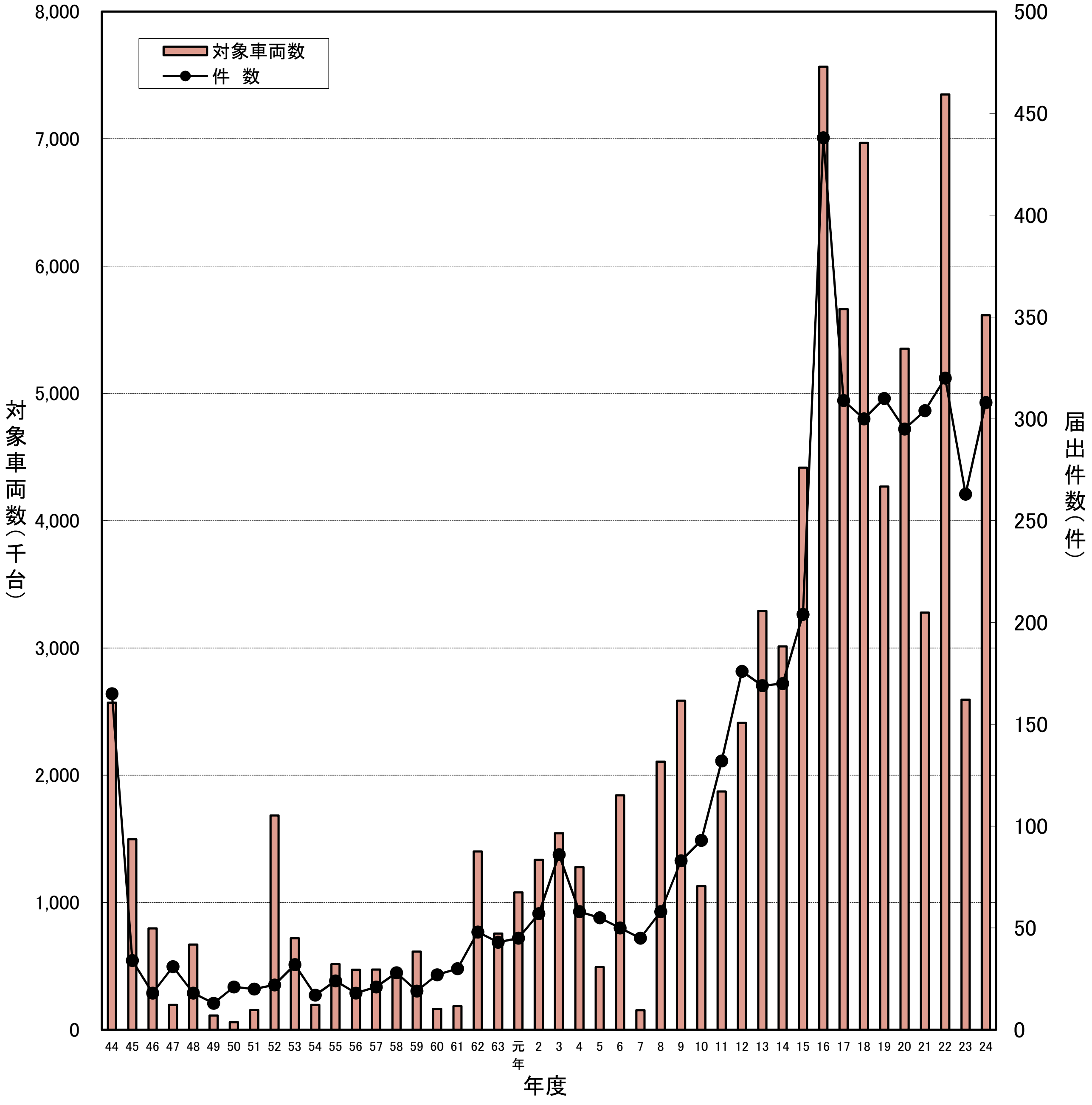

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成25年6月28日
自　動　車　局

荷台を架装する前の貨物自動車（キャブ付きシャシ）の認定制度をつくります。

「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」等に係る意見募集について

キャブ付きシャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところですが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在しておりません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に資するものと考えています。

今般、国交省では、荷台を架装した後の状態で車両総重量が7.5トンを超える貨物自動車（抜けん引自動車を除く。）を、キャブ付きシャシ自動車として、車両の型式ごとに認定する仕組みを作ります。（「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」）

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いた意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせて頂きます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

（参考） 製造過程自動車(いわゆる｢キャブ付きシャシ｣)の型式認定制度の概要

国土交通省

制度のイメージ

○製造過程自動車（いわゆる「キャブ付シャシ」）の型式を認定する制度を策定し、当該製造過程自動車の構造、装置及び性能の保安基準への適合性とともに、均一性について判断し、型式認定を行う。
○また、型式認定を行うにあたり、欧州の認証制度を参考として、装置型式指定を活用する。
○当初、荷台を架装した後の状態（完成車）で車両総重量が7.5トンを超える貨物自動車（被けん引自動車を除く。）を対象として制度の運用を開始する。
○自動車製作者等の責任範囲を明確にし、運輸支局等における新規検査業務の適正、かつ、効率化を図る。
○交通安全環境研究所（自動車審査部）における審査を架装しない半完成車状態で行うことにより、メーカーの架装費用等の削減を図る。

新たな認定制度

キャブ付きシャシ

①原動機及び動力伝達装置 ②走行装置（車輪、車軸等） ③操縦装置 ④制動装置 ⑤緩衝装置 ⑥燃料装置及び電気装置 ⑦ 車枠及び車体（巻込防止装置を除く。） ⑧乗車装置 ⑨窓ガラス ⑩騒音防止装置（消音器等） ⑪排出ガス発散防止装置 ⑫灯火装置及び反射器（一部仮に装着） ⑬警報装置（警音器等） ⑭視野を確保する装置（後写鏡、窓ふき器） ⑮計器類（速度計等）等

架装物（荷台及び代表的な付属装置）

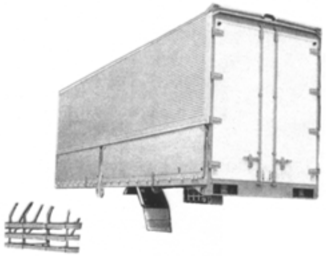

①荷台
②巻込防止装置

完成車

別紙

製造過程自動車の型式認定制度（仮称）の創設について

平成２５年６月
自　動　車　局
審査・リコール課
技　術　政　策　課

１．経緯

キャブ付きシャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところですが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在しておりません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に資するものと考えています。

今般、「製造過程自動車の型式認定等に関する規程（仮称）」を策定することにより、製造過程自動車に対する型式認定制度を導入し、キャブ付きシャシについて当該制度を適用することとします。

２．概要

(1)「製造過程自動車の型式認定等に関する規程（仮称）」の策定

① 製造過程自動車を製作することを業とする者又はその者から製造過程自動車を購入する契約を締結している者であって当該製造過程自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される製造過程自動車を製作することを業とする者又はその者から当該製造過程自動車を購入する契約を締結している者であって当該製造過程自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）は、製作又は販売する製造過程自動車であって国土交通大臣が指定するもの※の型式について、国土交通大臣の認定（以下「型式認定」という。）を申請することができることとする。

※キャブ付きシャシ（荷台を架装した後の状態で、車両総重量が 7.5 トンを超える貨物自動車（被牽(けん)引自動車を除く。）に限る。）とする。

② 型式認定の申請に係る手続き（申請書の記載事項、添付書類等）について規定する。

③ 国土交通大臣は、型式認定の申請があった場合、当該製造過程自動車の構造、装置及び性能の保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）への適合性とともに、当該製造過程自動車の均一性について判定し、型式認定を行うこととする。

④ 国土交通大臣は、型式認定をしたときは、当該型式認定に係る型式認定番号等

を公表することとする。

⑤　製作者等は、型式認定を受けた製造過程自 動車を譲渡する場合において、保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）への適合性を確認したときは、譲受人に型式認定番号等を記載した書面を交付することとする。

⑥　製作者等は、氏名、住所等に変更があったとき、型式認定に係る製造過程自動車の構造、装置及び性能を記載した書面等の内容に変更があったとき、型式認定に係る製造過程自動車の製造又は販売をやめたときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととする。また、国土交通大臣は、必要に応じてその旨を公表することとする。

⑦　国土交通大臣は、型式認定を受けた製造過程自動車が保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）に適合しなくなったとき又は均一性を有するものでなくなったとき等は、当該型式認定を取り消すことができるとともに、取り消した場合にあっては、当該型式認定に係る型式認定番号等を公表することとする。

(2)　その他関係告示の整理等

①　(1)の策定にともない、保安基準における最大積載量の算定方法を見直すこととする。（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 81 条、第 159 条、第 237 条関係

②　その他所要の規定を整備する。

３．今後のスケジュール

公布・施行：平成２５年９月初旬（予定）

平成 25 年６月 28 日
自　動　車　局

エアブレーキを装備したトラックでは ブレーキのバタ踏みは危険です！

エアブレーキを装備したトラックが数台の車両と衝突する事故が、昨年度に２件（注１）発生しました。当該事故は、ブレーキのバタ踏み（注２）によりエアタンク内の圧力が低下し、ブレーキ力が低下したことや過積載等が原因と考えられることから、国土交通省から大型車メーカー４社（いすゞ自動車（株）、日野自動車（株）、三菱ふそうトラック・バス（株）及びＵＤトラックス（株））に対して、注意喚起などの取組みを行うことについて検討を依頼していたところです。

今般、大型車メーカー４社より、大型車メーカー４社のホームページへの注意喚起のチラシ（別紙）の掲載等により、取扱説明書等に記載のあるエアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みをしないこと等について、改めて注意喚起を実施するとの報告がありました。本報告を受けて、国土交通省においては、自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省のホームページにおいて、注意事項を掲載しました。

【エアブレーキを装備したトラックにおけるブレーキに関する注意事項】

- エアブレーキを装備したトラックでのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。
  - ✓ エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。
  - ✓ エアタンク内の空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド（赤色）ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。
  - ✓ 取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。
- 下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。
  - ✓ フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」

（注１）平成 24 年５月、トラックが計３台の車両と衝突の上、店舗に突っ込んで停止し、計６名が重軽傷を負う事故が発生。平成 24 年７月、大型トラックが信号待ちをしていた軽トラックなど計５台と衝突し、軽トラックの運転手１名が死亡、大型トラックの運転手を含む他５名が病院に搬送される事故が発生。

（注２）バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上に繰り返すこと。

や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。

- 過積載は法律で禁止されています。
  - ✓ 過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

【注意事項掲載ホームページ】

・ 国土交通省ホームページ（自動車を安全に使うためには）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety.html

エアブレーキ車ではブレーキの
バタ踏みは危険です！

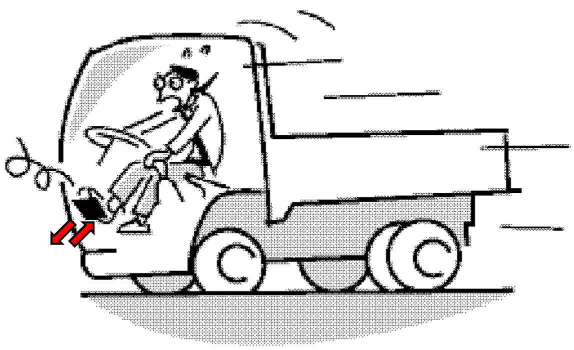

～事故状況～
エアブレーキ車において、ブレーキペダルのバタ踏み※等によりブレーキの効きが悪くなり、数台の車両と衝突する事故が発生しました。

※ バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上繰り返すことです。

● <u>エアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。</u>

✓ エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。

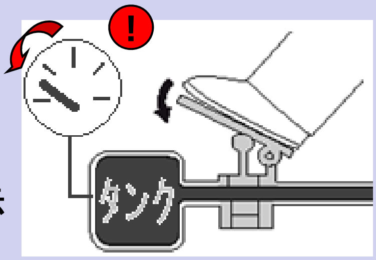

✓ 空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド（赤色）ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。

✓ 取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。

● <u>下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。</u>

✓ フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。

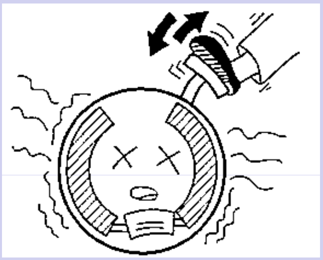

● <u>過積載は法律で禁止されています。</u>

✓ 過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

いすゞ自動車（株）／日野自動車（株）／三菱ふそうトラック・バス（株）／UDトラックス（株）

平成２５年６月２８日
自動車局環境政策課

「超小型モビリティの導入促進」事業の対象案件の決定について

国土交通省では、超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する「超小型モビリティの導入促進」事業を実施することとしております。

先般、平成２４年度補正予算において措置された本事業の支援対象となる案件の公募を行い、本年３月１５日に１５件の事業計画を採択したのに続き、５月１０日から５月３１日まで、平成２５年度予算において措置された本事業の支援対象となる案件の公募を行っておりましたが、この度、応募のあった事業計画について、外部有識者の評価結果も踏まえて選定し、本事業の支援対象とする案件を決定いたしましたので、お知らせします。

なお、今年度内に追加で事業計画の公募を行う予定です。

◆支援対象案件（内訳）
事業数　１３件（３１７台）
※詳細は別紙参照。

◆支援内容
車両導入、事業計画立案及び効果評価費等の1／2（民間事業者等にあっては1／3）

◆外部有識者による評価
「超小型モビリティの導入促進事業検討会」
（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院長　中村文彦教授 他）

超小型モビリティの導入促進

国土交通省

超小型モビリティは、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。

その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援。

人口減少・少子高齢化時代に向けた創造的イノベーションの提案
～クルマ、まちづくり、ライフスタイルの調和的革新に向けて～

写真：日産「ニューモビリティコンセプト」

「超小型モビリティ」
自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両
（エネルギー消費量は、通常の自動車に比べ1／6（電気自動車の1／2）程度）

超小型モビリティの導入により期待される効果

① **省エネ・低炭素化**への寄与
② 生活交通における**新たな交通手段**の提供、**新規市場・需要**の創出
③ **子育て世代や高齢者の移動支援**
④ 観光地や地域活動の活性化を通じた**観光・地域振興**

規制改革：公道走行をより簡便な手続きで可能とする新たな認定制度を創設（平成25年1月）

地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導・試行導入の加速
（超小型モビリティの特性・魅力を引き出し、かつ創意工夫にあふれる優れた取組みを選定し、重点的に支援（※））
※事業計画を公募、外部有識者により評価。優れた計画を選定して、重点的に支援。

＜先導・試行導入に係る事業計画の実施費用（車両導入、事業計画立案及び効果評価費等）の1／2（民間事業者等にあっては1／3）を補助＞

超小型モビリティの特性を最大限活かした
「成功事例の創出」

幅広い市民の方々に実際に車両を見て乗っていただきつつ
「生活・移動スタイル再考機会の創出」
「広範な国民理解の醸成」

幅広い普及に向け社会受容性を高めつつ、車両区分等関連制度の整備、これを活用した低炭素・集約型まちづくりに関する検討を加速。超小型モビリティの市場を創出。

※　都市局「先導的都市環境形成促進事業」、住宅局「環境・ストック活用推進事業」等との連携を予定

（別紙）

超小型モビリティの導入促進事業の支援対象案件一覧

申請者 《導入地域》 （事業の関係者）	導入する超小型モビリティ
岩手県西磐井郡平泉町《同》	日産「New Mobility Concept」 3台
長野トヨタ自動車（株）《長野県北佐久郡軽井沢町》 （軽井沢トヨタ自動車（株）、（株）トヨタレンタリース長野、長野朝日放送（株）、信越放送（株）、（株）テレビ信州、（株）長野放送、清水建設（株））	トヨタ車体「コムス」 5台
さいたま市小型電動モビリティ利活用推進協議会《埼玉県さいたま市》 （埼玉県さいたま市、本田技研工業（株）、（株）本田技術研究所）	ホンダ「マイクロコミューター・プロトタイプβ」 11台
茨城県つくば市《同》	日産「New Mobility Concept」 5台 トヨタ車体「コムス」 5台
神奈川県横浜市、日産自動車（株）《神奈川県横浜市》 （（株）日産カーレンタルソリューション、（株）日立製作所、（株）TBWA／HAKUHODO）	日産「New Mobility Concept」 100台
（株）セブンイレブン・ジャパン《17都府県》 （トヨタフリートリース（株））	トヨタ車体「コムス」 160台
電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会《三重県伊勢市》 伊勢市、宿泊施設組合、地域事業者、観光協会、旅行会社など32団体	トヨタ車体「コムス」 4台
福井県《福井県福井市、同越前市》	トヨタ車体「コムス」 2台
坂井市三国超小型モビリティ推進協議会《福井県坂井市》 （坂井市三国観光協会、一般社団法人三國會所、坂井市総務部企画情報課）	トヨタ車体「コムス」 4台
福井県大飯郡高浜町《同》	トヨタ車体「コムス」 1台
香川県小豆郡小豆島町《同》 （（財）小豆島ふるさと村）	日産「New Mobility Concept」 3台
北九州市超小型モビリティ導入促進協議会《福岡県北九州市》 （北九州市、特定非営利活動法人タウンモービルネットワーク北九州）	日産「New Mobility Concept」 4台
宮古島市小型電動モビリティ等の活用に係る社会実験プロジェクト推進協議会《沖縄県宮古島市》 （沖縄県宮古島市、（株）東芝、本田技研工業(株)、(株)本田技術研究所）	ホンダ「マイクロコミューター・プロトタイプ」 10台

平成 25 年 7 月 12 日
自　動　車　局

電気自動車等の安全性に係る協定規則の改正に伴う
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において電気自動車等の安全性に係る協定規則の改正等が行われました。

上記を受け、我が国における電気自動車等の安全性の向上を図るため、今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等を改正しましたので、お知らせします。(改正の詳細は別紙参照)

【改正の概要】

（１）電気自動車等の蓄電池の安全性に関する基準の強化

電気自動車等の蓄電池の安全性に関する基準として、耐火性の試験を行い、爆発しないこと等の要件を追加します。

なお、以下の自動車にこの要件を義務付けます。

○平成28年7月15日以降に型式を取得する自動車
○平成28年7月15日以降に電気自動車等へ改造を行う自動車

（２）その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂が国連においてなされましたので、国内法令も同様に改正を行います。

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（１９５８年協定）の概要

１．協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

２．加入状況

平成 25 年（2013 年）6 月現在、50 か国、１地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（ＥＵ）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、チュニジア、エジプト・アラブ

（下線はＥＵ加盟国、□はアジア諸国）

３．基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成 25 年（2013 年）6 月現在、各装置ごとに 129 の協定規則（基準）が制定されている。

４．協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ E_{43} ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

５．日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の 46 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成25年6月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	**反射器**	53	灯火器の取付け（二輪車）	**104**	**大型車用反射材**
4	後部番号灯	**54**	**タイヤ(商用車)**	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)
6	**方向指示器**	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造
7	**車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯**	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	**58**	**突入防止装置**	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音（三輪車）	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	**電波妨害抑制装置**	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	**ドアラッチ及びヒンジ**	61	外部突起(商用車)	**112**	**非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光**
12	**ステアリング機構**	**62**	**施錠装置(二輪車)**	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	**ブレーキ**	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	114	後付エアバック
13H	**乗用車の制動装置**	64	応急用タイヤ	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	**シートベルト・アンカレッジ**	65	特殊警告灯	**116**	**盗難防止装置**
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度（バス）	117	タイヤ単体騒音
16	**シートベルト**	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	**シート及びシートアンカー**	68	最高速度測定法	**119**	**コーナリングランプ**
18	施錠装置（四輪車）	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	**前部霧灯**	**70**	**大型車後部反射器**	**121**	**ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ**
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	**123**	**配光可変型前照灯**
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	**後退灯**	74	灯火器の取付（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	**75**	**タイヤ(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)**	126	客室と荷室の仕切り
25	**ヘッドレスト**	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	**127**	**歩行者保護**
26	**外部突起(乗用車)**	**77**	**駐車灯**	128	LED光源
27	**停止表示器材**	**78**	**ブレーキ(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)**		
28	**警音器**	79	ステアリング装置		
29	商用車運転席乗員の保護	**80**	**シート(大型車)**		
30	**タイヤ(乗用車)**	**81**	**後写鏡(二輪車)**		
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)		
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)		
38	**後部霧灯**	89	速度制限装置		
39	**スピードメーター**	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ		
40	排出ガス規制（二輪車）	**91**	**側方灯**		
41	**騒音(二輪車)**	92	交換用消音器（二輪車）		
42	バンパー	**93**	**ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ**		
43	安全ガラス	**94**	**前突時乗員保護**		
44	**幼児拘束装置**	**95**	**側突時乗員保護**		
45	**ヘッドランプ・クリーナー**	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	**98**	**前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)**		
48	**灯火器の取付け**	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源		
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	**100**	**電気自動車**		
50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

基準採用済（129規則中、46規則採用済）

別紙

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」、「装置型式指定規則」等の一部改正について

１．背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号)」などの改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 158 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 25 年 7 月 15 日に発効されることとなっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号)」（以下、「細目告示」という。)、「装置型式指定規則(平成 10 年運輸省令第 66 号)」等を改正する必要があります。

２．改正概要

（１）細目告示の改正

① 電気装置（細目告示第 21 条、第 99 条、177 条関係）

「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車､側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽(けん)引自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

○ 電力により作動する原動機を有する自動車に搭載され、原動機用蓄電池となる充電式エネルギー貯蔵システム（REESS：Rechargeable Energy Storage System）に対して、火炎に対する耐性を検証する耐火性の試験を行い、爆発しないこと等の要件を適用します。

○ その他、耐振動性、耐熱性、耐衝撃性、外部短絡保護、過充電保護、過放電保護、過昇温保護及びエミッション（開放式原動機用蓄電池の場合の水素ガス排出量の制限）の要件を適用します。

【適用時期】

○ 以下の自動車にこの要件を義務付けます。

・平成 28 年 7 月 15 日以降に型式を取得した自動車

・平成 28 年 7 月 15 日以降に電力により作動する原動機を有する自動車以外から電力により作動する原動機を有する自動車に改造等するもの

② その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされましたので、国内法令も同様に改正を行います。

（２）装置型式指定規則の改正

「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号)」の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第２条（特定装置の種類)、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

○　第２条（特定装置の種類）関係

「原動機用蓄電池」を追加します。

○　第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

「原動機用蓄電池」を追加するとともに、「感電防止装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。

○　第６条（特別な表示）関係

・第３号様式に定める表示方式について、「原動機用蓄電池」は a≧８とします。

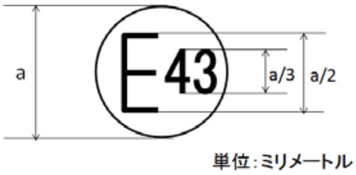

３．スケジュール

公布：平成 25 年７月 12 日

施行：平成 25 年７月 15 日

※ＥＣＥ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov12.html

平成２５年７月１９日
自動車局環境政策課

香川県小豆郡土庄町豊島における超小型モビリティの先導導入について
～一般の皆様に超小型モビリティにお乗り頂ける最初の事業です～

国土交通省では、超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する「超小型モビリティの導入促進」事業を実施することとしております。

今般、一般の皆様に超小型モビリティにお乗り頂ける最初の事業として、土庄町（とのしょうちょう）とソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ベネッセホールディングス、電気自動車普及協議会により構成される「豊島（てしま）モビリティ協議会」が、香川県小豆郡土庄町豊島において、「瀬戸内国際芸術祭2013」の夏の会期の始まりにあわせ、来島する観光客の交通手段として、超小型モビリティのレンタルサービスを開始します。

◆事業概要

「瀬戸内国際芸術祭2013」の夏の会期の始まりにあわせ、超小型モビリティを、豊島に来島する観光客などにレンタカーとして貸し出し、島内の交通手段として活用してもらう。
（詳細は別紙参照）

◆実施主体

「豊島モビリティ協議会」（所在地：香川県小豆郡土庄町、代表：岡田　好平）

構成団体：土庄町（香川県小豆郡、町長：岡田　好平）
ソフトバンクモバイル株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 兼 CEO：孫　正義）
株式会社ベネッセホールディングス（本社：岡山県岡山市、代表取締役社長：福島　保）
電気自動車普及協議会（所在地：東京都新宿区、会長：福武　總一郎）

◆実施期間

2013年7月20日～2014年3月31日（予定）

◆使用する車両

NISSAN New Mobility Concept　６台

瀬戸内国際芸術祭2013における先導導入について

国土交通省

○瀬戸内国際芸術祭2013において、瀬戸内海に浮かぶ離島、豊島を訪れる観光客に、超小型モビリティによる魅力的で自由度の高い島内移動手段を提供する。
○島内移動手段が十分でない豊島の観光資源としての価値を高めるとともに、先進的なモビリティ自体を目的とする観光客の来島も期待される。

先導導入事業の内容

○「現代アート×超小型モビリティ」を基本コンセプトに、瀬戸内国際芸術祭2013の夏・秋開催と併せに、超小型モビリティを6台導入し、来島者に貸し出す。
○島内移動手段が不十分な豊島において、先進的なモビリティによる新たな移動手段を提供し、来島者の回遊性を高めることで、観光資源としての価値向上を図り地域活性化に貢献する。
○将来的には、豊島が掲げる「エネルギー自給自足」と連携し、豊島において太陽光により発電した電気を超小型モビリティに充電することで、低炭素・省エネルギーで環境に負荷をかけない循環型社会の実現を目指す。

導入される超小型モビリティと導入エリアの概要

導入車両：
日産「ニューモビリティコンセプト」

国土交通省

超小型モビリティがもたらす社会的便益 ～高齢者や子育て層の移動支援、観光振興等～

○超小型モビリティは、高齢者・子育て層の移動支援、観光振興など多くの社会的便益を生み出す。

観光地等の振興

◎ 狭い街路・街並みへの誘導や回遊性の向上等により、来訪者の立寄り先を増加。

◎ 川のせせらぎなど周辺自然環境の気づき、新たな観光資源の発掘等を通じ、観光地の魅力・にぎわいを向上。

歩行者との親和性

◎ コンパクトであるため、歩行者と離間がとれ、歩行者が安心して歩ける環境づくりに貢献。さらに、先進的な予防安全機能の搭載が期待される。

◎ 歩行者と運転者とのコミュニケーション等を通じ、従来のクルマと人の関わりが変化。

日産　ニューモビリティコンセプト

トヨタ　i－ROAD

多様なコンセプトの超小型モビリティにより、日常生活や小口物流に手軽で、とりまわしのし易い、全く新たな交通手段を提供

トヨタ車体　コムス

ホンダ　マイクロコミュータープロトタイプ

高齢者や子育て層の移動支援

◎ 高齢者等あらゆる世代の外出機会の増加、コミュニケーションの活性化（地域活動への参加、買い物、通院、通勤・通学、知人宅への訪問など）。

◎ 子育て層等の日常生活における移動支援（買い物、通勤、学校送迎など）。

小口物流の効率化

◎ 輸送経路や輸送手段の合理化による小口物流の輸送効率・サービスの向上。

◎ 市街地・都心部店舗での既存の狭いスペースを活用した、効率的な荷捌きの実現。

超小型モビリティの認定制度について

１．超小型モビリティ認定制度の概要

地域の手軽な移動の足として主に近距離輸送に利活用される超小型モビリティについて、安全確保を最優先に考え、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）（以下「保安基準」という。）第 55 条第１項に基づく基準緩和認定制度を活用し、①高速道路等は走行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件に、大きさ、性能等に関して一定の条件を付すことで、安全・環境性能が低下しない範囲で一部の基準を緩和し、公道走行を可能とする制度です。

なお、この制度を活用した地方公共団体等における超小型モビリティの先導的・試行的導入により、超小型モビリティに係る技術的な資料を得るとともに、成功事例の創出や国民理解の醸成を促し社会受容性を高めることで、将来的な保安基準等の見直し等について検討するに当たっての参考とします。

２．対象とする超小型モビリティ及び保安基準の基準緩和項目

（「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）」の一部改正）

（１）対象とする超小型モビリティ

以下の要件を全て満たすものを認定制度の対象とする。

① 長さ、幅及び高さがそれぞれ軽自動車の規格内のもの

② 乗車定員２人以下のもの（２個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、３人以下）

③ 定格出力８キロワット以下（内燃機関の場合は 125cc 以下）のもの

④ 高速道路等[※1]を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行するもの

[※1] 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の４に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第４条１項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項の規定により定められている最高速度 60km/h 超の道路

（２）超小型モビリティの基準緩和項目（詳細：別紙１参照）

【基準緩和の概要】

① 高速道路等を走行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することを条件に、一部基準の適用除外が可能

② 二輪自動車の特性を持つ車幅 1300㎜ 以下のものについては、灯火器等について二輪自動車の基準を適用可能

③ 自動車の最高速度が、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロ

メートル毎時以下であるものについては、衝突安全性に関する基準の適用除外が可能　等

【その他、安全性向上のための要件等】

① 電気自動車等については、歩行者等に当該車両の接近を知らせる車両接近通報装置の装備義務付け

② 車両の前後面にそれぞれ基準緩和マークの表示義務付け

③ 運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備の推奨

３．制度運用の概要（超小型モビリティの認定要領を制定：別紙２参照）

申請者：地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会

申請先：地方運輸局長

申請内容：必要な基準緩和項目及び理由、運行地域、運行上の安全対策　等

認定後の措置：

① 一台毎の基準適合性審査（いわゆる車検）を軽自動車検査協会にて実施※2

② 使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明（教育）

③ 運行時には、各車両に認定書の写しを携帯させるとともに、申請者は、毎年運行結果を地方運輸局長に報告

※2 超小型モビリティの認定を受けた車両については、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 5 条の規定に基づく届出（対象地域のみ）等、軽自動車に係る諸制度が適用される

> ※　申請書類については、添付ファイル（超小型モビリティの認定要領　様式等）をダウンロードするか、若しくは各地方運輸局の窓口で入手してください。

別紙１

超小型モビリティに関する道路運送車両の保安基準等の基準緩和項目

（１）保安基準等の基準緩和

①高速道路等を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することを条件に基準緩和可能な項目

内装材の難燃性	第 20 条第 4 項
座席取付強度、シートバックの衝撃吸収	第 22 条第 3 項、第 4 項
シートベルト取付強度 ※1、リマインダー	第 22 条の 3 第 2 項、第 4 項
座席空間、座席寸法	第 22 条第 1 項、第 2 項
年少者用補助乗車装置（ISO-FIX 等の一部基準）	第 22 条の 5
乗降口の転落防止装置の装備	第 25 条第 3 項
扉の開放防止	第 25 条第 4 項
前面ガラス強度等	第 29 条第 2 項

※1）シートベルトの装備義務を緩和するものではない

②車幅が狭く、被視認性が二輪自動車に近いことから、二輪自動車の基準を適用すること等を条件に基準緩和可能な項目（車幅 1300㎜ 以下である場合）

灯火器関係 ※2	第 32 条～第 41 条の 5
原動機（2 重アクセルリターンスプリング）	第 8 条第 3 項
走行装置（軽合金製ホイールの性能）	細目告示第 89 条第 3 項
施錠装置	細目告示第 92 条第３項
制動装置	細目告示第 93 条第２項、第３項

※2）側面方向指示器（保安基準第 41 条）は、車幅 1300㎜ 以下、かつ、全長 2500㎜ 以下の場合のみ、二輪の保安基準を適用

③ミニカー（原付四輪自転車）の事故実態（危険認知速度 30km/h 以下では、死亡事故が極めて少ない）に基づき、自動車の最高速度が、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であることを条件に基準緩和可能な項目

インストルメントパネルの衝撃吸収	第 20 条第 5 項
シートベルト装備、強度	第 22 条の 3 第 1 項、第３項
前席ヘッドレスト装備	第 22 条の 4
サンバイザの衝撃吸収	第 45 条第 3 項

（２）破壊試験が免除される項目

以下の保安基準等については、少量生産車に適用される保安基準第１条の３に基づき、破壊試験（衝突試験）を免除することとし、構造要件を満たすことで基準に適合していると判断する（衝突安全基準を免除するものではない。）。

かじ取り装置の衝撃吸収	第 11 条第 2 項
燃料装置の燃料漏れ防止	第 15 条第 2 項
衝突後の高電圧安全	第 17 条の 2 第 4 項
衝突時の乗員保護（フルラップ・オフセッ	第 18 条第 2 項～第 5 項

ト前突及び側突[※3]）及び歩行者保護（頭部及び脚部）	

※3）ただし、以下に掲げる側突構造要件を満たすことが出来ない場合については、サイドインパクトビームによる安全対策を講じることを条件に基準緩和可能

衝突時の乗員保護（側突）	細目告示第100条第13項

保安基準の主な取扱い・考え方

別紙2

・安全性の確保を最優先に考え、①高速道路等は運行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件に、一部保安基準を緩和する。
・なお、適用される主な保安基準は以下のとおり。

自動車として従来どおり適用される主な基準

衝突安全性能（寸法要件に適合していることを確認）

バックミラーの装備

シートベルトの装備

基準緩和マークの表示
（車両の前後）

（参考）
軽自動車ナンバーの
装着

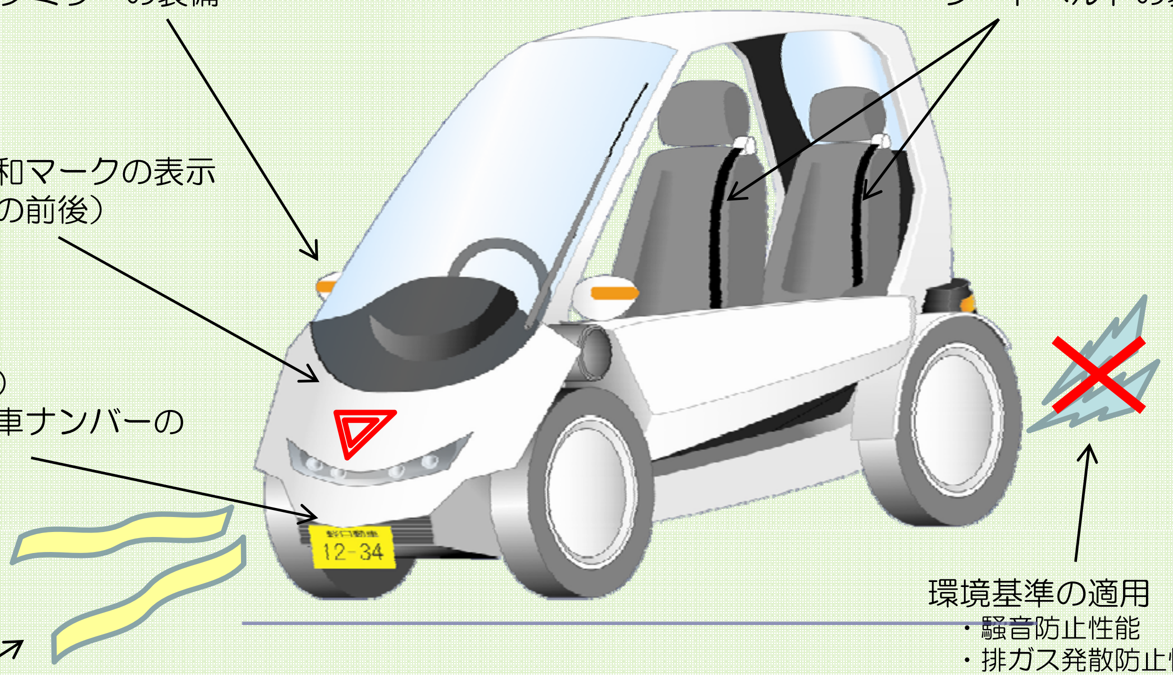

環境基準の適用
・騒音防止性能
・排ガス発散防止性能

車両接近通報装置の装備
＊静粛性の高い電気自動車等の車両の接近を歩行者などに認識してもらうため、
一定車速で走行中に音を発生させる装置

緩和できる主な基準

高速道路等を運行せず、交通の安全等が図るための措置を講じた場所において運行することを条件に、以下の基準を緩和可能
・座席取付強度、シートバックの衝撃吸収
・シートベルト取付強度
・座席空間、座席寸法
・年少者用補助乗車装置（ISO-FIX）

条件に応じて緩和できる主な基準

車幅1300mm以下の車両の場合
二輪自動車の特性を持つことから以下の基準を緩和可能
［二輪車の基準を適用する装置］
・灯火器
・制動装置
・施錠装置

速度抑制装置等の装備により、自動車の最高速度30km/h以下の場合
事故実態に基づき死亡事故が極めて少ないことから以下の基準を追加緩和可能
・インストルメントパネルの衝撃吸収
・シートベルトの装備、強度

超小型モビリティ認定制度の手続きの流れ

別紙3

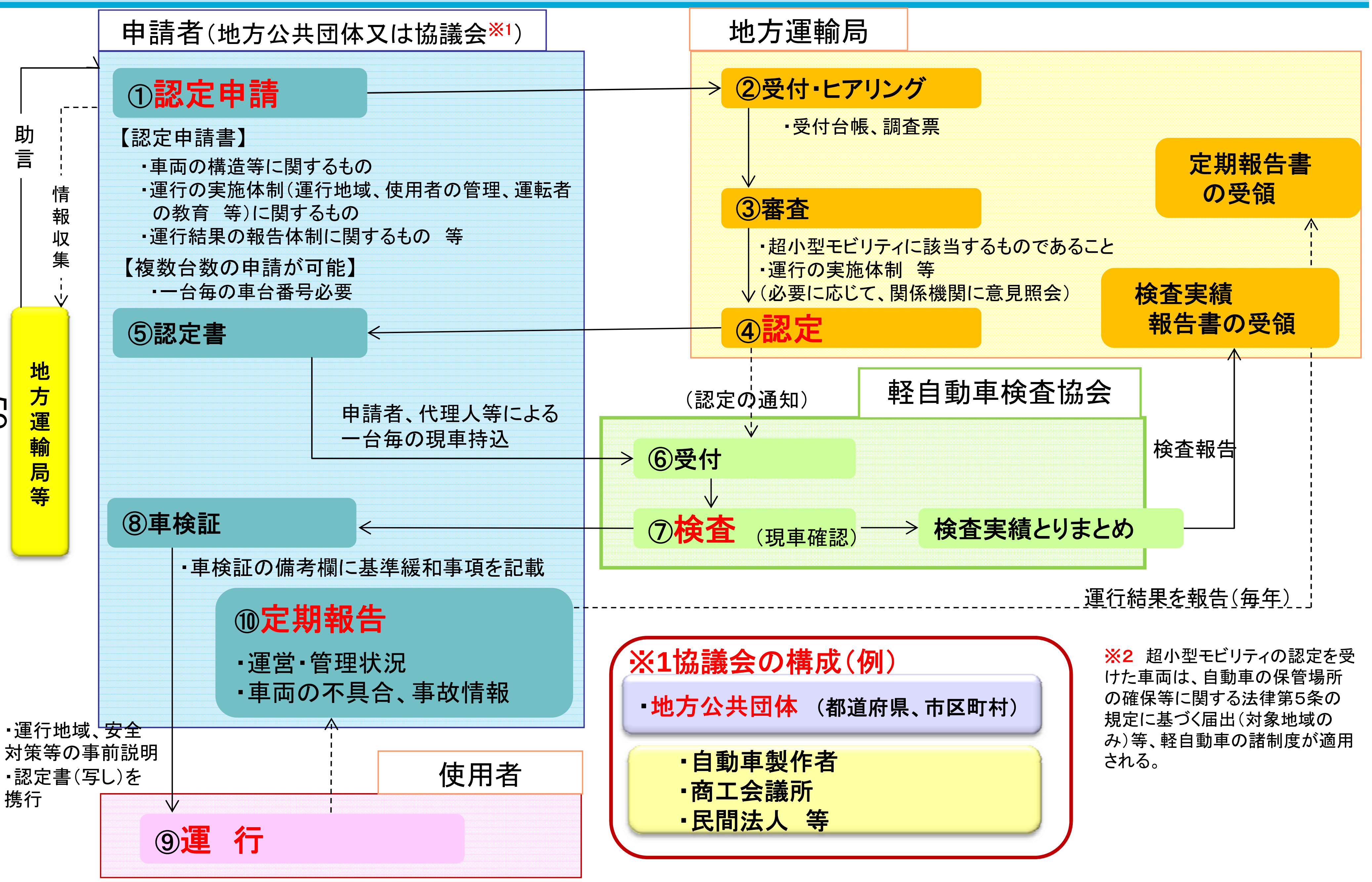

別添

「超小型モビリティの認定要領」

第１　適用

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号。以下「保安基準」という。）第５５条第１項の規定に基づく、「第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成１５年国土交通省告示第１３２０号。以下「緩和告示」という。）」第１条第５号の規定による自動車に係る基準緩和の認定（以下「超小型モビリティ認定」という。）は、本要領によるものとする。

第２　認定の目的

少子・高齢化、環境意識への高まりなど社会状況の変化に伴い、超小型モビリティの公道走行の要望が高まっているところであるが、超小型モビリティはその構造や使用の態様が特殊であるため、交通社会における位置づけが明確になっておらず、その安全性能等を考慮した保安基準の整備がなされていない状況にある。

これを踏まえ、軽自動車の基準を満たすことを前提として、超小型モビリティの公道走行を可能とするため、安全性の確保及び環境の保全上支障がないことに配慮しつつ、超小型モビリティ認定をするものとする。

なお、超小型モビリティは、地域に根ざした「新たなカテゴリー」の乗り物であることから、その普及に際しては、車両としての安全性の確保は最優先として、利活用する地域住民の交通安全に対する意識向上を図りつつ、利用環境の整備等を進めていくことが必要である。

第３　認定することができる超小型モビリティ

超小型モビリティ認定は、次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）について行うことができる。

(1)　内燃機関を原動機とするものにあっては総排気量が〇・一二五リットル以下のもの、内燃機関以外を原動機とするものにあっては定格出力が八・〇〇キロワット以下のものであること。

(2)　乗車定員が二人以下（二個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、三人以下）のものであること。

(3)　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和三十二年法律七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメー

トル毎時を超える道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものであること。
(4)その運行に関し、地方方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会が交通の安全と円滑を図るための措置を講じたものであること。

第４　申請者等

１　超小型モビリティ認定の申請は、地方公共団体の長又は地方公共団体が組織する協議会の長（以下「申請者」という。）が、保安基準第５５条第３項の規定に基づき行うものとする。

２　地方運輸局長は申請書を受理する際に、申請者に対して次に掲げる事項の説明を求めることができるものとする。

(1)超小型モビリティの構造、装置及び性能の概要
(2)認定により適用を除外する保安基準の条項及び条件又は制限に関する内容
(3)運行の実施体制（運行地域及び運行計画、使用者の管理、運転者の教育、超小型モビリティの点検・整備、運行上の安全対策）
(4)その他審査等の実施にあたって必要と認められる事項

第５　申請書及び添付資料

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）については、保安基準第５５条第３項から第５項までの規定に基づき、次に掲げるものとする。

１　申請者は、第１号様式の申請書に別添１に掲げる資料を添付し、正本１通及び副本１通を当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。ただし、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を経由して申請するときは、正本１通及び副本２通を提出するものとする。

２　第１項の申請において、同一の申請者が複数の超小型モビリティについて同時に申請しようとするときは、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

３　超小型モビリティ認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は認定を受けた超小型モビリティの使用の本拠の位置又は運行地域について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第２号様式の認定変更申請書を提出するものとする。

４　地方運輸局長は、第１項及び第３項に規定する申請書等について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の経由等の取り扱いについて定めることができる。

第６　審査等

１　地方運輸局長は、超小型モビリティ認定について、保安上若しくは公害防止上の支障又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用され

るおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。
　また、審査に当たっては、必要に応じて申請者に対して現車の提示を求めることができるものとする。
(1)　超小型モビリティの構造等が第３に該当するものであること
(2)　超小型モビリティの構造等により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
(3)　別添２に掲げる条件又は制限
(4)　運行の実施体制（別添１の類別３）
(5)　その他必要事項
２　超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合にあっては、運行地域及び運行上の安全対策等の審査について、審査に必要となる添付資料を添えて当該地域を管轄する地方運輸局長に依頼することができる。
３　地方運輸局長は、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第７　認定
１　地方運輸局長は、第６において審査した結果、保安基準第５５条第１項及び緩和告示第１条第５号の規定に基づき、別添２に定める基準緩和項目の基準を適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、第８の条件及び制限を付したうえで、超小型モビリティ認定を行い、申請者に対して第３号様式の超小型モビリティ認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。
２　地方運輸局長は、前項の規定により認定書を交付したときは、直ちに当該認定書に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長（事務所長、事務所支所長又は事務所分室長をいう。以下同じ。）に対し、認定書の写し及び申請書等を添付のうえ、第４号様式を用いて別添３に掲げる条件及び制限のうち、自動車検査証備考欄に記載が必要となるものについて通知するものとする。
３　地方運輸局長は、第６に基づき審査した結果、付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、保安基準第５５条第７項の規定に基づき、超小型モビリティ認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長に通知するものとする。

第８　条件又は制限の付与

地方運輸局長は、超小型モビリティ認定を行う場合は、保安基準５５条第２項の規定に基づき、別添２に定める基準緩和項目欄に掲げる条項毎に必要な条件又は制限により審査した結果について、別添３に掲げる必要な条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。

第９　行政処分等

１　地方運輸局長は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対して事実関係の報告を求め、更に再発防止対策についての改善報告を求めるものとする。

(1)　認定書の条件若しくは制限に違反するおそれ又は違反して運行した事実が認められた場合

(2)　申請に当たって虚偽の申請を行ったと認められた場合

(3)　道路運送車両法に照らして、適切な運行が行われていないおそれがある又は適切な運行が行われていないと認められた場合

(4)　第６第１項各号の要件を満たさなくなったと認められた場合

２　地方運輸局長は、前項の報告がなされない、報告の内容が十分でない又は報告のあった再発防止策が適正に実施されていないと認めるときは、保安基準第５５条第６項の規定に基づき、超小型モビリティの使用者に対して、行政手続法（平成５年１１月１２日法律第８８号）第１３条第１項の規定に基づく聴聞を行い、当該超小型モビリティ認定を取り消すことができる。

３　申請者は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、第５号様式を用いて超小型モビリティ毎（複数台を同時に申請する場合は、そのすべての車台番号）に地方運輸局長に申請しなければならない。この場合、地方運輸局長は、保安基準第５５条第６項の規定に基づき、当該超小型モビリティ認定を取り消すものとする。

(1)　当該超小型モビリティが滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は用途を廃止した場合

(2)　当該超小型モビリティに対し、保安上もしくは公害防止上支障があると認められる改造、装置の取り付け又は取り外し（整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合は除く。）が行われた場合

(3)　当該超小型モビリティの使用の本拠の位置が認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合

４　地方運輸局長は、前項の超小型モビリティ認定の取り消し申請後においても、当該認定書に記載されたその他の超小型モビリティが運行される場合、申請者に対し既に交付された認定書を返付させ、当該認定書のうち、「４　車台番号（又は製造番号）」の項目を修正のうえ再度交付するとともに、必要に応じて当該認定に係る超小型モビリティの使用の本

拠の位置を管轄する運輸支局等の長及び軽自動車検査協会の長に対し、認定書の写し等を添付のうえ通知するものとする。

5　地方運輸局長は、第２項の取消処分を受けた超小型モビリティの申請者より新たに申請があった場合、保安基準第５５条第７項の規定に基づき、当該認定の取り消された日から１年間の他の超小型モビリティの管理及び運行に関する実績を求めるものとする。

6　地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、道路運送車両法第１００条の規定に基づく報告聴取又は立入検査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、超小型モビリティの運行状況の把握に努めるものとする。

7　地方運輸局長は、前項の運行状況の把握について、運輸支局等の長及び他の地方運輸局長（ただし、超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合に限る。）に調査等を依頼することができる。

第１０　運行の報告

1　申請者は、毎年度、地方運輸局長あて運行の結果に関する報告を別添４に掲げる報告書に基づき提出するものとする。なお、別添４に掲げる運行実績表の各項目が含まれた既存の集計等がある場合は、別添４の運行実績表に代えて提出することができる。

2　国土交通大臣は、保安基準及び関係基準の改善、策定等の検討に必要と認められる範囲において、地方運輸局長を通じて、申請者に対して、構造又は装置に係る技術的な資料について報告を求めることができる。

3　第１項及び第２項の報告に関し、第９により超小型モビリティ認定が失効した場合においても、認定を受けていた期間内の運行実績等の報告を求めることができる。

附　則

（適用時期）

この認定要領は、平成２５年１月３１日以降の超小型モビリティ認定の申請から適用する。

別添１　添付資料　（第５関係）

類　別	資料の種類	内　容
１　超小型モビリティの構造等に関するもの	１　諸元表 ２　構造・装置の概要 ３　外観図 ４　原動機の排気量又は定格出力を証する資料 ５　運転者席付近配置図 ６　次に掲げる装置の図面 ①シャシ全体図（車枠又は車体） ②原動機全体 ③動力伝達装置 ④走行装置 ⑤操縦装置 ⑥制動装置 ⑦緩衝装置 ⑧燃料装置 ⑨灯火装置	資料の種類１から６までは、次に掲げるいずれかの資料であること。 １．改造自動車等の取扱いについて（平成７年１１月２１日付、自技第２３９号）に基づく、「試作・組立自動車審査結果通知書」及び添付資料。 ２．自動車型式認証実施要領について（平成１０年１１月１２日付、自審第１２５２号の４）別添「自動車型式認証実施要領」別添１の別表に準ずる資料。 ３．並行輸入自動車取扱要領について（平成９年３月３１日付、自技第61号）に基づき提出することとしている届出書及び添付資料。
２　基準の緩和に関するもの	１　誓約書	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守する又は使用者に周知させる旨の資料。（参考による書式）
	２　保安上支障がないことを証する書面	別添２の基準緩和が必要な項目について、各基準緩和項目に付された条件又は制限に関する適合性が確認できる書面（保安基準への適合性を証する書面等）。
３　運行の実施体制に関するもの	１　運行地域及び運行計画	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 １．高速道路、自動車専用道路及び最高速度60km/h超の道路以外の場所（ただし、保安基準第20条第５項、第22条の３第１項及び第３項、第22条の４並びに第45条第３項を基準緩和する場合にあっては、主に最高速度30km/h以下の道路とする。）であることを示すもの。 ２．超小型モビリティの運行に関し、地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための具体的な対策。 ３．超小型モビリティの具体的な利活用場面を想定した運行計画。
	２　使用者の管理	次に掲げる事項を確実に管理できる体制を有していることが確認できる資料であること。 イ　使用者の特定 ロ　超小型モビリティの使用状況
	３　運転者の教育	次に掲げる内容について教育するための体制を有していることが確認できる資料であること。 １．特殊な自動車であることを十分に認知させ、安全な運行に努めさせること。 ２．超小型モビリティの運行にあたっては、認定の際に付された条件及び制限を遵守し、かつ、運転者に遵守させること。 ３．運行時は、超小型モビリティ認定書の写しを超小型モビリティに携行すること。 ４．運転者に対する、事故防止のために必要な対策。 ５．事故又は不具合発生等の異常時は、速やかに適切な措置を行うこと。 ６．超小型モビリティの点検・整備に関する実施方法等。
	４　超小型モビリティの点検・整備	次に掲げる内容が確認できる資料であること。

		・日常点検 ・定期点検 ・点検整備方式 （自動車点検基準で規定している日常点検基準項目及び定期点検基準項目以外に実施しなければならない特別の点検・整備項目、判定基準及び交換時期がある場合はその旨。）
	５　その他（運行上の安全対策）	運行上の安全対策として以下の例が考えられる。 ・走行時間の制限、監視員の配置 ・ＧＰＳを車載することによる運行の記録（運行管理） ・運行地域の出入り口等の標識設置、路面のマーキング ・超小型モビリティの運行地域の地域住民への広報や安全運転講習会の実施などの交通安全に対する意識向上 等、地域の実態に即した安全対策。
４　報告に関するもの	不具合、事故、改善対策、定期等の報告	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 １．事故及び不具合発生時並びにヒヤリハットの発生状況等に関する報告は、使用者から関係行政機関等に確実に実施される体制が整えられていること。 ２．上記１．に対する改善措置に関する報告は、当該認定を行った地方運輸局長に対し確実に実施される体制が整えられていること。 ３．当該認定を行った地方運輸局長に対する運行の結果に関する報告は、毎年度末までに確実に実施される態勢が整えられていること。

備考

(1)　用紙の大きさは、日本工業規格A列４番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

(2)　定格出力の試験方法は、「独立行政法人交通安全環境研究所　審査事務規定（平成13年4月1日研究所規定第２号）TRIAS99-018-01」に準じた試験とする。

別添２　基準緩和項目及び条件又は制限（第６、７関係）

対　象 （数字番号）	基準緩和項目	条件又は制限 （数字番号）
全ての超小型モビリティ		1　運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092) 2　運行に当たっては、認定書（写）を携帯すること。(093) 3　走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。(148) 4　高速自動車国道等を運行しないこと。(077) 5　運行の実施体制を遵守すること。（別添１の類別の３全てに関するもの） 6　自動車の前面及び後面には、施行規則第19号様式による標識を表示すること。 7　乗車定員二人以下の自動車（ただし、運転者席以外の座席に年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下の自動車）であること。 8　電気自動車等は、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインについて（平成22年1月29日付け国自技第255号)」に準じた静音性に対する対策を講ずること。
原動機及び動力伝達装置【２重アクセルリターンスプリング関係】	保安基準第８条第３項（解除装置の数に関する部分に限る。）	自動車の幅は1.30メートル以下であること。
走行装置【軽合金製ディスクホイール関係】	細目告示第89条第３項、第167条第３項	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　細目告示別添２「Ⅱ二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準（4.1.(1)を除く。）の規定に適合すること。
施錠装置等【イモビライザ関係】	細目告示第92条第３項	自動車の幅は1.30メートル以下であること。

制動装置 【細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」関係及び細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」関係】	細目告示第93条第２項各号列記以外の部分、第９号及び第１２号、第３項各号列記以外の部分、第２号（第２項第４号から第６号まで及び第９号の基準に係る部分に限る。）、第４号、第７号 第 171 条第２項第９号、第 12 号、第３項第２号（第２項第４号から第６号まで及び第９号の基準に係る部分に限る。）、第４号及び第７号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　以下の各号に規定されたいずれかの基準に適合すること。 (1)　細目告示第93条第４項に規定する二輪自動車の基準 (2)　欧州連合指令 93/14EEC の技術的な要件 (3)　細目告示別添 98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」
車枠及び車体 【側面衝突時の乗員の保護関係】	細目告示第 100 条第 13 項	自動車の側面（運手者席又はこれと並列の座席付近）に衝撃緩和部材を有し、かつ、車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
乗車装置	保安基準第20条第４項（難燃性関係）	
	保安基準第20条第５項（インストルメントパネル衝撃吸収関係）	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
座席（021､022） 【座席空間、寸法、取付及びシート後面の衝撃吸収関係】	保安基準第 22 条第１項、第２項、第３項、第４項	当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
座席ベルト（023）	保安基準第22条の３第１項、第３項（ベルト装備及び要件関係）	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
	保安基準第22条の３第２項及び第４項（座席ベルト取付及び警告関係）	当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
頭部後傾抑止装	保安基準第22条の４	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制

置等（025）		装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。 上記以外の自動車であって、運行速度が 30 キロメートル毎時を超え、60 キロメートル毎時以下で運行する自動車に備える頭部後傾抑止装置にあっては、細目告示第 109 条第 1 項に規定する別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」の緩和に限る。
年少者用補助乗車装置 【ISOFIX】	保安基準第 22 条の 5 第１項	
乗降口 【とびら及びとびらの開放関係】	保安基準第 25 条第 3 項及び第 4 項	
窓ガラス（027） 【窓ガラスの強度等】	・保安基準第 29 条第 2 項	
前照灯 【取付個数関係】	細目告示第 120 条第 3 項第 1 号、第 7 項第 1 号及び第 198 条第 3 項第 1 号、第 7 項第 1 号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
車幅灯（030） 【取付位置関係】	細目告示第 123 条第 1 項第 3 号及び第 201 条第 1 項第 3 号	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
尾灯（034） 【取付個数関係】	保安基準第 37 条第 1 項 細目告示第 128 条第 1 項第 3 号及び第 206 条第 1 項第 3 号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
後部反射器（036） 【取付位置関係】	細目告示第 132 条第 3 項第 3 号及び第 210 条第 3 項第 3 号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
制動灯（037） 【取付個数関係】	・保安基準第 39 条第 1 項 ・細目告示第 134 条第 1 項第 4 号及び第 212 条第 1 項第 4 号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
補助制動灯 【装備要件等】	・保安基準第 39 条の 2 第 1 項	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。

	・細目告示第 135 条第１項第２号及び第 213 条第１項第２号	
後退灯(038) 【装備要件等】	保安基準第 40 条第１項	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　自動車を後退させるための構造を有していないこと。
窓ふき器等 【サンバイザー】	保安基準第 45 条第３項	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
方向指示器(039) 【側面方向指示器の装備要件等】	細目告示第 137 条第１項第１号第１表のロ、第１項第３号、第３項、第４項第３号及び第 215 条号第１項第１号第１表のロ、第１項第３号、第３項、第４項第３号	1　自動車の長さは、2.50 メートル以下であること。 2　自動車の幅は、1.30 メートル以下であること。 3　左の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
その他の項目		その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。

備考

（１）高速自動車国道等とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和三十二年法律七十九号）第四条一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメートル毎時を超える道路をいう。

（２）施行規則とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日運輸省令 74 号）をいう。

（３）細目告示とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）をいう。

（４）「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」（平成 16 年国土交通省告示第 1600 号）第１条第８号及び第９号に規定する数字番号であり、参考として付記する（以下、別添３において同じ。）。

（５）その他、別添２の表に掲げる条件又は制限で付されているもののほか、超小型モビリティの運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備を推奨することとする。

別添３　保安上の条件又は制限の付与（第７、８関係）

対　象 （数字番号）	条件又は制限 （数字番号）
全ての超小型モビリティ	・運行に当たっては､道路交通法及び道路法を厳守すること。（092） ・運行に当たっては、認定書（写）を携帯すること。（093） ・走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。（148） ・高速自動車国道等を運行しないこと。（077） ・運行の実施体制を遵守すること。 ・自動車の前面及び後面には､道路運送車両法施行規則第 19 号様式による標識を表示すること。 ・乗車定員二人以下であること。 ・乗車定員二人以下であること。（ただし、運転者席及び年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下であること。） ・静音性対策として、車両接近通報装置を装備すること。
原動機及び動力伝達装置【２重アクセルリターンスプリング関係】	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
走行装置 【軽合金製ディスクホイール関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・細目告示別添２「Ⅱ二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準（4.1.(1)を除く。）の規定に適合すること。
施錠装置等 【イモビライザ関係】	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
制動装置 【細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」関係及び細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・細目告示第 93 条第４項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。 ・欧州連合指令 93/14EEC の技術的な要件に適合すること。 ・細目告示別添 98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に適合すること。
車枠及び車体 【側面衝突時の乗員の保護関係】	自動車の側面には衝撃緩和部材を有していること。
乗車装置	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
座席（021、022） 【座席空間、寸法、取付及	座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与え

びシート後面の衝撃吸収関係】	るおそれの少ない構造であること。
座席ベルト（023）	・自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。 ・座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
頭部後傾抑止装置等（025）	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
前照灯 【取付個数関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・【細目告示第 120 条第３項第１号、第７項第１号及び第 198 条第３項第１号、第７項第１号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
車幅灯（030） 【取付位置関係】	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
尾灯(034) 【取付個数関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・保安基準第 37 条第１項、細目告示第 128 条第１項第３号及び第 206 条第１項第３号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
後部反射器(036) 【取付位置関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・細目告示第 132 条第３項第３号及び第 210 条第３項第３号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
制動灯(037) 【取付個数関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・【保安基準第 39 条第１項、細目告示第 134 条第１項第４号及び第 212 条第１項第４号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
補助制動灯 【装備要件等】	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
後退灯(038) 【装備要件等】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・自動車を後退させるための構造を有していないこと。
窓ふき器等 【サンバイザー】	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
方向指示器(039) 【側面方向指示器の装備要件等】	・自動車の長さは、2.50 メートル以下であること。 ・自動車の幅は、1.30 メートル以下であること。 ・【細目告示第 137 条第１項第１号第１表のロ、第１項第３号、第３項、第４項第３号及び第 215 条号第１項第１号第１表のロ、第１項第３号、第３項、第４項第３号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
その他の項目	その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。

様式　運行実績表　（平成２４年　　月時点）

申請者名：

車名：　　　　　　　　　　　、型式：

番号	車台番号	運行エリア	運行期間 （ 年 月～ 年 月）	走行時間 （約　　時間）	走行距離 （単位：約　　km）	使用者の所属・氏名	備　　考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※適宜、行を追加して下さい。

（アンケート調査の例）

超小型モビリティの運行（当該モビリティが公道で走行することにより生じる他の交通及び歩行者等への影響に関する事項）における弊害の発生等に関する調査

（記入者　所属・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ１　公道走行中における具体的な事故・ヒヤリハット・車両の不具合内容について把握している範囲で教えて下さい。

Ｑ１－１　公道走行中における交通事故の有無について有りの場合は、その詳細を記述して下さい。

Ｑ１－２　公道走行中における当該モビリティの搭乗者又は歩行者等が受けたヒヤリハットの有無について

有りの場合は、被害側、加害側、単独等のそれぞれの状況について、その詳細を記述して下さい。

Ｑ１－３　車両（超小型モビリティ）の不具合の有無について

有りの場合は、その詳細を記述して下さい。

Ｑ１－４　交通安全の確保など歩行者及び他の交通に配慮している点を全て、具体的に教えて下さい。

例）走行に関する注意喚起、安全確保についての確認事項、走行時の誘導員配置、看板の設置などを記述して下さい（複数回答可）

→Ｑ２へ

Ｑ２　公道走行を通じて把握した使用者（当該モビリティ利用者）の意見や周辺住民等からの苦情等について教えて下さい。

Ｑ２－１　使用者（当該モビリティ利用者）からの意見、感想等の詳細を記述して下さい。

Ｑ２－２　周辺住民等からの苦情、感想等の詳細を記述して下さい。

→Ｑ３へ

Ｑ３　今後（将来）の公道走行における課題を具体的に教えて下さい。

→Ｑ４へ

Ｑ４　今後（将来）の計画（導入予定の車両を含む。）があれば具体的に教えて下さい。

第１号様式（第５関係）

超小型モビリティの認定申請書

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　　　印
住　　　　　　所

下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第１項の規定に基づき、超小型モビリティ認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号（又は製造番号）
5　使用の本拠の位置
6　運行地域
7　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
　　（別添２による。）
8　認定を必要とする理由
9　省略する添付資料

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(3)車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(4)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
(5)同一車名及び型式の超小型モビリティを複数台申請する場合は、「記４」を別紙に記載することが出来る。
(6)「記９」の省略する添付資料については、車名・型式が異なる超小型モビリティを同時に申請する場合、省略する添付資料の名称を記載する。

第２号様式（第５関係）

超小型モビリティ認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　　　　　　印
住　　　　　　　　　所

下記の超小型モビリティについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車両番号及び車台番号
5　変更事項及び変更事由
6　変更年月日

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第３号様式（第７関係）

超小型モビリティ認定書

番　　　　号
年　　月　　日

殿

地方運輸局長

平成　　年　月　日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、道路運送車両の保安基準第55条第１項に基づき、超小型モビリティ認定する。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号（又は製造番号）
5　使用の本拠の位置
6　運行地域
7　基準緩和する条項並びに条件及び制限

（注意事項）

認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

（日本工業規格Ａ列４番）

第４号様式（第７関係）

番　　　号
年　月　日

運輸支局長　殿
自動車検査登録事務所長　殿
軽自動車検査協会　事務所長　殿
事務所支所長　殿
事務所分室長　殿

地方運輸局長

超小型モビリティ認定の通知について

標記について、下記のとおり超小型モビリティ認定を行ったので、超小型モビリティ認定書の写し及び申請書等の副本を添えて通知します。
なお、自動車検査証の備考欄には、別紙認定書の写しに記載した下記１及び「７　基準緩和する条項並びに条件及び制限」の記載をお願いします。

記

１．超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
２　車名及び型式
３　車両番号及び車台番号
４　自動車検査証の備考欄に記載すべき条件及び制限
（別添３の内容のうち必要なもの）

第５号様式（第９関係）

超小型モビリティ認定取消し申請書

年　月　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称及び住所	印
認定番号等	認定番号 認定年月日
車名及び型式	
車台番号	
種別及び用途	
取消しを受ける理由	
備考	

（日本工業規格Ａ列４番）

参考（別添１関係）

（超小型モビリティ）　　　　　　　　　　　　年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　　　　印
住　　　　　　　所

誓　　約　　書

使用する車名　　　　　　、型式　　　　　　　、車台番号(又は製造番号)　　　　　の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第１項に基づく超小型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

（申請者と使用者が同一の場合）

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。

２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係法令を厳守します。

３　１に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。

４．事故時には、遅滞なく通報します。

（申請者と使用者が異なる場合）

当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ認定の趣旨について周知します。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1) 申請者は、地方公共団体の長又は地方公共団体が組織する協議会の長とする。

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3) 車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。

(4) 同一車名及び型式の超小型モビリティを複数台申請する場合は、「車台番号（又は製造番号）」を別紙に記載することが出来る。

平成 25 年 8 月 30 日
自　動　車　局

制動装置に係る協定規則並びに操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則の採用に伴う道路運送車両の保安基準等の一部改正について

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連欧州経済委員会の「制動装置に係る協定規則（第13号)」及び「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則(第121号）」を採用し、国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号)」等を改正し、本日公布・施行します。（改正の詳細は別紙参照）

（１）制動装置に係る協定規則の導入

自動車（バス、トラック及びトレーラー）に備える制動装置について、「制動装置に係る協定規則（第13号)」を採用し、EVSC（車両安定性制御装置）を一部の自動車に義務付け、ABS（アンチロックブレーキシステム）を全ての自動車に義務付けるなどの改正を行います。

○新型車　　：平成26年11月１日以降順次
○継続生産車：平成29年２月１日以降順次

（２）操縦装置の配置及び識別表示等の協定規則の導入

自動車に備える操縦装置の配置及び識別表示等について、「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則(第121号)」を採用し、国際基準と調和します。

○ 乗車定員10人以上であって車両総重量が5ｔを超える乗用自動車（バス）及び車両総重量が12tを超える貨物自動車（トラック）
：平成31年２月１日以降に製作される自動車
○その他　：平成29年２月１日以降に製作される自動車

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（１９５８年協定）の概要

１．協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。) である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

２．加入状況

平成 25 年（2013 年）８月現在、50 か国、１地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（ＥＵ）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、チュニジア、エジプト・アラブ

（下線はＥＵ加盟国、□はアジア諸国）

３．基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成 25 年（2013 年）8 月現在、各装置ごとに 132 の協定規則（基準）が制定されている。

４．協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ E_{43} ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

５．日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の 46 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成25年8月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	**反射器**	53	灯火器の取付け（二輪車）	**104**	**大型車用反射材**
4	後部番号灯	**54**	**タイヤ（商用車）**	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ（農耕用ﾄﾗｸﾀ）
6	**方向指示器**	56	前照灯（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	107	二階建てバスの構造
7	**車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯**	57	前照灯（二輪車）	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	**58**	**突入防止装置**	109	再生タイヤ（商用車）
9	騒音（三輪車）	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	**電波妨害抑制装置**	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示（二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	**ドアラッチ及びヒンジ**	61	外部突起（商用車）	**112**	**非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光**
12	**ステアリング機構**	**62**	**施錠装置（二輪車）**	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	**制動装置**	63	騒音（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	114	後付エアバック
13H	**制動装置（乗用車）**	64	応急用タイヤ	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	**シートベルト・アンカレッジ**	65	特殊警告灯	**116**	**盗難防止装置**
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度（バス）	117	タイヤ単体騒音
16	**シートベルト**	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	**シート及びシートアンカー**	68	最高速度測定法	**119**	**コーナリングランプ**
18	施錠装置（四輪車）	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	**前部霧灯**	**70**	**大型車後部反射器**	**121**	**ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ**
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯（二輪車）	**123**	**配光可変型前照灯**
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	**後退灯**	74	灯火器の取付（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	**75**	**タイヤ（二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）**	126	客室と荷室の仕切り
25	**ヘッドレスト**	76	前照灯（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	**127**	**歩行者保護**
26	**外部突起(乗用車)**	**77**	**駐車灯**	128	LED光源
27	**停止表示器材**	**78**	**制動装置（二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）**	129	幼児拘束装置
28	**警音器**	79	ステアリング装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	**80**	**シート（大型車）**	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	**タイヤ(乗用車)**	**81**	**後写鏡(二輪車)**		
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）		
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車）		
38	**後部霧灯**	89	速度制限装置		
39	**スピードメーター**	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ		
40	排出ガス規制（二輪車）	**91**	**側方灯**		
41	**騒音（二輪車）**	92	交換用消音器（二輪車）		
42	バンパー	**93**	**ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ**		
43	安全ガラス	**94**	**前突時乗員保護**		
44	**幼児拘束装置**	**95**	**側突時乗員保護**		
45	**ヘッドランプ・クリーナー**	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	**98**	**前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)**		
48	**灯火器の取付け**	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源		
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	**100**	**電気自動車**		
50	灯火器（二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

（黄色網掛け）基準採用済（132規則中、46規則採用済）

別紙

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

１．背景

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連欧州経済委員会の「制動装置に係る協定規則（第13号）」及び「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第121号）」を採用し、国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」等を改正します。

２．改正概要

（１）保安基準及び細目告示の改正

① 制動装置（保安基準第 12 条、細目告示第 15 条、第 16 条、第 93 条、第 94 条、第 171 条、第 172 条、別添 10、別添 11、別添 15 関係）

「制動装置に係る協定規則（第 13 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車カタピラ及びそりを有する軽自動車、並びに最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）

【改正概要】

○ EVSC（車両安定性制御装置）※1 について、上記【適用範囲】の自動車のうち、以下の自動車に義務付けることとします。

・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5t 以下又は 12t を超えるもの（立席を有するもの及び被牽引自動車を除く。）

・貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 20t を超えるもの（被牽引自動車を除く。）及び第 5 輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が 13t を超えるもの

・最大重量が 3.5t を超える被牽引自動車（空気ばねを備える 3 軸以下のものに限る。）

※1 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置をいう。

EVSC 無し

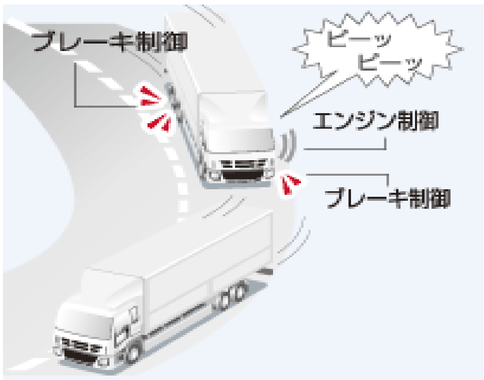

EVSC 有り

○ ABS（アンチロックブレーキシステム）※2について、現在装備が義務化されている自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が 12 t を超えるもの（路線バスを除く。）及び車両総重量が 7 t を超える牽引自動車）に加え、上記【適用範囲】の自動車全て※3に対し装備を義務付けすることとします。

※2 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置をいう。

※3 車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。

○ その他、主制動装置、二次制動装置、駐車制動装置及び補助制動装置について、性能要件等を協定規則第 13 号において求められる要件へ変更します。

【適用時期】

新型車：

対　象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 12t を超えるのもの（被牽引自動車を除く。）	平成 26 年 11 月 1 日以降（ただし、立席を有する自動車にあっては、平成 28 年 2 月 1 日以降）
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5t を超え 12t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 28 年 2 月 1 日以降
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 27 年 9 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 22t を超えるもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成 26 年 11 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 20t を超え 22t 以下のもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成 27 年 9 月 1 日以降（ただし、EVSC の装着義務は平成 28 年 11 月 1 日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超え 20t 以下のもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が 13t を超えるもの及び被牽引自動車を除く。）	平成 28 年 2 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 27 年 9 月 1 日以降（ただし、軽自動車にあっては、平成 28 年 2 月 1 日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 13t を超えるもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	平成 26 年 11 月 1 日以降
被牽引自動車	平成 27 年 9 月 1 日以降

継続生産車：

対　象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの（被牽引自動車を除く。）	平成29年9月1日以降（ただし、立席を有する自動車にあっては、平成30年2月1日以降）
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5t を超え 12t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成30年2月1日以降
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成29年2月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 22t を超えるもの（第5輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成29年9月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 20t を超え 22t 以下のもの（第5輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成30年11月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t を超え 20t 以下のもの（第5輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が 13t を超えるもの及び被牽引自動車を除く。）	平成30年2月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成29年2月1日以降（ただし、軽自動車にあっては、平成30年2月1日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 13t を超えるもの（第5輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	平成30年9月1日以降
被牽引自動車	平成29年2月1日以降

② 操縦装置（保安基準第 10 条、細目告示第 12 条、第 90 条、第 168 条関係）

「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

○ 現在、自動車に備える操縦装置の識別表示については、JIS D0032 又は ISO 2575 に掲げられた識別記号を表示の例としているところですが、今後、協定規則第 121 号に規定する識別表示とします。また、同協定に定める操縦装置の配置及び識別等の要件を導入します。

（例）協定規則第121号の識別表示：

など

（方向指示器）（前部霧灯）

【適用時期】

適用範囲のうち、以下の適用時期に新たに製作される自動車：

対　象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上であって車両総重量が 5 t を超えるもの	平成 31 年 2 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの	平成 31 年 2 月 1 日以降
上記以外の自動車	平成 29 年 2 月 1 日以降

③ その他

その他、誤記訂正、項目の整理等所要の改正を行います。

（２）装置型式指定規則の改正

「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則」及び「制動装置に係る協定規則」の採用に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）の対象となる特定装置を追加等するため、第２条（特定装置の種類）、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

○第２条（特定装置の種類）関係

・「制動装置」及び「操縦装置の配置及び識別表示装置」を追加します。

○第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

・「制動装置」は制動装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、また、「操縦装置の配置及び識別表示装置」は操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則に基づき認定されたものについて、それぞれ型式指定を

受けたものとみなすこととします。

○第６条（特別な表示）関係

・第３号様式に定める表示方式（右記）については、「制動装置」及び「操縦装置の配置及び識別表示装置」についてａ≧８とします。

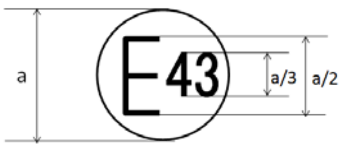

（３）その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」及び「装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

３．スケジュール（予定）

公布：平成 25 年８月 30 日
施行：公布の日

※ＵＮ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。
http://www.unece.org/trans/main/welcwp29.html

平成 25 年 8 月 30 日
自 動 車 局 整 備 課

「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正に係る意見の募集について

国土交通省では、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６６条に基づき自動車に表示義務のある軽自動車の検査標章について、その貼付位置を見直すとともに、その大きさについても変更するため道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和４５年運輸省令第８号）の一部を改正することを検討しています。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。

＜意見募集要領＞

１．意見募集対象

「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正について（別添参照）

２．意見募集期間

平成 25 年 8 月 30 日（金）～平成 25 年 9 月 30 日（月 ）（必着）

３．意見送付方法

以下のいずれかの方法でご意見を送付して下さい。

この場合、ご提出いただく電子メール、ＦＡＸ及び郵送物には、必ず「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正についてに関するパブリックコメント」と明記して下さい。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、予めご了承下さい。

（１）郵送の場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、郵送してください。

国土交通省自動車局整備課　あて

〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３

（２）ＦＡＸの場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、ＦＡＸしてください。

国土交通省自動車局整備課　あて

ＦＡＸ番号：03-5253-1639

（３）電子メールの場合

別紙の意見提出様式の各項目をメール本文に明記し、送信してください。

国土交通省自動車局整備課　あて

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_SEB@mlit.go.jp
（電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式として下さい。）

４．注意事項

・頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。

・頂いたご意見の内容については、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おき下さい（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。

軽自動車用検査標章の改正（案）

1．昭和 48 年 10 月～

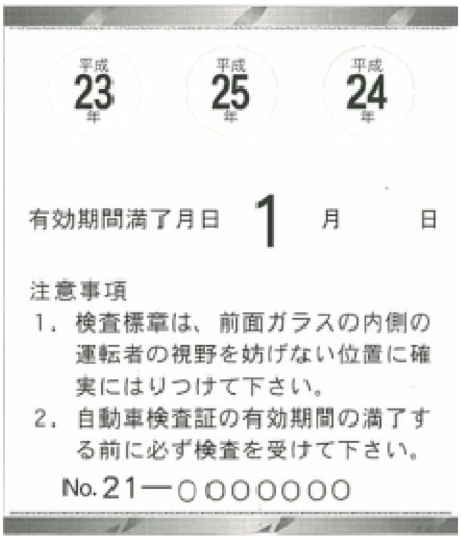

（表）　（裏）

・縦：7cm × 横：6cm
・地色：黄色
・前面ガラス用（軽トレーラは車体後面に前面ガラス用を貼付）
・有効期間の満了する年の表示については、当該年以外の年の表示部分を円形にくり抜いて使用。

2．平成 26 年 1 月～（予定）

（表）　（裏）

・縦：4.6cm × 横：4.6cm（黄色部分：縦：4cm × 横：4cm）
・地色：黄色
・前面ガラス・ナンバー兼用（軽トレーラは、車両番号標（ナンバープレート）に貼付が可能）
・有効期間の満了する年を強調するため黒線の楕円により表示

別 添

道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案について

平 成 ２ ５ 年 ８ 月
国土交通省自動車局

１．背景

検査標章は、検査の履行の有無及び自動車検査証の有効期間の満了する時期を一目瞭然とし、もって無車検車の取締りの簡易化を図るため、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６６条に基づき、前面ガラス等に表示するものであり、運転者に対して自動車検査証の有効期間を表示することによって、有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車の運行を防止する効果も合わせ持っている。

検査対象軽自動車の検査標章については、軽自動車の検査を開始した昭和４８年１０月から現在の様式を採用しているが、前面ガラスのないトレーラなどは構造によって後面に貼付しづらい、有効期間の満了する年の表示サイズが小さくわかりづらいといった指摘等が、自動車関係団体やユーザーから寄せられているところ。

今般、軽自動車検査協会において、平成２６年１月より電子情報処理組織が更改され、検査標章を当該組織により出力する方式に変更されることにあわせて、検査対象軽自動車の検査標章の様式・貼付位置について所要の見直しを行うこととする。

２．改正の概要

（１）道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第37条の３の改正

運転者室又は前面ガラスのない検査対象軽自動車にあっては、検査標章を車両番号標の左上部に見易いようにはりつけることにより表示するものとする。

（２）自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和４５年運輸省令第８号）軽第９号様式の改正

検査対象軽自動車の検査標章の様式（軽第９号様式）を別紙のとおり改める。

３．スケジュール（予定）

公布　平成２５年10月
施行　平成２６年１月

国自整第１５６号の２
平成２４年１１月２０日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局整備課長（公印省略）

検査場における受検車両に係る事故防止の徹底について

標記について、別添のとおり、自動車検査独立行政法人理事長あて、事故防止の徹底について注意喚起したので了知されるとともに、貴局においても、自動車検査法人と連携して、なお一層の事故防止の徹底に努めることとされたい。

別　添

国自整第１５６号
平成２４年１１月２０日

自動車検査独立行政法人理事長　殿

国土交通省自動車局整備課長

検査場における受検車両に係る事故防止の徹底について

貴法人においては、標記事故防止について、機会あるごとに関係職員に対し注意喚起を図り、その再発防止の徹底に取り組まれてきておられますが、先般、貴法人静岡事務所検査場の入口エプロン部において、再検査のため再入場待機中の受検車両（大型トラック）の運転者が、同行の受検補助者が同車両底部に潜って下回りを点検中であったことに気づかずに車両を前進させたため、同受検補助者を前輪にて轢死させるという痛ましい事故が発生しています。

つきましては、今一度、貴法人職員はもとより、受検機会のあるあらゆる関係者に対し、受検時における安全意識の啓発、受検時の遵守事項、特に「コース内における注意事項」及び「受検者の禁止事項」の徹底について、注意喚起を図り、引き続き、事故防止の徹底について万全を期されるようお願い致します。

国自技第１７６号
平成２４年１２月１４日

定期点検整備促進協議会代表
社団法人　日本自動車整備振興会連合会
会　長　坪内　協致　殿

国土交通省自動車局長　武藤　浩

自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第２９条第４項第７号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

１．指定物件
普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

２．貼付位置
車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあっては右側上部隅）の位置に１枚
この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

３．貼付期間
平成２５年４月１日から平成２７年４月３０日

４．貼付するステッカー
別紙２のとおり

５．管理要領
別紙１及び別紙３のとおり

別　紙　1

定期点検整備促進対策要綱

１．目　的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

２．実施期間

平成２５年４月１日より平成２６年３月３１日までとする。

３．普及・促進対策

1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのＰＲ

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

4) 点検整備済ステッカーの貼付

４．実施要領

1) 自動車使用者に対するＰＲ

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりＰＲする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) 点検整備済ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、自動車使用者に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者､新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。

② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。

③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の６カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって､４輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク･ブレーキである自動車の１２カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

(ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に１枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

(ハ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は平成２５年４月１日より平成２６年３月３１日とする。

(ニ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は平成２７年４月３０日までとする。

(3) ステッカーの剥離

(イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4)　ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5)　ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの貼付ができなくなることがあります。

5．定期点検整備促進協議会の構成

1)　定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

社団法人　日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人　日本自動車工業会
一般社団法人　日本自動車販売協会連合会
社団法人　全国軽自動車協会連合会
一般社団法人　日本自動車連盟
社団法人　全国自家用自動車協会
公益社団法人　日本バス協会
公益社団法人　全日本トラック協会
一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会
社団法人　日本中古自動車販売協会連合会

2)　地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6．定期点検整備促進協議会の事務局

1)　中央の事務局は、社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。

2)　事務局は、次の業務を行う。

(1)　定期点検整備促進協議会の開催

(2)　点検整備済ステッカーの発行（中央に限る）および配付

(3)　その他本要綱の実施のために必要な業務

7．そ　の　他

1)　本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。

2)　ＰＲに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。

3)　本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式　例

〈注〉

（１）　自家用、事業用を共通の様式とする。

（２）　車内より貼付することができるものとする。

（３）　地色（外周ダイヤル部分）は、平成２５年用は緑色、平成２６年用は橙色、平成２７年用は青色とする。

（４）　偽造の困難な様式とする。

（５）　管理用に一連番号を入れる。

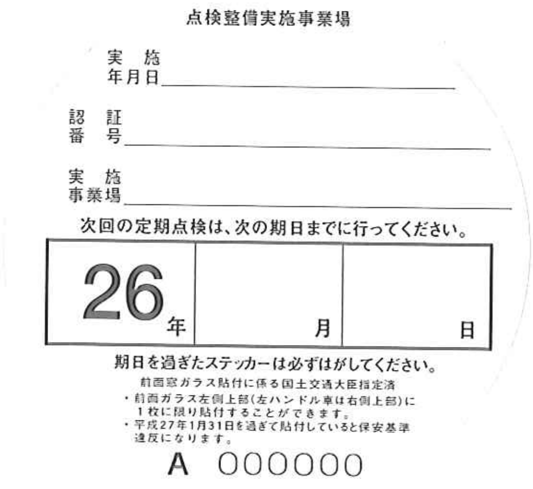

点検整備済ステッカーの仕様及び様式等

1．ステッカーの仕様
図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）

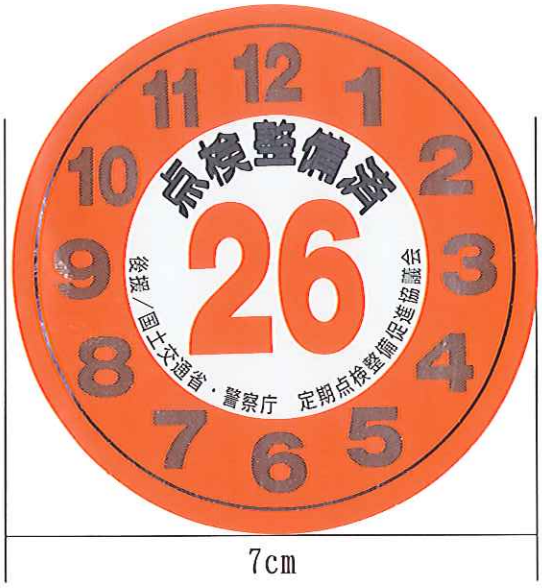

（裏）

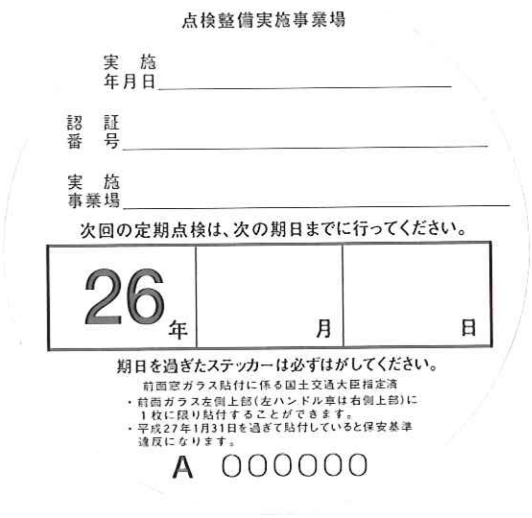

２．ステッカーの様式

様式１　　　（平成２５年用ステッカー）

（１）事業者が前面ガラスに貼付できる期間

① 自家用貨物車　　平成25年4月1日~平成25年6月30日

② 事業用自動車　　平成25年4月1日~平成25年9月30日

（２）前面ガラスに貼付していてよい期間

① 自家用貨物車　　平成25年4月1日~平成26年1月31日

② 事業用自動車　　平成25年4月1日~平成26年1月31日

（表）

（裏）

様式２　　　（平成２６年用ステッカー）

（１）事業者が前面ガラスに貼付できる期間

①	自家用乗用車	平成25年 4月1日～平成25年12月31日
②	自家用貨物車	平成25年 7月1日～平成26年 6月30日
③	事業用自動車	平成25年10月1日～平成26年 9月30日

（２）前面ガラスに貼付していてよい期間

①	自家用乗用車	平成25年 4月1日~平成27年1月31日
②	自家用貨物車	平成25年 7月1日~平成27年1月31日
③	事業用自動車	平成25年10月1日~平成27年1月31日

（表）

（裏）

様式３　　　（平成２７年用ステッカー）

（１）事業者が前面ガラスに貼付できる期間

① 自家用乗用車　　　平成26年 1月1日～平成26年3月31日

（２）前面ガラスに貼付していてよい期間

① 自家用乗用車　　　平成26年 1月1日～平成27年4月30日

（表）

（裏）

別 紙 3

定期点検整備促進対策の目的及び使用するステッカーの取扱いについて

1．目　　的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

2．対象車両

普通自動車、小型自動車（二輪車を除く）、軽自動車（二輪車を除く）及び大型特殊自動車。

3．貼 付 者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

4．貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部（但し、左ハンドル車にあっては右側上部）で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に1枚を次回点検月を残して貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

5．はく離者

自動車使用者（または所有者）及び3項に掲げる者。

6．はく離方法

手等ではく離する。

7．運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。

プレスリリース
平成２４年９月２１日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第５９次改正－

・試作車・組立車の審査方法の明確化等の改正
・新規検査、予備検査及び構造等変更検査の審査において、提示された自動車の改造部位等の画像保存等の改正
・改造自動車の審査方法の明確化等の改正

審査方法の明確化を行い、統一的な審査を実施するために審査事務規程の一部改正を行い、平成 24 年 10 月 1 日から施行します。
主な改正の概要は、次のとおりです。

１．審査終了後、不正に使用する蓋然性が高い状態を（タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの）明確化し、不適切な補修等の規程に追加します。
(2-4)

２．試作車・組立車審査結果通知書による現車確認について、提示があった自動車と試作車・組立車審査結果通知書（本紙又は写しとする。）、外観図、各装置の詳細図及びその他特に指示された資料に記載されている自動車との同一性確認事項を明確化し規定します。
(2-11-5)

３．新規検査、予備検査及び構造等変更検査の審査において、提示された自動車の画像を３次元測定・画像取得装置を用いて、改造部位等の画像の取得及び保存について規定します。
(2-21-2)

４．改造自動車審査要領における車枠及び車体の測定方法の明確化
改造自動車審査要領において、改造自動車の範囲とする際、車枠車体が２分の１以上残されていることが必須としているところであり、その判断方法について明確にします。
（別添 1　2. (1)(3)）

５．改造自動車審査要領における能力強度等の基準の明確化
改造自動車審査要領において、改造した装置の能力強度等の基準の検討する際、装置に負荷される荷重について、現状の例に加え、技術上適当と考えられるものを追加します。
（別添 1　7. (1)　別表3）

６．その他
審査事務規程項ずれを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

プレスリリース
平成２５年２月２７日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

ー審査事務規程の第６０次改正ー

燃料の規格、制動装置、電気装置、突入防止装置、座席、座席ベルト等、
年少者用補助乗車装置等、窓ガラス貼付物等、その他の灯火等の制限等の改正

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、国土交通省における道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下、「保安基準」という。)、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号)、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下、「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号。以下、「適用関係告示」という。）の一部改正、並びに二輪自動車の制動装置の技術基準に適合する型式の追加のため、審査事務規程の一部改正を行い、平成 25 年３月１日から施行します。

１． 保安基準、装置型式指定規則、細目告示および適用関係告示の改正事項については、次のとおり。

・Ｅ10 対応ガソリン自動車に係る燃料の規定を新設（審査事務規程１－４）

・貨物自動車への衝突被害軽減制動装置に係る規定の新設（審査事務規程 4－15)
（貨物の運送の用に供する普通自動車（牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量８ｔを超えるもの及び貨物の運送の用に供する牽引自動車であって車両総重量１３ｔを超えるもの）

・外部から電力が供給される自動車における電気装置に係る規定の新設（審査事務規程 4－25）

・突入防止装置の装備義務付け対象車両の拡大に係る規定の改正（審査事務規程 4－30、5－30）
（車両総重量３．５ｔ以下の貨物自動車及び乗用自動車等に拡大）

・横向き座席の定義及び横向き座席を備えることができる自動車に係る規定の改正、並びに消防車等の緊急自動車及び特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とする自動車に備える座席に係る規定の改正（審査事務規程 4－34、5－34）

・消防車等の緊急自動車及び特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とする自動車に備える座席ベルト及び座席ベルト取付装置に係る規定の改正（審査事務規程 4－36）

・年少者用補助乗車装置に用いられる ISOFIX トップテザー取付装置及び当該装置の後方に備えられた ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置に係る表示、並びに年少者用補助乗車装置取付具を一個とすることができる自動車に係る規定の改正（審査事務規程 4－39、5－39）

・運転者の視野の確保に支障がない範囲において、車室内の温度等を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器は窓ガラスに貼付可能とすること、並びに自動車及び自動車の装置等の盗難防止装置の装備表示を側面ガラスに貼付可能とすることに係る規定の改正（審査事務規程 4－47、5－47）

・保安基準に規定されているもの以外は、自動車（緊急自動車を除く。）に右左折、進路変更、減速などの指示灯火を備えることができないことを明確化することに係る規定の改正　（審査事務規程4－82、5－82）

２．　二輪自動車の制動装置の技術基準に適合する型式の追加

・二輪自動車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表について、適合型式を追加することに係る規定の改正（審査事務規程　別添 2、別表第 2）

審査事務規程については、全文を当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）の「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　　０３－５３６３－３３４７

5．自動車のマフラーに対する加速走行騒音性能規制等の概要について（マフラー（消音器）に対する騒音対策の強化！）

「平成22年度版　不正改造車排除マニュアル」より

○　趣旨

平成16年7月、国土交通省は環境省と合同で「自動車排気騒音対策検討会」を設置し、交換用マフラー事前認証制度の導入を柱とする、不正改造車等の排除方策について検討を重ねてきました。また平成17年6月には、環境大臣より中央環境審議会に対し、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」諮問され、使用過程車の騒音対策をはじめとして審議が行われてきました。今般、「自動車排気騒音対策検討会」における検討結果、及び平成20年12月18日付けの中央環境審議会中間答申において早急に実施すべき使用過程車に対する騒音低減対策として、「マフラーの事前認証制度を導入し、認証されたマフラーへの表示を車検等において活用することが適当である。」とされました。

ポイント

使用過程車については、近接排気騒音規制値に適合することが規定されていますが、平成22年4月以降に製作される自動車に対し、「騒音低減機構を容易に除去できる構造であるマフラー」は基準不適合であること、また、「マフラーが加速走行騒音を有効に防止するものであること」が新たに規定されました。

本規定は、新車段階だけでなく、使用過程時にも適合することが求められることから、※対象車両が継続検査等で入庫した際には、基準に適合していることの確認が必要となります。

※対象車両

内燃機関を原動機とする自動車及び原動機付き自転車

（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを越える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）

○　改正概要

1．騒音低減装置の容易に除去できるマフラーの装着を禁止します。

自動車等に備えるマフラーについては、これまで、「全部又は一部が取り外されているもの」、「切断されているもの」、「内部の騒音低減機構が除去されているのも」及び「破損又は腐食があるもの」を基準不適合としています。今般、これらに加えて、「消音器の騒音低減機構を容易に除去できる機造のもの」も基準不適合とします。（この基準は、車両型式認証、車検、整備命令及び不正改造等の禁止の規定等において適用し、不適合のものは車検時に不合格とされる等の処分を受けます。）

（1）　消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造の例について

消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていない（例：ボルト止め、ナット止め、接着）消音器は、細目告示第 40 条第 2 項第 2 号、第 118 条第 2 項第 5 号及び第 196 条第 2 項第 5 号の規定（以下「騒音低減機構の容易除去可能構造の禁止規定」という。）に適合しない例とする。

（2）　消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例について

消音器本体に騒音低減目的以外の目的として装着されている外部構造部品（図 1 の網掛けの部品）及び消音器本体以外に装着されている外部構造部品であって、それらを取り外しても騒音防止性能に影響のないもの、並びに消音器本体に取り付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置（図 2 の網掛けの部品）は、恒久的方法により結合されていなくても、騒音低減機構の容易除去可能構造の禁止規定に適合する例とする。

〈消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例〉

図1

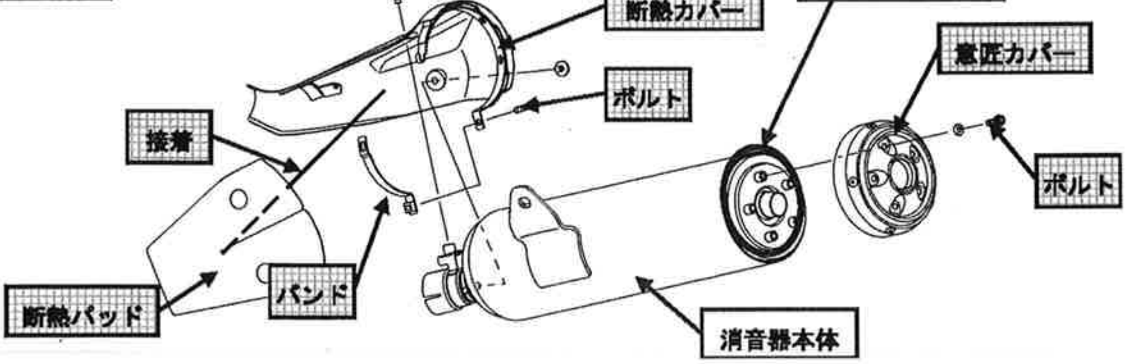

図2

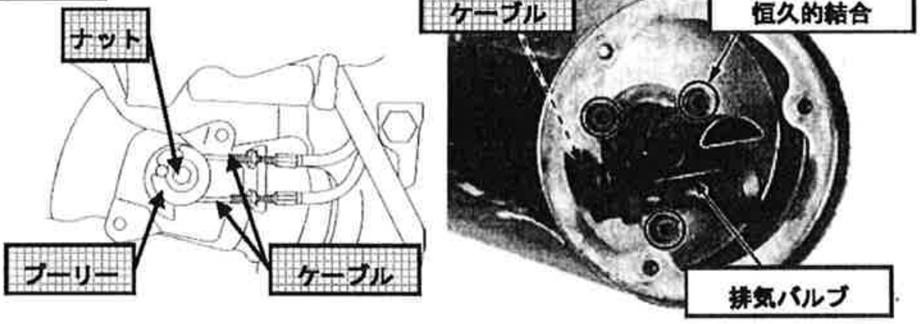

※ 二輪車について、消音器本体の後端に恒久的方法により結合されていない意匠カバーを装着する車両について、消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造であるかどうかを判別可能とするため、申請書等の添付書面の構造・装置の概要説明書に、「意匠カバーを取り外しても、消音器の騒音低減機構を容易に除去できない構造である」旨を記載するとともに、消音器概略図を添付することとしている。

2．新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件に適合することが求められます。

使用過程車については、近接排気騒音規制値に適合することが義務付け（使用過程車は細目告示 196 条で規定）られていますが、これに加え、そのマフラーに対し、「加速走行騒音を有効に防止するものであること」が規定され、平成 22 年４月以降に生産される自動車に適用されます。

また、並行輸入車など、車両型式認証を受けていない自動車等のマフラーにも同様の要件が適用されます。（細目告示第 118 条第３項、第 196 条第３項、第 268 条第３項、第 284 条第３項）

具体的には、次の（1）、（2）のマフラーは当該基準に適合するものとされます。

（いずれにも該当しないマフラーは車検に合格しないこととなります。）

（1） 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）純正品表示（車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示）

例：自動車メーカー商号、商標等

（参考：P22 参照）

（ロ）装置型式指定品表示（装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示）

例：自マーク

（ハ）性能等確認済表示（登録性能等確認機関が確認した交換用マフラーに行う表示）

表示例

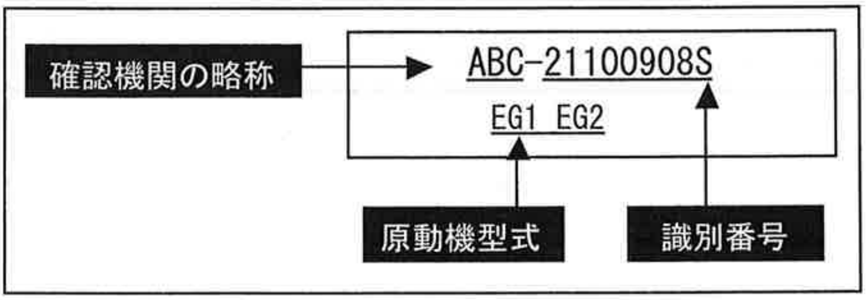

（ニ）国連欧州経済委員会規則（ECE 規則）適合品表示（E マーク）

表示例　数字は認定国の番号を示し、認定国により変わります（43：日本）

E43

（ホ）欧州連合指令（EU 指令）適合品表示（e マーク）

表示例　数字は認定国の番号を示し、認定国により変わります（1：ドイツ）

e1

（2）次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音レベルが 82dB（原動機付自転車は 79dB）以下である自動車等

公的試験機関が実施した試験結果（加速走行騒音試験結果）が必要になります。

（ロ）加速走行騒音レベルが ECE 規則又は EU 指令に適合する自動車等

・COC ペーパー（EU 指令に基づく車両型式認可車両に交付された適合証明書）

・W V T A (Whool Vehicle Type Approval)EU 指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号を表示させているもの。

「消音器の純正品表示に係るガイドラインについて」に基づく純正品表示一覧表

（平成 22 年 2 月現在）

※1　表示方法は、「鋳出し」、「刻印（浮き出し）」、「刻印（打刻）」又は「金属プレートの固着」等の中から選択。「刻印（打刻）」にはレーザー、ピン、ドット等も含む。
※2　表示内容は図面又は写真とし、純正品表示の形状が明瞭に読み取れるものとする。

スズキ株式会社

分　類	表示方法（※1）	表示内容（※2）
四輪	刻印（浮き出し）	SUZUKI
	刻印（打刻）	SUZUKI
二輪	刻印（打刻）	SUZUKI

ダイハツ工業株式会社

分　類	表示方法（※1）	表示内容（※2）
四輪	刻印（浮き出し）	DAIHATSU
	刻印（打刻）	DAIHATSU
	金属プレートの固着	DAIHATSU

トヨタ自動車株式会社

分　類	表示方法（※１）	表示内容（※２）
四輪	刻印（浮き出し）	TOYOTA
	刻印（打刻）	TOYOTA
	刻印（打刻）	

日産自動車株式会社

分　類	表示方法（※１）	表示内容（※２）
四輪	刻印（浮き出し）又は 刻印（打刻）	NISSAN
	刻印（浮き出し）又は 刻印（打刻）	NISSAN
	刻印（浮き出し）	NISSAN
	刻印（浮き出し）又は 刻印（打刻）又は 金属プレートの固着	NISSAN
	刻印（打刻）	NISSAN
	金属プレートの固着	NISSAN

富士重工業株式会社

分　類	表示方法（※１）	表示内容（※２）
四輪	刻印（浮き出し）	
	刻印（打刻）	
	金属プレートの固着	

本田技研工業株式会社

分　類	表示方法（※１）	表示内容（※２）
四輪	刻印（浮き出し）	
	刻印（打刻）	
二輪	刻印（浮き出し）	※実物例は、四輪　刻印（浮き出し）を参照
	刻印（打刻）	※実物例は、四輪　刻印（打刻）を参照
		※エキゾーストパイプへの表示例（騒音に影響を及ぼす装置を装備しているエキパイへ表示）

マツダ株式会社

分類	表示方法（※１）	表示内容（※２）
四輪	刻印（浮き出し）	
	刻印（打刻）	
	刻印（打刻）	MAZDA

三菱自動車株式会社

分類	表示方法（※１）	表示内容（※２）
四輪	刻印（浮き出し）	
	刻印（打刻）	

川崎重工業株式会社

分類	表示方法（※１）	表示内容（※２）
二輪	刻印（打刻）	Kawasaki

ヤマハ発動機株式会社

分類	表示方法（※１）	表示内容（※２）
二輪	刻印（打刻）	YAMAHA

停止線で止まらないことが原因の衝突事故が多発しております。また、昨年は検査官が停止線で止まらなかった受検車両に挟まれ重体となる事故も発生しました。

前方に受検車両がいる場合は必ず停止線で停車し、それ以上の進入はご遠慮ください。

前方の車両が突然、後退することもあります。停止線に限らず車間距離は十分に確保するようお願いいたします。

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

ペダル踏み間違いによる衝突事故が多発！

“確実なペダル操作”を!

安全受検のための参ヶ条

一．入場前にブレーキペダルの位置を目視で確認。※

一．発進時はブレーキを踏んでからアクセル操作。※

一．前後車両と十分な車間距離を確保。

【事故事例】

※ブレーキペダルの位置を確認し、発進する際には
ブレーキペダルを踏むことにより、安全の意識を高め
ペダルの踏み間違い防止にご協力下さい。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

「Dレンジで降車」したことにより、

無人で前進した車両に挟まれる人身事故が発生!!

降車する前には必ずギア位置が“Pレンジ”、

テスタ上では“Nレンジ”を確認して下さい。

事故事例

車両から降車する際は、安全のため次の事項にご留意をお願いいたします。

◆　降車する際は、ギア位置を**目で確認**、**手で再確認**を！！
◆　ギア位置確認後には、**駐車ブレーキの作動徹底**を！！

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

検査場入口で入場待機中に大型車両の整備等を実施している際、当該車両に轢かれるという重大事故が発生。

コース内での車両の整備等は厳禁です。

整備等は安全のために、必ず設備の整った工場等で行ってください。

また、検査場での禁止事項を改めてご一読ください。

検査場では安全のため次の事項のご確認をお願いいたします。

- ■ 受検中はシフトレバーをN（ニュートラル）位置へ！
- ■ 降車する前には、シフトレバーをN位置（ＡＴ車はＰ（パーキング）位置）にし、駐車ブレーキの作動を！！

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

車台番号等の確認時にクレーンブームの上昇操作や、扉の開放等を行い、そのまま車両を動かしたことにより検査建屋と接触する事故が発生。

クレーンブームの上昇操作や、トランクルームの扉等を開放した際は、車両移動の前に

必ず元の位置への復帰を確認！

検査場では安全のため次の事項のご確認をお願いいたします。

- ■　クレーンブーム等を操作した際は元の位置に格納！
- ■　ボンネット、トランクルーム等を開放した際も確実に閉める！
- ■　発進時に再確認を！

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

リフトが下降する前にブレーキペダルを離したため車両が前進、ガイドローラーが車体に接触する事故が多発！

リフト下降を確認するまで

ブレーキを踏み続ける

受検の際は、『急がず』『あわてず』確実に！！

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

プレスリリース
平成２５年６月２６日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（平成 ２４ 年度）

［ カスタムカーショーで１１３台の改造車に文書による注意喚起 ］
［ 自動車用品店で７７件の自動車部品・カー用品に注意喚起 ］

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、不正改造車の排除を目的として、平成１８年から自動車用品店で自動車部品・カー用品の実態調査並びにカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動に取り組んできました。

平成２４年度におけるこれら取り組みの結果をお知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

本年１月から３月にかけて、全国主要都市で開催された４ヵ所のカスタムカーショー（東京オートサロン、大阪オートメッセ、名古屋オートトレンド、福岡カスタムカーショー）において、自動車検査官延べ４４名を派遣し、展示された車両２，１００台（グラフ１参照）を確認しました。その結果、保安基準に適合していない又は適合しなくなるおそれがあるにもかかわらず公道走行できない旨を明示していなかった展示車両１１３件の出展者に対し、文書により注意を喚起しました。（口頭指導等１０３件）

装置毎の基準不適合箇所数は昨年の２４８件から２１６件と約１３％減となり、内訳はグラフ２のとおり、窓ガラスフィルム等貼付とタイヤ・ホイールの突出等で全体の７９．２％を占めました。

８年目を迎えたこの啓発活動では、当法人職員による車両確認を一般公開前に行うなど全面協力をいただいたこと、また、主催者から出展者に対する事前周知が行われることで公道を走行できない車両に「公道走行不可」等の表示がされているなど出展者の不正改造に対する理解が回を追うごとに深まってきています。

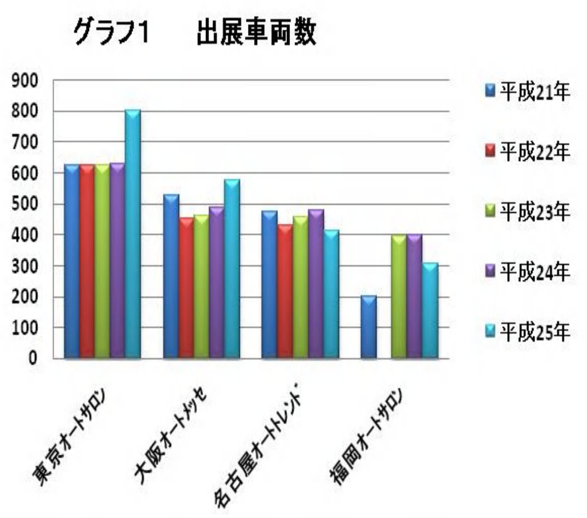

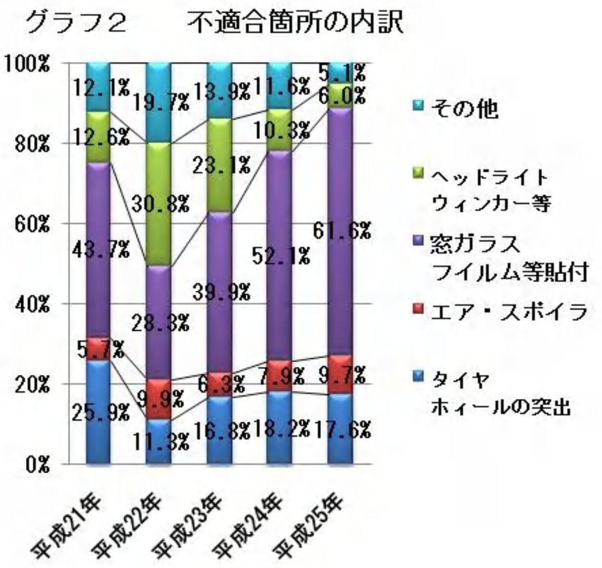

◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

平成２４年度に、自動車用品小売業協会（ＡＰＡＲＡ）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの１４店舗に自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、特に「車検対応品」等の表示がされている自動車部品及びカー用品を重点に調査を実施しました。

調査をした結果、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で７７件（内訳はグラフ３及び表１参照）見受けられたため、当該店舗に対して購入者への適切なアドバイスを行うよう注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の７７件の内訳では、部品・用品の種類が６種類、製作業者別が３５社、商品名別が４８件となっていましたが、その中で最も多かった部品・用品としては、ＬＥＤランプ（テープ付き）等の電装飾品類が２３件ありました。

グラフ３　基準に適合しなくなるおそれのある部品等の内訳

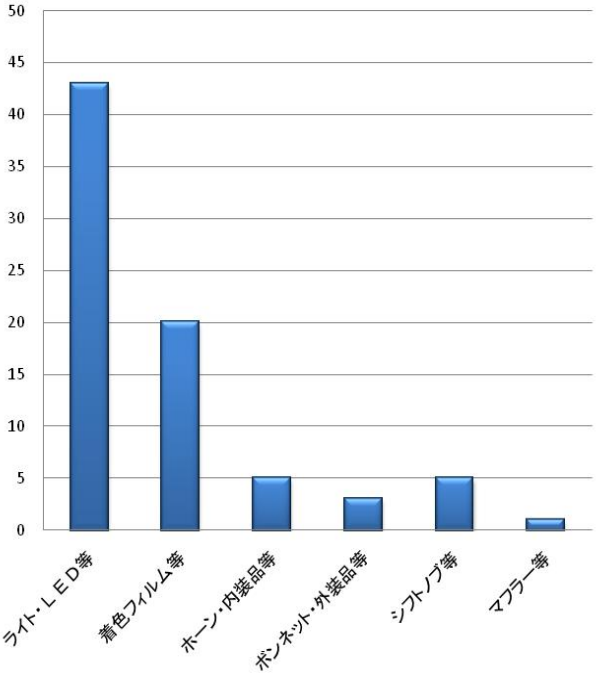

表１基準に適合しなくなるおそれの具体的事例

部品・用品種別	基準に適合しなくなるおそれの内容
・ＬＥＤランプ等	300cd 超えの明るい灯火、前面に赤色灯火又は後面に白色灯火の取付
・反射器等	前面に赤色反射器又は後面に白色反射器の取付
・窓用フイルム ・ステッカー	運転者席又は助手席のガラスに貼付すると視認性が低下し運転上危険になるおそれがあるフイルムの貼付（窓用フイルム等は透過率の基準があります。）
・内装品	衝突等による衝撃を受けたときに、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれがあるものの取付
・外装品	車体外装基準に適合しない自動車部品及び装飾品の取付
・シフトノブ	ドライバーの見やすい位置にシフトパターンの表示がない
・マフラー等	加速騒音規制適合しないおそれがある

自動車検査法人は、今後も関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。

プレスリリース
平成２５年６月２６日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

平成２４年度の不当要求行為は１７１件発生

ーピーク時（平成１９年度）の１／４まで減少ー

自動車検査独立行政法人は、平成２４年度中に全国の自動車検査場から報告があった、自動車検査での検査職員に対する暴力行為、脅迫行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめましたので、お知らせします。

１．全国９３カ所の自動車検査場から報告があった不当要求行為の総件数は、１７１件（前年度比５６件減（25％減））と、平成１９年度をピークに５年連続減少となりました。これは、不当要求に対する当法人の組織的で毅然とした対応の徹底による抑止効果によるものと考えています。

２．不当要求行為の受検者別の内訳を見ると、受検代行業者が約５２％、ユーザー本人が約３３％、整備工場が約１２％となっており、受検代行業者が半数以上を占めています。また、受検代行業者及びユーザー本人の割合は法人発足以来、最も高い割合になっています。一方、整備工場の割合は対前年比９．３％減少し、最も低い割合になりました。

３．不当要求行為の内訳を見ると、全般的に件数は大幅な減少傾向にある中、検査コース上に車両を放置することによる業務妨害及び不合格判定に対する説明強要の減少傾向が鈍くなっています。

４．不当要求発生時に警察が出動した事案は１８件あり、受検者別の内訳は受検代行業者１０件、ユーザー本人が４件、整備工場が４件で、受検代行業者の不当要求によるものが半数を超えております。また、暴力行為は依然として後を絶たず、平成２４年度は４件発生しており、具体的には、検査における不合格の指摘や改善方法の説明に対し、受検者が逆上し検査職員に蹴りかかるなどの暴力を働いたものであり、その内２件が刑事事件となり、職員の大腿部を蹴った１名が公務執行妨害罪で刑事罰が確定しています。

５．自動車検査法人では、不当要求件数は減少しているとは言え、暴力行為、脅迫・威圧行為や業務妨害などの悪質な行為を合わせた件数は、依然として全体に占める割合が２割を超えており、これらの悪質な行為に組織全体で毅然と対応し、今後とも、引き続き、防犯カメラによる録画やＩＣレコーダによる録音等による方策と防犯訓練による不当要求対策を行い、警察との連携を密にし、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施してまいります。

自動車検査における不当要求行為の概要

平成14年度～24度（14年度は14年7月～15年3月）

不当要求行為の推移

※平成24年度は、171件と平成19年度をピークに5年連続減少

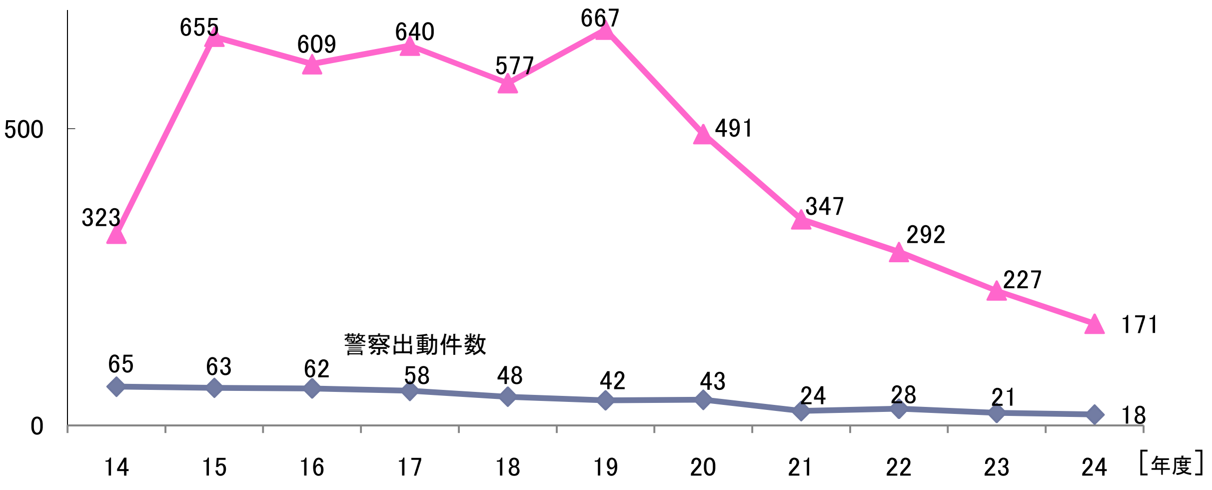

不当要求行為の受検者別推移

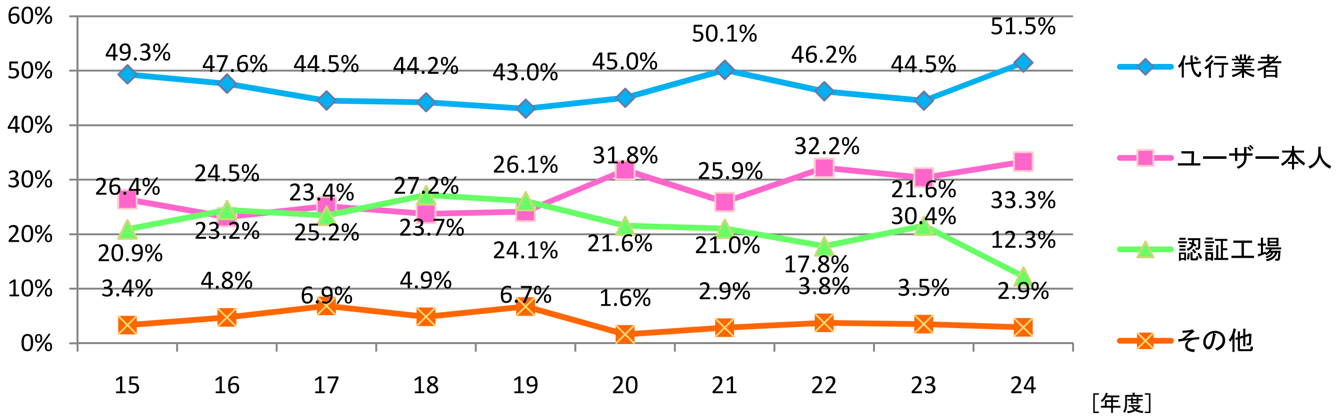

不当要求行為の受検者別件数

平成14年～24年度（発生件数4999件）
内円は平成24年度（発生件数171件）

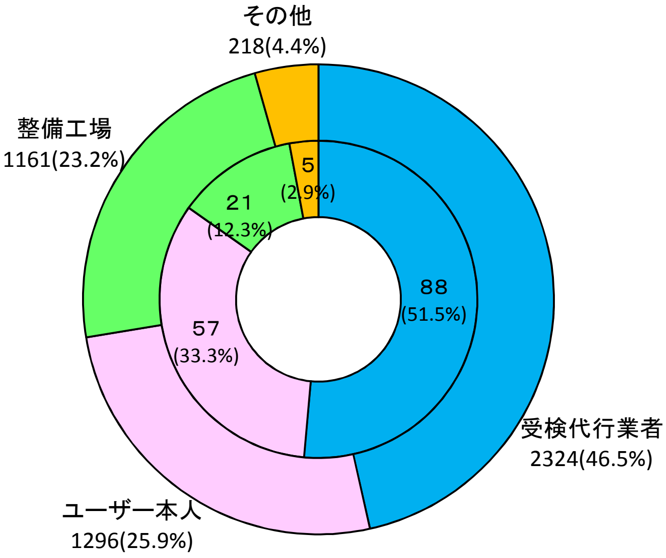

不当要求行為内訳の推移

※業務妨害及び説明強要の減少傾向は鈍い

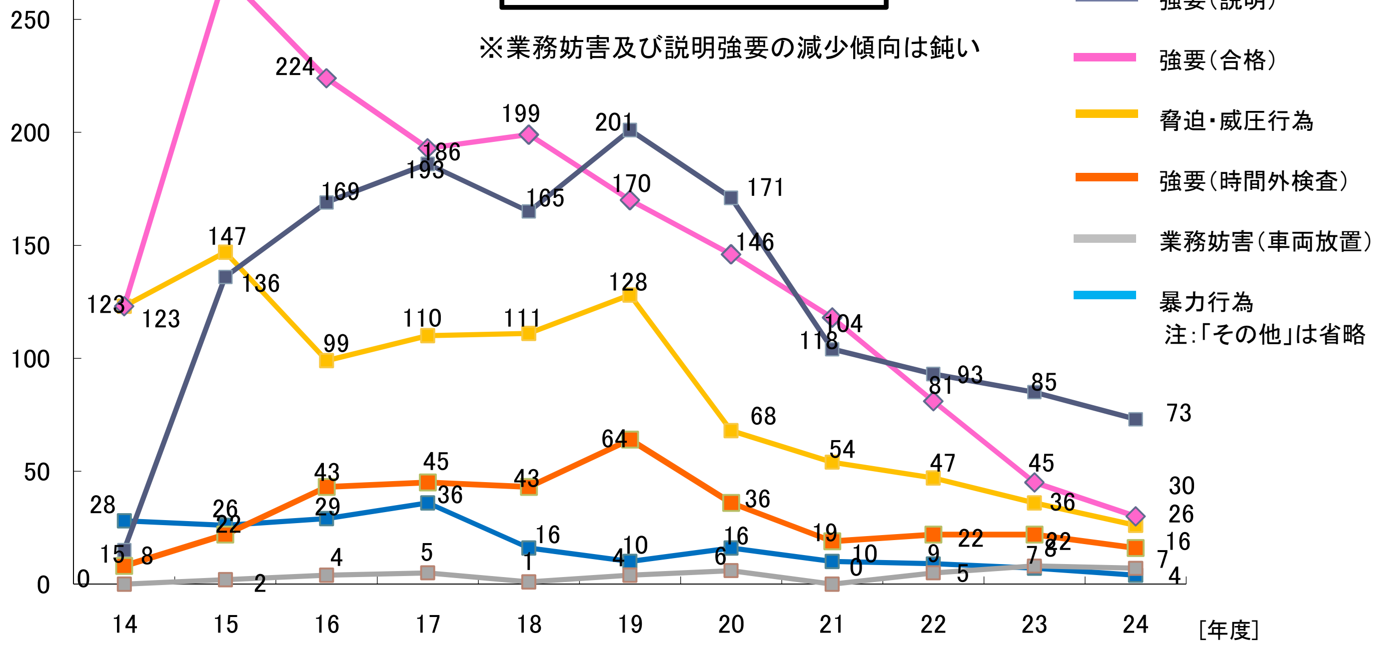

不当要求行為の内訳

平成14年～24年度（発生件数4999件）
内円は平成24年度（発生件数171件）

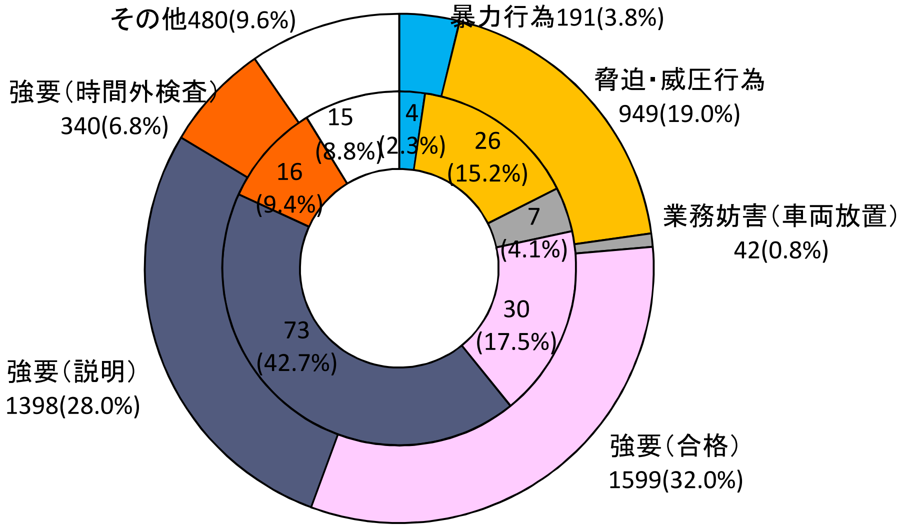

警察出動事案の内訳

平成14年～24年度（発生件数472件）
内円は平成24年度（発生件数18件）

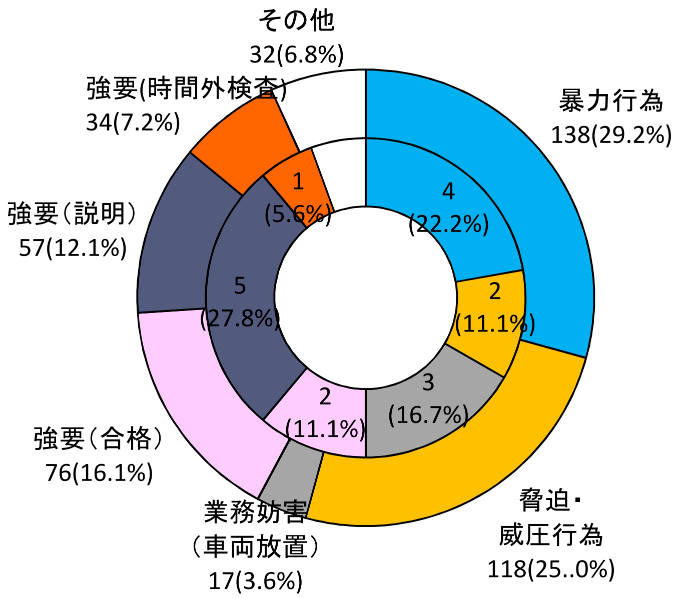

受検者

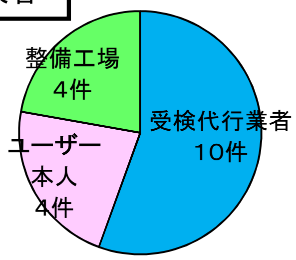

刑事事件の総数

平成14～24年度
（）内は内数で平成24年度分を示す。

刑事事件		53件　(2)
逮捕者		28人　(1)
刑事罰	懲役	6人
	禁固	1人
	罰金	22人　(1)
	計	29人　(1)

(1)　検査担当者は、審査時において、受検車両（検査を受ける自動車をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

1　検査中は検査票を保持すること。
2　下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。
3　車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
4　排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
5　荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
6　座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
7　窓ガラスは取り外された状態でないこと。
8　全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取り外した状態とすること。
9　エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。
10　運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
11　検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓拭器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
12　検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止を行うこと。
13　受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
14　検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
15　検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
16　記録器のあるコースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
17　審査が終了した場合には、検査票に総合判定結果の記入を受け、国の窓口に提出すること。
18　走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。
19　脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態とすること。
20　軽油を燃料とする自動車はアクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等を行って当該原動機の最高回転数を一時的に低下させた状態としないこと。
21　検査担当者がエア・クリーナのカバーの取り外しを指示した場合は、当該カバーを取り外すこと。
22　３次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

(2)　受検者が検査担当者に対し、不当な要求、威圧・暴力行為を行った場合は、警報装置を作動させ、検査担当者全員が全ての審査業務を中断し、当該事案の発生場所に駆け付けるとともに、必要に応じ警察への通報を行う。

第４章　軽自動車検査協会関係

1. 協会の業務等

(1)業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

(2)事務所所在地等

事務所	〒	所在地	TEL
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲1258番地18 (国分寺流通センター内)	087-870-6676
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番地3	088-641-4848
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町1814番地の2	089-975-6730
高知事務所	781-0270	高知市長浜3106番地2	088-842-5734

(3)業務受付時間

窓口　午前８時４５分から１１時４５分まで、午後１時から４時まで

検査　午前９時から１２時まで、午後１時から４時まで

(土・日・祝日、１２／２９～１／３は休業)

(4)ユーザー車検予約システム(平成22年2月1日～)

○パソコン(インターネット)での検査予約

http://www.kei－yoyaku.jp/

○携帯電話(iモード等)での検査予約

http://mobile.kei-yoyaku.jp/

○固定電話での検査予約(音声案内に従って検査の予約を行います。)

香川主管事務所	050-3101-9180
徳島事務所	050-3101-9181
愛媛事務所	050-3101-9182
高知事務所	050-3101-9183

軽自動車検査協会　〒769-0103　高松市国分寺町福家甲1258番地18
（国分寺流通センター内）

香川主管事務所

電　　話　087−870−6676
Ｆ　Ａ　Ｘ　087−870−6585

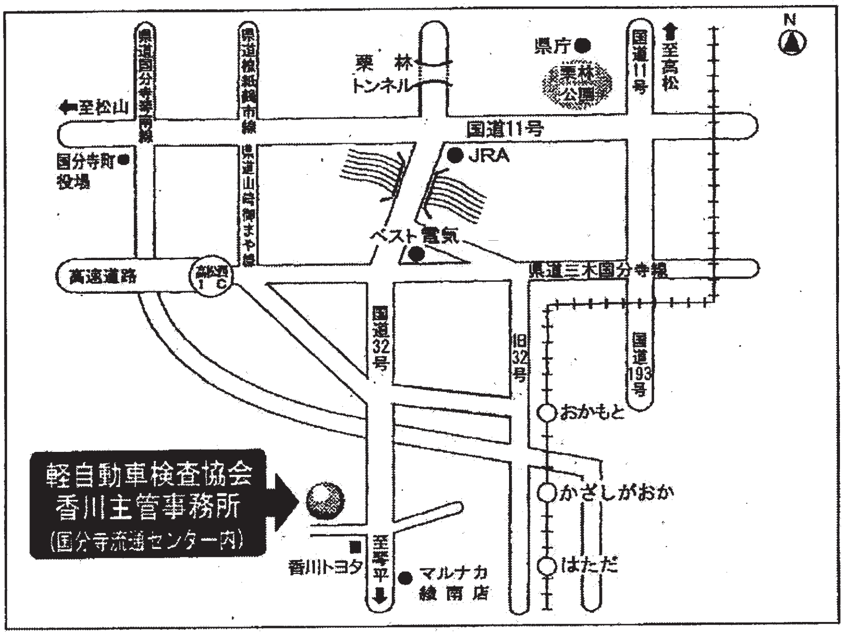

軽自動車検査協会　〒771-1156　徳島市応神町応神産業団地１番地３

徳島事務所

電　　話　088−641−4848
Ｆ　Ａ　Ｘ　088−641−4554

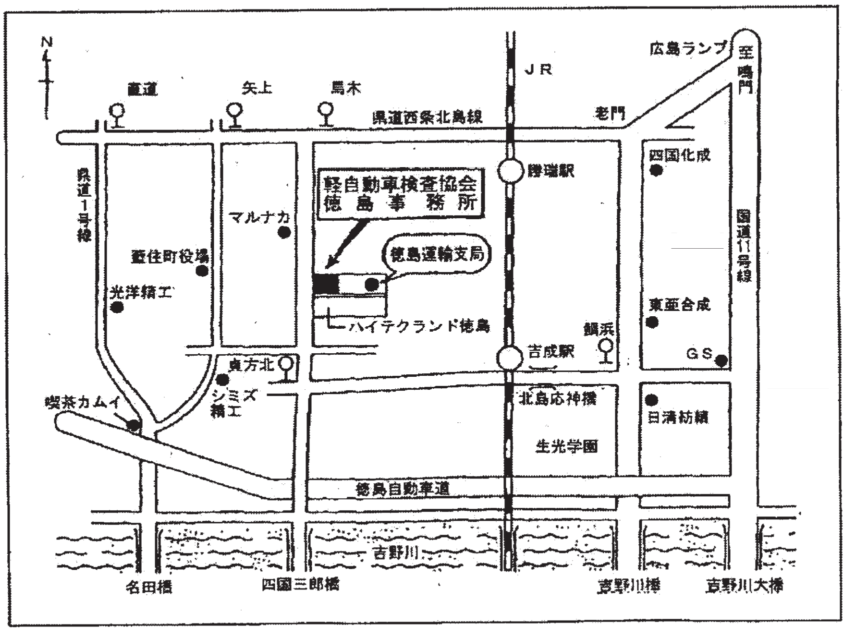

軽自動車検査協会　〒791-1112　松山市南高井町1814番地２

愛媛事務所

電　　　話　089−975−6730
Ｆ　Ａ　Ｘ　089−976−7652

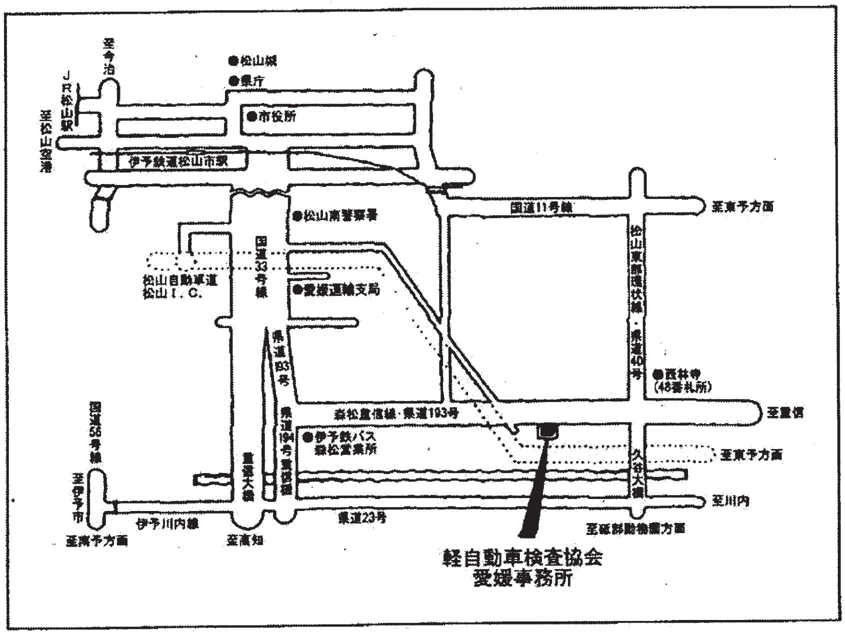

軽自動車検査協会　〒781-0270　高知市長浜３１０６番２

高知事務所

電　　　話　088−842−5734
Ｆ　Ａ　Ｘ　088−842−5075

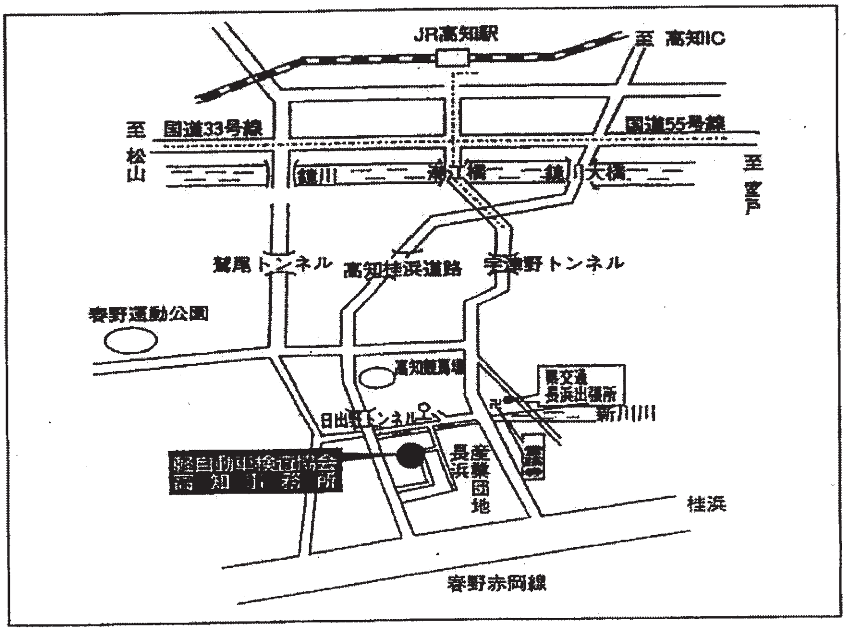

《軽自動車/車両番号標（ナンバー・プレート）の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標（ナンバープレート）の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあっては、軽自動車の車両番号標（ナンバープレート）を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取り付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、
現車の車台番号
自動車検査証の車台番号
車両番号
が同一であるかを確認して下さい。

軽自動車検査協会香川主管事務所

２．最近の検査場における事故状況について

構内・検査コースの

事故防止について

最近、全国の事務所等構内及び検査コースにおいて受検者の不注意（ブレーキとアクセルの踏み違えなど）による衝突事故等が多発しています。

慎重な運転により、事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

３．軽自動車検査標章の様式改正について

今般、軽自動車検査協会では、電算システム更改（平成２６年１月を予定）に合わせて、業務の合理化の観点から、現在の検査標章を、自動車検査証と同時にプリンタから印刷し出力する方式（登録車と同じ方式）とすることを検討しております。

従来の検査標章については、車両番号が表示されていないことから、窓口における交付ミス、貼付時のミス等により、本来貼付されるべきものと異なるものが貼付されるなどの不適切な事案が発生しておりました。これらを防止するため、新たな方式においては、検査標章の台紙に車両番号が表示されるとともに、車検証交付時に同時に印刷して出力することとしております。

また、検査標章に関して印刷して出力するという新たな方式を導入することに伴い、検査標章の大きさについては、若干小さくなりますが、その見えやすさについては、従来と同様に黄色地に黒色で文字を表示することから、登録車の検査標章よりもコントラストがはっきりしているため、かなり見やすいものになっております。

なお、この検査標章の大きさの変更は、前面ガラスのない車両（トレーラ）について、貼付位置を車両番号標の左上部に表示できるようにすることも意図したものとなっております。

受検者の皆様へ

受検に際しての注意事項

・検査コースでは、検査職員の確認や自動化された検査機器により行います。
・受検上の注意事項は次のとおりです。なお、検査コースにより検査機器の方式が異なる場合がありますので、詳しくは検査職員にお尋ねください。

一般的な注意事項

❶ 初めて受検される方は、あらかじめ検査職員に申し出てください。
❷ 検査コース内において携帯電話等を使用しないでください。
❸ 検査コース内は禁煙になっておりますので、おタバコはご遠慮ください。

受検前の注意事項

❶ 検査コース入場前に検査コースの検査状況を見学してください。この際、他の車両の検査の支障とならないよう注意してください。
❷ **車体が低い車両**（エア・スポイラー、泥除け取付等により、地面との間隔が少ない車両）又は、車体が著しく高い車両（荷台に幌等を取付けている車両）で受検する方は、検査職員に申し出てください。
❸ **軸重1,000kg以上の車両、フルタイム4WD車及び三輪車は、**あらかじめ検査職員に申し出てください。
❹ 入場の信号灯が青（進入）になってから、誘導線に沿ってゆっくりと（5km／h以内）テスタへ乗り入れてください。
❺ 検査中は危険ですので、排気ガス検査を除き、検査機器上に降車しないでください。
❻ **再検査**の場合は、検査コース入口部にある再検査該当ボタンを押してから入場してください。

排気ガス検査関係

❶ 降車する際は、必ず駐車ブレーキを引き、ギアをニュートラル又はPレンジにしてください。
❷ 排気ガス・テスタのプローブを入れたまま車両を発進させたり、エンジンの回転を上げたりしないでください。
❸ 排気ガス・テスタのプローブは検査終了後、元の場所に戻してください。

サイドスリップ・ブレーキ・スピードメータ・ヘッドライト検査関係

❶ テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査職員の指示に従ってください。
❷ テスタ上では、急停止、急発進をしないでください。
❸ テスタ上では、ハンドルを切らないでください。
❹ ヘッドライト・テスタの動き、前方車両に注意して安全を確認してから進行してください。

下回り検査関係

❶ 下回り検査（ドライブオンリフト）では、エンジンを停止させて、駐車ブレーキを引き、又検査職員の指示により駐車ブレーキの解除等を行ってください。

その他

❶ 検査コース内において車両を後退させる場合は、検査職員の指示に従ってください。
❷ その他不明な点がありましたら、あらかじめ検査職員に申し出てください。

*以上は共通事項ですが、検査場、検査コース等によって、他に注意が必要となる場合があります。

軽自動車検査協会

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

（裏面もお読み下さい。）

受検者の皆様へ

受検に際して必要な指示事項

自動車検査場において検査を受ける場合には、次の事項をお守り下さい。これらの事項が守られていない場合は、検査担当者から検査時において、受検者に対し指示が行われます。なお、受検者がこの指示に従わなかった場合は、受検車両の検査を行えませんのでご承知下さい。

1. 検査中は検査票を保持すること。
2. 下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。
3. 車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
4. 排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
5. 荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
6. 座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
7. 窓ガラスは取り外された状態でないこと。
8. 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取り外した状態とすること。
9. エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、支持棒等により保持した状態とすること。
10. 運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
11. 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓拭器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
12. 検査機器の表示器により表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止を行うこと。
13. 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
14. 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
15. 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタへの乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
16. 記録器のあるコースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
17. 検査が終了した場合（再検査の場合を含む。）には、検査票に総合判定結果の記入を受けること。

受検者の禁止事項

自動車検査場においては、次の事項をお守り下さい。これらの事項が守られていない場合は検査を中止し、受検者に対する退去や自動車の撤去を命じることがあります。なお、これに応じない場合は、コースの閉鎖や公務執行妨害行為等として警察への通報等厳正な措置をとりますのでご承知下さい。

1. 暴力、暴言等の行為を行うこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により、検査職員にその場での再検査、合格の判定等を強要しないこと。
2. 検査を受ける自動車の運転者（1名に限る）以外の者が許可なく入場しないこと。
3. 検査職員が危険を感じる速度（歩行速度以上）で通行しないこと。
4. コース内で整備等をしないこと。
5. 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
6. 座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。
7. 旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。
8. 拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。
9. 凶器、爆発物等の危険物を持ち込まないこと。
10. その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。

軽自動車検査協会

（裏面もお読み下さい。）

（別添2　高度化システム運用イメージ図）

【高度化システム】「運用」イメージ図

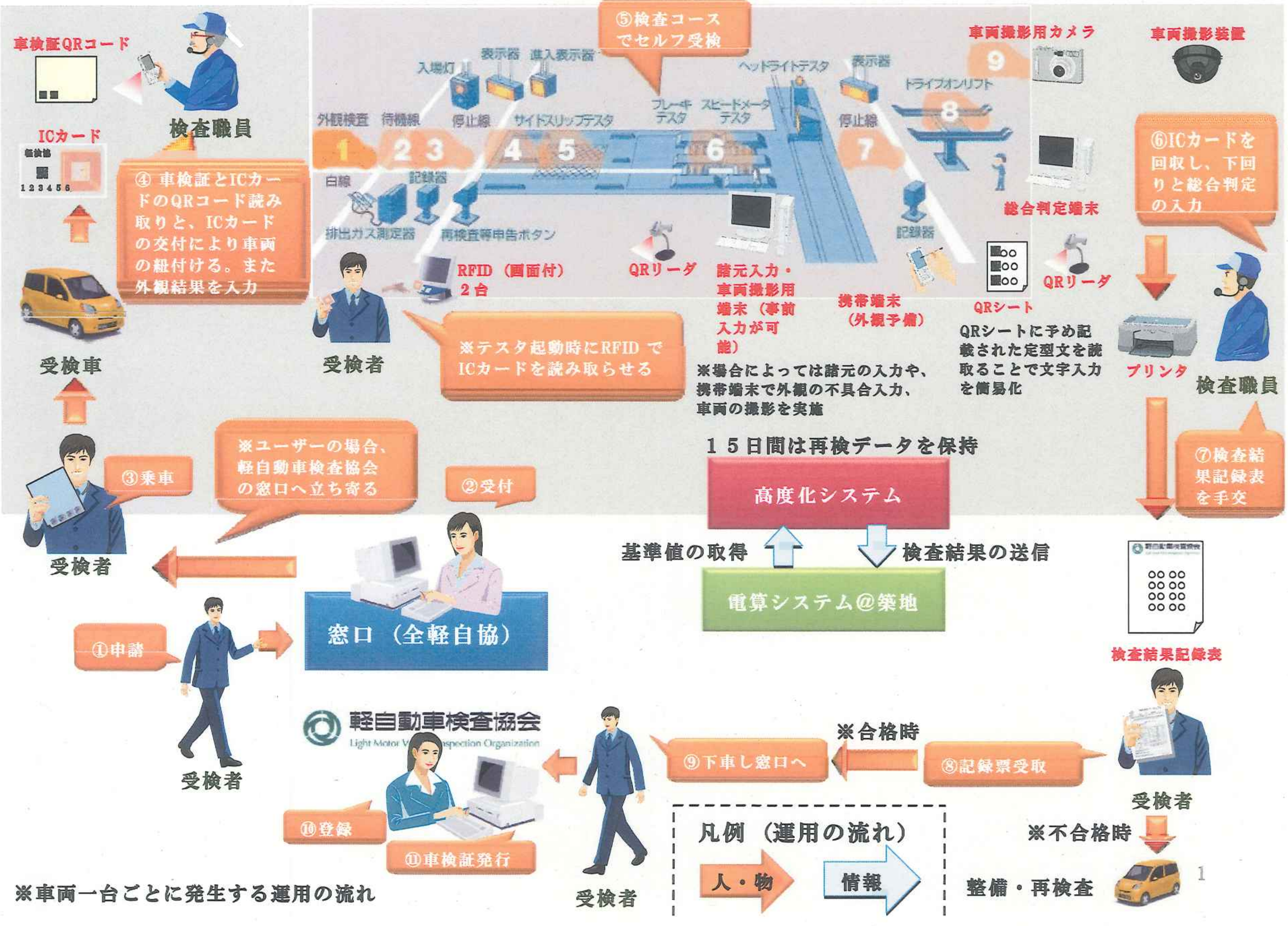

1.自動車分解整備事業関係（平成24年度）

1－1 認証

運輸局等	前年度末工場数	新規認証数	廃止届出数	認証取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳					変更届出数
						普通	普通・小型	普通・軽	小型	軽	
北海道	4,195	63	48	0	4,210	209	3,834	12	154	1	1,087
東北	8,559	128	88	1	8,598	115	8,003	185	276	19	886
関東	24,594	345	335	3	24,601	357	22,394	279	1,537	34	2,473
北陸信越	6,265	70	53	0	6,282	97	5,786	168	220	11	700
中部	13,076	174	191	1	13,058	185	12,292	1	513	67	1,603
近畿	12,597	169	163	70	12,533	134	11,485	190	652	72	1,578
中国	6,248	103	90	1	6,260	106	5,296	527	303	28	442
四国	4,347	47	65	2	4,327	21	3,988	1	307	10	414
九州	11,147	148	142	1	11,152	168	10,010	237	689	48	1,649
沖縄	991	33	15	0	1,009	17	726	209	53	4	113
全国	92,019	1,280	1,190	79	92,030	1,409	83,814	1,809	4,704	294	10,945

1－2 整備主任者

運輸局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数	変更届出数
北海道	11,385	1,755	1,800	11,340	343
東北	19,357	2,340	2,249	19,448	389
関東	59,076	9,051	8,880	59,247	8,936
北陸信越	16,116	1,942	1,898	16,160	2,258
中部	31,084	3,721	3,789	31,016	3,530
近畿	31,026	4,130	4,233	30,923	5,856
中国	17,087	2,527	2,465	17,149	929
四国	8,603	787	769	8,621	977
九州	24,745	2,635	2,583	24,797	2,542
沖縄	2,202	240	215	2,227	80
全国計	220,681	29,128	28,881	220,928	25,840

（注） 新規選任数には、整備主任者を増員した場合及び事業者自ら整備主任者となる場合も含む。

1－3 監査及び処分

運輸局等	監査件数	聴聞件数	処分件数				
			取消	( )	事業停止	改善命令	文書警告
北海道	53	0	0	(0)	0	0	0
東北	126	5	1	(0)	4	0	1
関東	1,125	5	3	(2)	2	1	31
北陸信越	9	0	0	(0)	0	0	2
中部	78	1	1	(1)	4	0	0
近畿	382	77	70	(70)	5	0	2
中国	111	1	1	(1)	2	0	2
四国	3	2	2	(2)	0	0	0
九州	44	4	1	(1)	2	0	1
沖縄	30	0	0	(0)	0	0	0
全国計	1,961	95	79	(77)	19	1	39

（注） 取消欄の()には、所在不明による取り消し件数を内数で計上した。

2. 指定自動車整備事業関係業務量報告（平成24年度）

2－1　指定

運輸局等	前年度末工場数	新規指定工場数	（ ）	うち、工員数が4人の工場数	（ ）	廃止届出数	指定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳：業務範囲の限定：ガソリン限	ジーゼル限	軽油除	ガソリン除	特定指定工場：一部共用	全部共用	兼任検査員のみの事業場	協同組合	協業組合	農協	変更届出数	申請手数料納付額（千円）
北海道	1,820	28	(11)	8	(3)	26	0	1,822	26	8	11	6	457	104	0	17	4	54	526	812.0
東北	2,733	79	(58)	8	()	69	0	2,743	21	3	14	2	331	122	1	6	42	38	610	2291.0
関東	6,842	174	(94)	18	(5)	146	3	6,867	224	38	218	10	53	154	1	30	44	45	1,283	5046.0
北陸信越	1,905	38	(21)	7	(2)	30	0	1,913	15	0	1	0	41	8	0	5	46	62	360	1102.0
中部	4,446	76	(23)	29	(5)	63	0	4,459	43	12	118	1	116	107	32	21	31	46	960	2204.0
近畿	3,993	68	(25)	16	(3)	52	2	4,007	137	3	133	1	198	64	4	21	28	10	634	1972.0
中国	2,379	66	(30)	30	(11)	51	0	2,394	94	4	0	0	113	96	0	9	20	43	1,149	1914.0
四国	1,482	30	(18)	8	(3)	29	0	1,483	14	1	38	1	33	28	1	10	15	14	242	870.0
九州	3,400	71	(21)	32	(7)	46	2	3,423	83	0	36	0	224	57	4	12	65	62	126	2059.0
沖縄	362	10	(5)	5	(2)	6	0	366	2	0	9	0	5	5	0	0	3	1	66	290.0
全国計	29,362	640	(306)	161	(41)	518	7	29,477	659	69	578	21	1,571	745	43	131	298	375	5,956	18560.0

（注）1. 新規指定数欄の（）は、廃止新規件数を内数で計上した。
2. 「指定取消数」には、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われたものを含む。
3. 業務範囲の限定等の欄において、「ガソリン限」とはガソリン自動車のみを行う事業場、「ジーゼル限」とはジーゼル自動車のみを行う事業場を示し、「ガソリン除」とはガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「軽油除」とは、軽油を燃料とする自動車を除く業務を行う事業場を示す。
4. 特定指定工場のうち、「一部供用」とは、検査機器等の一部を他の指定工場等と共用している事業場を、「全部共用」とは全ての検査機器等を他の指定工場等と共用している事業場をいう。
5. 「今年度末工場数の内訳」の「兼任検査員のみの事業場」欄は、同一事業者の事業場であって、他の事業場の自動車検査員が兼務している事業場数（当該事業場専任の検査員が１人でもいる事業場を除く。）。

2－2　自動車検査員

運輸局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数	うち、兼任検査員数	変更届出数
北海道	5,678	997	1,001	5,674	(39)	1,203
東北	8,414	1,333	1,281	8,466	(10)	80
関東	21,608	4,055	4,109	21,554	(22)	77
北陸信越	5,734	741	758	5,717	(17)	1,050
中部	13,925	2,021	1,789	14,157	(117)	2,362
近畿	11,275	2,219	1,926	11,568	(151)	2,890
中国	7,710	1,405	1,306	7,809	(148)	135
四国	4,348	501	432	4,417	(87)	673
九州	9,191	1,394	1,133	9,452	(109)	843
沖縄	885	140	100	925	(1)	30
全国計	88,768	14,806	13,835	89,739	(701)	9,343

（注）今期末現在数の（）は、検査員のうち兼任に係る検査員数を内数で計上した。

2－3　監査及び処分

運輸局	監査件数	聴聞件数	処分件数：取消	（ ）	交付の停止	是正命令	文書警告	検査員解任命令
北海道	2,130	1	0	(0)	1	0	13	0
東北	2,724	3	0	(0)	3	0	10	1
関東	3,836	21	3	(1)	18	0	21	13
北陸信越	1,713	5	0	(0)	5	0	10	1
中部	1,677	11	0	(0)	11	0	33	3
近畿	3,890	9	2	(0)	7	0	22	5
中国	2,327	1	0	(0)	3	0	14	0
四国	1,522	6	0	(0)	5	0	10	2
九州	2,290	17	2	(0)	7	0	8	4
沖縄	404	5	0	(0)	5	0	11	0
全国計	22,513	79	7	(1)	65	0	152	29

（注）「取消」欄中の（　）内は、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われた件数（内数）

3. 優良自動車整備事業者認定関係業務量報告（平成24年度）

3－1認定

運輸局等	前年度末工場数	新規認定数 一種	新規認定数 二種	（ ）	新規認定数 特殊整備工場 車一	車二	電装	原動機	ﾀｲﾔ	廃止届出数	認定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳 一種	二種	特種整備工場 車一	車二	電装	原動機	ﾀｲﾔ	計	変更届出数	登録免許税納付額（千円）
北海道	217	0	0	()	2	0	0	0	0	0	0	219	47	85	51	20	16	0	0	87	8	60.0
東北	276	0	0	()	0	0	0	0	0	7	0	269	19	40	65	90	37	0	18	210	3	0.0
関東	734	1	0	()	2	2	0	0	0	14	0	725	108	218	104	216	69	1	9	399	14	210.0
北陸信越	243	0	0	()	0	0	0	0	0	1	0	242	25	44	81	51	28	0	13	173	13	0.0
中部	478	0	0	()	1	0	0	0	0	4	0	475	63	87	124	121	50	0	30	325	11	30.0
近畿	338	0	0	()	2	1	0	0	0	10	0	331	39	81	46	113	38	1	13	211	14	90.0
中国	270	0	0	()	10	4	0	0	0	1	0	283	46	100	65	41	22	0	9	137	1	420.0
四国	123	0	0	()	0	0	2	0	0	3	0	122	33	43	19	19	8	0	0	46	1	60.0
九州	281	0	0	()	0	2	0	0	0	4	0	279	47	133	36	34	28	0	1	99	0	60.0
沖縄	9	0	0	()	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	2	4	3	0	0	9	0	0.0
全国	2,969	1	0	()	17	9	2	0	0	44	0	2,954	427	831	593	709	299	2	93	1,696	65	930.0

（注） 新規認定数欄の（）は、二種整備工場であって、工員数が４人の工場数を記載（内数）。

3－2 監査及び処分

運輸局等	監査件数	聴聞件数	処分件数 取消	（ ）	改善命令	文書警告
北海道	0	0	0	0	0	0
東北	0	0	0	0	0	0
関東	0	0	0	0	0	0
北陸信越	1	0	0	0	0	1
中部	3	0	0	0	0	0
近畿	0	0	0	0	0	0
中国	0	0	0	0	0	0
四国	0	0	0	0	0	0
九州	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0
全国	4	0	0	0	0	1

（注） 取消欄の（）には、所在不明による取り消し件数を内数で計上した。

4. 自動車整備事業者数(平成24年度)

4−1 専業事業者

運輸局等	認証				指定				優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	2,763	43	37	2,769	948	11	12	947	149	2	0	151
東北	6,281	66	52	6,295	1,360	11	7	1,364	252	0	4	248
関東	18,314	231	238	18,307	3,037	35	39	3,033	553	2	8	547
北陸信越	4,444	45	40	4,449	1,073	5	9	1,069	212	0	1	211
中部	9,466	140	160	9,446	2,244	51	45	2,250	333	0	4	329
近畿	9,304	131	205	9,230	2,037	17	18	2,036	300	0	4	296
中国	4,498	75	72	4,501	1,224	27	21	1,230	151	12	1	162
四国	3,522	32	56	3,498	955	8	5	958	96	2	3	95
九州	8,598	106	122	8,582	1,808	33	16	1,825	194	2	2	194
沖縄	818	32	15	835	277	9	6	280	8	0	0	8
計	68,008	901	997	67,912	14,963	207	178	14,992	2,248	20	27	2,241

4−2 ディーラー

運輸局等	認証				指定				優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	294	7	4	297	196	2	2	196	24	0	0	24
東北	258	25	19	264	184	7	2	189	11	0	3	8
関東	647	6	8	645	443	4	7	440	71	1	3	69
北陸信越	288	1	0	289	159	0	1	158	22	0	0	22
中部	204	2	0	206	186	2	2	186	24	0	0	24
近畿	304	1	2	303	236	3	3	236	19	0	0	19
中国	279	2	5	276	195	5	2	198	24	0	0	24
四国	128	3	1	130	107	0	0	107	28	0	0	28
九州	290	2	3	289	223	4	4	223	36	0	0	36
沖縄	22	0	0	22	17	0	0	17	1	0	0	1
計	2,714	49	42	2,721	1,946	27	23	1,950	260	1	6	255

4−3 自家

運輸局等	認証				指定				優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	213	2	2	213	38	0	0	38	2	0	0	2
東北	341	5	1	345	54	2	0	56	1	0	0	1
関東	632	6	13	625	99	2	2	99	37	0	0	37
北陸信越	176	2	4	174	7	0	1	6	2	0	0	2
中部	341	3	5	339	85	0	1	84	7	0	0	7
近畿	529	6	9	526	112	2	5	109	12	0	0	12
中国	174	2	1	175	32	0	0	32	6	0	0	6
四国	107	1	3	105	25	0	0	25	4	0	0	4
九州	418	8	3	423	59	1	0	60	13	0	0	13
沖縄	62	0	0	62	9	0	0	9	0	0	0	0
計	2,993	35	41	2,987	520	7	9	518	84	0	0	84

1. 自動車分解整備事業関係（平成24年度）

1－1認証

運輸支局等	前年度末工場数	新 規認証数	廃 止届出数	認 証取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳					変 更届出数
						普通	普通・小型	普通・軽	小型	軽	
徳島	980	10	16	1	973	6	901	0	62	4	58
香川	1,072	17	18	0	1,071	10	987	1	71	2	152
愛媛	1,500	17	18	0	1,499	2	1,373	0	122	2	150
高知	795	3	13	1	784	3	727	0	52	2	54
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
管内計	4,347	47	65	2	4,327	21	3,988	1	307	10	414

1－2整備主任者

運輸支局等	前年度末現在数	新 規選任数	辞任数	今年度末現在数	変 更届出数
徳島	1,717	188	169	1,736	228
香川	2,324	174	156	2,342	128
愛媛	3,027	369	372	3,024	524
高知	1,535	56	72	1,519	97
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
管内計	8,603	787	769	8,621	977

注：新規選任数には、整備主任者の増員及び事業者自ら整備主任者となる場合も含む。

1－3監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処 分 件 数				
			取 消	（ ）	事業停止	改善命令	文書警告
徳島	2	1	1	(1)	0	0	0
香川	0	0	0	()	0	0	0
愛媛	0	0	0	()	0	0	0
高知	1	1	1	(1)	0	0	0
管内計	3	2	2	(2)	0	0	0

注：「取消」欄中の（ ）内は、所在不明による取り消し件数（内数）。

2. 指定自動車整備事業関係業務量報告（平成24年度）

2－1指定

運輸支局等	前年度末工場数	新規指定工場数	（ ）	うち、工員数が4人の工場数	（ ）	廃止届出数	指定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳 業務範囲の限定 ｶﾞｿﾘﾝ限	ｼﾞｰｾﾞﾙ限	軽油除	ｶﾞｿﾘﾝ除	特定指定工場 一部共用	全部共用	兼任検査員のみの事業場	協同組合	協業組合	農協	変更届出数	申請手数料納付額（千円）
徳島	296	3	(2)	2	(1)	4	0	295	5	0	8	0	13	9	1	3	3	2	46	87
香川	398	10	(4)	1	()	7	0	401	8	1	6	0	16	2	0	5	3	1	45	290
愛媛	534	13	(9)	2	()	13	0	534	0	0	17	1	4	8	0	2	7	6	103	377
高知	254	4	(3)	3	(2)	5	0	253	1	0	7	0	0	9	0	0	2	5	48	116
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
管内計	1,482	30	(18)	8	(3)	29	0	1,483	14	1	38	1	33	28	1	10	15	14	242	870

注1：新規指定工場数欄の（）内は、廃止新規件数（内数）。
注2：「指定取消数」には、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われたものを含む。
注3：業務範囲の限定等の欄において、「ｶﾞｿﾘﾝ限」とはｶﾞｿﾘﾝ自動車のみを行う事業場、「ｼﾞｰｾﾞﾙ限」とはｼﾞｰｾﾞﾙ自動車のみを行う事業場を示し、「ｶﾞｿﾘﾝ除」とはガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「軽油除」とは、軽油を燃料とする自動車を除く業務を行う事業場をいう。
注4：特定指定工場のうち、「一部共用」とは、検査機器等の一部を他の指定工場等と共用している事業場を、「全部共用」とは全ての検査機器等を他の指定工場等と共用している事業場をいう。
注5：「今年度末工場数の内訳」の「兼任検査員のみの事業場」欄は、同一事業者の事業場であって、他の事業場の自動車検査員が兼務している事業場数（当該事業場専任の検査員が1人でもいる事業場を除く。）。

2－2自動車検査員

運輸支局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数	うち、兼任検査員数	変更届出数
徳島	752	81	92	741	23	156
香川	1,233	125	91	1,267	31	50
愛媛	1,705	246	200	1,751	14	420
高知	658	49	49	658	19	47
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
管内計	4,348	501	432	4,417	87	673

2－3監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数 取消	（ ）	交付の停止	是正命令	文書警告	検査員解任命令
徳島	298	0	0	()	0	0	2	0
香川	404	1	0	()	1	0	3	1
愛媛	568	4	0	()	3	0	0	1
高知	252	1	0	()	1	0	5	0
管内計	1,522	6	0	()	5	0	10	2

注：「取消」欄中の（ ）内は、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われた件数（内数）

3. 優良自動車整備事業者認定関係業務量報告（平成24年度）

3ー1認定

運輸支局等	前年度末工場数	新規認定数								廃止届出数	認定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳								変更届出数	登録免許税納付額（千円）
		一種	二種		特殊整備工場								一種	二種	特殊整備工場							
				（ ）	車一	車二	電装	原動機	タイヤ						車一	車二	電装	原動機	タイヤ	計		
徳島	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	10	1	0	1	0	0	2	0	0.0
香川	49	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	48	15	11	5	13	4	0	0	22	1	0.0
愛媛	41	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	41	7	17	9	6	2	0	0	17	0	30.0
高知	13	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	13	3	5	4	0	1	0	0	5	0	30.0
												0								0		
												0								0		
												0								0		
												0								0		
												0								0		
												0								0		
管内計	123	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	122	33	43	19	19	8	0	0	46	1	60.0

注：新規認定数欄の（ ）内は、二種整備工場であって、工員数が4人の工場数（内数）。

3ー2監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数			
			取消		改善命令	文書警告
				（ ）		
徳島						
香川						
愛媛						
高知						
管内計	0	0	0	()	0	0

注：「取消」欄中の（ ）内は、所在不明による取り消し件数（内数）。

４．自動車整備事業者数（平成24年度）

４－１専業事業者

運輸支局等	認証				指定				優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	825	10	13	822	192	1	1	192	11	0	0	11
香川	819	10	17	812	233	3	2	234	39	0	1	38
愛媛	1,236	11	15	1,232	369	4	1	372	36	1	1	36
高知	642	1	11	632	161	0	1	160	10	1	1	10
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	3,522	32	56	3,498	955	8	5	958	96	2	3	95

４－２ディーラー

運輸支局等	認証				指定				優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	24	0	1	23	23	0	0	23	7	0	0	7
香川	29	0	0	29	27	0	0	27	12	0	0	12
愛媛	34	3	0	37	31	0	0	31	7	0	0	7
高知	41	0	0	41	26	0	0	26	2	0	0	2
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	128	3	1	130	107	0	0	107	28	0	0	28

４－３自家

運輸支局等	認証				指定				優良認定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	14	0	0	14	1	0	0	1	2	0	0	2
香川	40	1	0	41	8	0	0	8	0	0	0	0
愛媛	25	0	1	24	13	0	0	13	1	0	0	1
高知	28	0	2	26	3	0	0	3	1	0	0	1
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	107	1	3	105	25	0	0	25	4	0	0	4

未認証行為に関する情報件数（平成24年度）

四国運輸局

運輸支局等＼項目	情報提供、情報把握件数	特定不能（外数）	情報提供者等 振興会整備工場	警察マスコミ	その他
徳　島	2	()	0	0	2
香　川	2	()	0	0	2
愛　媛	2	()	0	0	2
高　知	1	()	0	0	1
管　内　計	7	()	0	0	7

注：同一業者に関する情報が複数あった場合であっても、それぞれ情報件数として計上する。

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成２５年８月６日
自　動　車　局

「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」強化月間（６月）における街頭検査の実施結果

～不正改造車２１４台に整備命令を発令～

●国土交通省は、６月を「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間としています。

●この期間中に警察庁、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等の協力を得て、不正改造車の摘発と自動車ユーザーへの啓発に重点を置いた街頭検査を全国で１９０回（昨年比＋１８回）、１８，４２９台（昨年比－２９１台）に対して行いました。

●その結果、約７．３％の１，３４８台（昨年比－３１台）に保安基準不適合箇所などがあったことから自動車ユーザーに対し改善の指導を行いました。

●このうち、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、灯光色違いの灯火器の取付けなどの不正な改造を行っていた車両は２６６台（昨年比－４４台）あり、その場で改善措置を講じた車両以外の２１４台（昨年比＋３台）に整備命令書を交付し、必要な整備を命じました。

●整備命令書を交付した２１４台の主な不正改造内容は、以下のとおりです。

○不適切な灯火器	：	５８件
○着色フィルム等の貼付	：	４６件
○基準不適合マフラーの装着	：	３７件

＜街頭検査実施状況＞

●また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については１８１台（昨年比－６５台）実施（特に関東・近畿地区においては、当該検査を重点項目として４０台実施）しました。

●このうち、不正軽油（規格外の軽油）の使用が判明した２台（昨年比＋１台）について適正な燃料を使用するよう警告をしました。

国土交通省では今後とも関係機関と協力し、不正改造車及び不正軽油の排除を積極的に推進してまいります。

定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

平成19年４月

対象車種			点検区分等	定期点検の間隔 3カ月（別表３）	3カ月（別表４）	6カ月（別表５）	1年（別表６）	1年（別表７）	検査証の有効期間 初回	2回目以降	備考（主な車種など）
運送事業用	旅客		普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
運送事業用	旅客		軽	○					2年	←	福祉タクシー
運送事業用	貨物		車両総重量８ｔ以上	○					1年	←	貨物運送業者のトラック（三輪車を含む）
運送事業用	貨物		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				1年	←	
運送事業用	貨物		車両総重量８ｔ未満	○					2年	1年	
運送事業用	貨物		車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				2年	1年	
運送事業用	貨物		軽				●		2年	←	
運送事業用	貨物		二輪					●	3年	2年	
運送事業用	霊柩		通常タイプ	○					2年	←	霊柩車
運送事業用	霊柩		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物		車両総重量８ｔ以上	○					1年	←	トラック（三輪車を含む）
レンタカー	貨物		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				1年	←	
レンタカー	貨物		車両総重量８ｔ未満	○					2年	1年	
レンタカー	貨物		車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				2年	1年	
レンタカー	貨物		軽			○			2年	←	
レンタカー			定員11名以上	○					1年	←	マイクロバス
レンタカー			幼児専用車	○					1年	←	園児送迎車
レンタカー	乗用		普通・小型			○			2年	1年	マイカー型
レンタカー	乗用		軽			○			2年	←	
レンタカー	乗用		三輪	○					2年	1年	
レンタカー	二輪		小型			○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
レンタカー	二輪		検査対象外軽自動車			○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
レンタカー	特種		普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車
レンタカー	特種	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					1年	←	タンク車、冷凍冷蔵車
レンタカー	特種	貨物	車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				1年	←	
レンタカー	特種	貨物	車両総重量８ｔ未満	○					2年	1年	
レンタカー	特種	貨物	車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				2年	1年	
レンタカー	特種		軽			○			2年	←	
レンタカー	大特		車両総重量８ｔ以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
レンタカー	大特		車両総重量８ｔ未満	○					2年	1年	フォーク・リフト
レンタカー	大特	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
レンタカー	大特	貨物	車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				1年	←	
レンタカー	大特	貨物	車両総重量８ｔ未満	○					2年	1年	
レンタカー	大特	貨物	車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				2年	1年	
レンタカー			検査対象外軽自動車	○					無	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物		車両総重量８ｔ以上	○					1年	←	トラック（三輪車を含む）
自家用自動車	貨物		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				1年	←	
自家用自動車	貨物		車両総重量８ｔ未満			○			2年	1年	
自家用自動車	貨物		車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			2年	1年	
自家用自動車	貨物		軽				●		2年	←	
自家用自動車			定員11名以上	○					1年	←	マイクロバス
自家用自動車			幼児専用車			○			1年	←	園児送迎車（大人換算10名以下）
自家用自動車	乗用		普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
自家用自動車	乗用		軽				●		3年	2年	
自家用自動車	乗用		三輪			○			2年	←	
自家用自動車	二輪		小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
自家用自動車	二輪		検査対象外軽自動車					●	無	←	125cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
自家用自動車	特種		普通・小型	○注1		○注2			2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
自家用自動車	特種	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
自家用自動車	特種	貨物	車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				1年	←	
自家用自動車	特種	貨物	車両総重量８ｔ未満			○			2年	1年	
自家用自動車	特種	貨物	車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			2年	1年	
自家用自動車	特種		軽				●		2年	←	
自家用自動車	大特		車両総重量８ｔ以上	○					2年	←	ホイール・クレーン
自家用自動車	大特		車両総重量８ｔ未満			○			2年	←	フォーク・リフト
自家用自動車	大特	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
自家用自動車	大特	貨物	車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				1年	←	
自家用自動車	大特	貨物	車両総重量８ｔ未満			○			2年	1年	
自家用自動車	大特	貨物	車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			2年	1年	
自家用自動車			検査対象外軽自動車			○			無	←	そり付、カタピラ付軽自動車

※1．点検整備記録簿の保存期間は　●印：２年　○印：１年　　注1　車両総重量８ｔ以上　　注2　車両総重量８ｔ未満

四国運輸局　自動車技術安全部　組織のご案内

●自動車技術安全部

〒760－0068
香川県高松市松島町1－17－33【FAX】087－837－2672
高松第2地方合同庁舎

管理業務調整官	【TEL】087－835－6368	自動車登録手続き等に関する事務
整備・保安課	【TEL】087－835－6369	自動車の整備事業の指導監督に関する事務
技術課	【TEL】087－835－6370	自動車の検査に関する事務
保安・環境調整官	【TEL】087－835－6372	運送事業の安全対策及び自動車の環境対策に関する事務

リコールについての相談窓口、情報提供窓口

○各運輸支局　検査整備保安担当

○四国運輸局　自動車技術安全部　技術課

○自動車の不具合情報
　ホットライン

フリーダイヤル　0120－744－960（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
HP：http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html

○国土交通省　自動車局　審査・リコール課
〒100－8918
東京都千代田区霞が関2－1－3　合同庁舎第3号館
【TEL】 03－5253－8111 【FAX】 03－5253－1640

運輸支局　組織のご案内

●徳島運輸支局（応神庁舎）

〒771－1156
徳島県応神町応神産業団地1－1

【輸送・監査部門】　【TEL】088－641－4811

【登録部門】　【TEL】050－5540－2074（登録ヘルプデスク）

【検査整備保安部門】　【TEL】088－641－4813

【FAX】088－641－4814（輸送・監査部門）

【FAX】088－641－4820（登録部門、検査整備保安部門）

●香川運輸支局

〒761－8023
香川県高松市鬼無町20－1

【輸送・監査部門】　【TEL】087－882－1357

【登録部門】　【TEL】050－5540－2075（登録ヘルプデスク）

【検査整備保安部門】　【TEL】087－882－1355

【FAX】087－882－4033（輸送・監査部門）

【FAX】087－882－4041（登録部門、検査整備保安部門）

●愛媛運輸支局（本庁舎）

〒791－1113
愛媛県松山市森松町1070

【輸送・監査部門】　【TEL】089－956－1563

【登録部門】　【TEL】050－5540－2076（登録ヘルプデスク）

【検査整備保安部門】　【TEL】089－956－1561

【FAX】089－957－9035（輸送・監査部門）

【FAX】089－969－0556（登録部門、検査整備保安部門）

●高知運輸支局（大津庁舎）

〒781－5103
高知県高知市大津乙1879－1

【輸送・監査部門】　【TEL】088－866－7311

【登録部門】　【TEL】050－5540－2077（登録ヘルプデスク）

【検査整備保安部門】　【TEL】088－866－7313

【FAX】088－866－7310（輸送・監査部門）

【FAX】088－866－7315（登録部門、検査整備保安部門）

自動車検査独立行政法人　組織のご案内

●四国検査部

〒761－8023
香川県高松市鬼無町20－1
【TEL】087－882－1372
【FAX】087－842－5075

●徳島事務所

〒771－1156
徳島県応神町応神産業団地1－1
【TEL】088－641－6465
【FAX】088－641－6476

●愛媛事務所

〒791－1113
愛媛県松山市森松町1070
【TEL】089－956－2809
【FAX】089－956－2812

●高知事務所

〒781－5103
高知県高知市大津乙1879－1
【TEL】088－804－5203
【FAX】088－804－5245

軽自動車検査協会　組織のご案内

●香川主管事務所

〒769－0103
香川県高松市国分寺町福家甲1258－18
【TEL】087－870－6676
【FAX】087－870－6585

●徳島事務所

〒771－1156
徳島県応神町応神産業団地1－3
【TEL】088－641－4848
【FAX】088－641－4554

●愛媛事務所

〒791－1112
愛媛県松山市南高井町1814－2
【TEL】089－975－6730
【FAX】089－976－7652

●高知事務所

〒781－0270
高知県高知市長浜3106－2
【TEL】088－842－5734
【FAX】088－842－5075

国土交通省以外のお問い合わせ先等

●公益財団法人　自動車製造物責任相談センター

〒105－0001　東京都港区虎ノ門1丁目19番5号　虎ノ門1丁目森ビル
フリーダイヤル　0120－028－222

【FAX】03－3502－0286

●香川県消費生活センター

〒760－8570
香川県高松市番町4丁目1-10（県庁東館2F）
●TEL(087)832-3790
●FAX(087)861-3291
●相談専用電話
(087)833-0999
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日8:30～17:00）

●徳島県消費者情報センター

〒770－0851
徳島県徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）5階
●TEL(088)623-0110
●FAX(088)623-0174

●愛媛県消費生活センター

〒791－8014
愛媛県松山市山越町450番地（愛媛県男女共同参画センター1階）
●TEL(089)926-2603
●FAX(089)946-5539
●相談専用電話
(089)925-3700

●高知県消費生活センター

〒780－0935
高知県高知市旭町3丁目115
こうち男女共同参画センター　ソーレ2F
●TEL(088)824-0999
相談受付時間：　9時～16時45分まで
※日曜も相談を受け付けています。
（土曜日・祝日・年末年始は休みです）
●FAX(088)822-5619

メーカーお客様相談窓口一覧

●いすゞ自動車(株)	【TEL】0120－119－113
●スズキ(株)	【TEL】0120－40－2253
●ダイハツ工業(株)	【TEL】0800－500－0182
●トヨタ自動車(株)	【TEL】0800－700－7700
●日産自動車(株)	【TEL】0120－315－232
●UDトラックス(株)	【TEL】0120－67－2301
●日野自動車(株)	【TEL】0120－106－558
●富士重工業(株)	【TEL】0120－052－215
●本田技研工業(株)	【TEL】0120－112－010
●マツダ(株)	【TEL】0120－386－919
●三菱自動車工業(株)	【TEL】0120－324－860
●三菱ふそうトラック・バス(株)	【TEL】0120－324－230
●(株)カワサキモータースジャパン	【TEL】0120－400－819
●ヤマハ発動機(株)	【TEL】0120－090－819

その他

●日本自動車輸入組合	〒105－0014 東京都港区芝3－1－15　芝ポートビル5F 【TEL】03－5765－6811